

核軍縮と非核自治体・1998

- 核軍縮キーワード(97.1~98.5)
- 非核自治体への提案

監修・梅林宏道／前田哲男
発行・平和資料協同組合(ピースデボ)

発刊にあたって

平和資料協同組合（ピースデポ）は、昨年の11月に設立総会を開き、今年の1月1日から活動を開始しました。それは「市民の手による平和のためのシンクタンク」という謳い文句をかけた、調査・研究・情報活動を中心とする平和NGO（非政府組織）として、日本で初めての挑戦でした。

ピースデポが7年の準備期間を卒業して正式発足に飛躍することができた大きなきっかけは、95年6月以来おおきく盛り上がった、フランスの核実験再開に反対する国際的な反核運動でした。ピースデポはそのとき、太平洋軍備撤廃運動（PCDS）と協力して『核兵器・核実験モニター』の発刊に踏みきりました（95年7月15日に第1号）。それも月に2回（1日と15日）というハイペースの刊行に挑戦しました。関心のある市民が情勢を把握し想をえるのに役に立つよう、国際性のある情報を迅速に提供するというねらいは、多くの読者に歓迎されました。それは、ピースデポの活動が社会的なニーズに応えることのできるものであることを、私たちに確信させることとなりました。『核兵器・核実験モニター』の刊行は、今日にいたるまでピースデポの中心的な活動の一つとなっています。

核軍縮問題に取り組んできたこのような蓄積を基礎にして、このたび私たちは、日本の非核自治体の関係者やその推進をめざしている市民を対象として、冊子「核軍縮と非核自治体・1998」を発行することにしました。おおむね1997年1月から98年5月までの世界の核軍縮の歩みや核兵器に関する新しい動向を、分かりやすく、キーワードを中心に解説しようとする冊子です。世界の非核自治体やNGOの動きも伝えます。

インドとパキスタンの核実験の強行によって、世界の核兵器廃絶運動は改めてその真価が問われています。非核自治体運動も例外ではありません。日本の非核自治体が、この冊子から、活動や事業についての新しいヒントを得ていただければ、私たちにとってこのうえない喜びです。

1998年6月 「核軍縮と非核自治体・1998」編集委員会

代表 梅林宏道

正誤表

下記の箇所に誤りがありました。訂正とともににお詫びいたします。

①46ページ 最下段注釈

(誤)

電話：0466-25-111 (内2142) → 0466-25-1111 (内2142)

(正)

②46ページ 本文下から3行目

(誤)

会長名の抗議（97年5月）→会長名の抗議（98年5月）

(正)

③63ページ (表) 最右段

(正) 15行目「スーダン yyv」から35行目「ウルグアイ yya」までの計21行を削除して下さい (重複しているため)

発行を祝す

冊子「核軍縮と非核自治体・1998」の発行をお祝い申し上げるとともに核廃絶に向けた貴組合の努力に敬意を表します。

この度の冊子「核軍縮と非核自治体・1998」の発行は、反核・平和運動の発展を示すものであり、平和を求める人々に限りない励ましと勇気を与えるものです。

核廃絶を目指す努力は、世界各国で粘り強く進められています。キャンベラ委員会報告や CTBT 成立、軍人による反核声明等の特筆される成果も世界各国における粘り強い核廃絶への努力があったからだと言えます。しかしその一方で、核戦争の危機をともなった地域紛争は絶えず、核保有国による核実験は依然として繰り返されているのも、また現実です。

核廃絶に向けて一歩でも二歩でも前進させるためには、国内的には勿論のこと国際的にも自治体・市民による反核包囲網の形成が必要となっています。そのことは、世界各国の核に関する情報・資料を正確に知ることによって始めて可能となるものです。

そのような意味で、ピースデポの『核兵器と核実験モニター』紙が核廃絶を求める多くの非核自治体関係者や市民に活用されているのは、当然のことと言えましょう。

この度、ピースデポが『核兵器と核実験モニター』の情報・資料を非核自治体職員や市民が活用しやすいように編成し、「核軍縮と非核自治体・1998」として発行されることは、大変意義あるものと考えます。

この度発行される冊子「核軍縮と非核自治体・1998」が核廃絶を求める自治体・市民に大いに活用され、日本の反核・平和運動が益々発展することを願ってやみません。

おわりにピースデポの益々の発展をご祈念申し上げ、冊子「核軍縮と非核自治体・1998」発行のお祝いの言葉といたします。

1998年5月25日

日本非核宣言自治体協議会

会長

沖縄県北中城村長 喜屋武 韶

目次

発刊にあたって 編集委員会代表 梅林宏道 1

発刊を祝す 日本非核宣言自治体協議会会长 喜屋武馨 2

第1章 核軍縮：1997の概観 5

1. 核軍縮概観 1997年1月～1998年5月 5
2. 核軍縮年表 1997年1月～1998年5月 9

第2章 核軍縮：1997のキーワード 13

A. 外交交渉における課題

1. 包括的核実験禁止条約 (CTBT) 13
2. 核不拡散条約 (NPT) 準備委員会 14
3. ジュネーブ軍縮会議 (CD) 15
4. 国連総会の決議 16
5. 戦略兵器削減条約 (START) 17
6. 国際司法裁判所 (ICJ) の勧告的意見の波紋 18
7. 国際刑事裁判所 (ICC) と核兵器 19
8. 兵器用核分裂物質の生産禁止 (カットオフ) 条約 20
9. 核兵器の警戒体制解除と第一不使用宣言 21

B. 各国の核兵器政策

1. 各国の核兵器の現状 22
2. 未臨界核実験 24
3. 米国の「備蓄兵器管理計画」と新型核兵器 25
4. 核兵器使用についての米大統領新指針 26
5. ビキニ人体核実験疑惑 27
6. 英国の核政策見直し 28
7. カナダの核政策見直し 29
8. イラク危機と核兵器 30
9. インド・パキスタンの核実験 31

C. 日本政府の核兵器政策

1. 「ステップ・バイ・ステップ」政策 32
2. 日本提案の「究極的核廃絶」国連総会決議 33
3. CTBT 批准と法改正 34
4. 核兵器持ち込み密約 35
5. 国連札幌軍縮会議 36

D. 非核自治体と NGO (非政府組織)	
1. 核兵器廃絶を求める文民指導者の声明	37
2. 核兵器廃絶ネットワーク「アボリション2000」	38
3. NGOとNPT再検討会議準備委員会	39
4. 核兵器禁止条約を求める非核自治体	40
5. 英米の非核自治体	41
6. オーストラリアの非核自治体	42
7. 韓国での非核自治体の試み	43
8. 日本の非核宣言自治体	44
9. 世界平和連帯都市市長会議	45
10. 日本非核宣言自治体協議会	46
11. 「神戸方式」の再評価	47
12. ハーグ平和アピール1999	48
第3章 提案	49
資料	53
1. ヘルシンキ米ロ・サミット「核戦力の将来的な削減指標に関する共同声明」(97年3月)	53
2. 核兵器廃絶のためのキャンベラ委員会報告書(要旨)(96年8月)	54
3. 非同盟28カ国提案「核兵器廃絶に向けての行動計画」(96年8月)	58
4. 第52回国連総会におけるマレーシア決議(97年12月)	61
5. マレーシア決議案、国連総会での投票結果(97年12月)	63
6. 未臨界核実験米エネルギー省発表	64
第1回(97年7月)／第2回(97年9月)／第3回(98年3月)	
7. 米エネルギー省発表「CTBTに対する保障措置」(95年10月)	66
8. 未臨界核実験に関する欧州議会決議(98年2月)	67
9. 「ニューヨーク・タイムズ」論説「爆弾の改良は不必要」(97年8月)	68
10. インド原子力省と国防研究開発機関との共同声明(98年5月)	69
11. NPT延長後の核軍縮セミナー・池田外務大臣挨拶(抜粋)(96年12月)	71
12. マレーシア決議案への林暉軍縮大使の態度表明(97年11月)	72
13. 日本提案の「究極的核廃絶に向けた決議」(97年12月)	73
14. 各国の將軍と提督による核兵器についての声明、署名者一覧(96年12月)	75
15. 核兵器に関する世界の文民指導者の声明、署名者一覧(98年2月)	78
16. 「アボリション2000」声明(95年4月)	82
17. モオレア宣言(「アボリション2000」設立声明への補足)(97年1月)	83
18. 「アボリション2000」の自治体宣言採択、米サンタバーバラ市の例(97年3月)	84
19. 核兵器禁止条約の2000年までの締結を求めている世界の自治体リスト	85
20. 英国非核自治体連合のインド政府への要請文(98年3月)	87
21. 日本の非核宣言自治体の活動と事業	87

第1章 核軍縮：1997の概要

1. 核軍縮概観1997.1～1998.5

概観

1996年は核軍縮にめざましい前進を記した年であった。核兵器の国際法上の非合法性と、すべての国が核兵器禁止条約の交渉と締結を法的に義務づけられていることを明らかにした国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見の発表(7月)、オーストラリア政府が委嘱したキャンベラ委員会の報告(8月)、包括的核実験禁止条約(CTBT)の成立(9月)、各国軍人による反核共同声明の発表(12月)、核兵器禁止条約(NWC)への交渉開始を求める初めての国連決議の採択(12月)など、核軍縮の歴史に残るできごとがあいついた。

それに比較したとき、昨年(1997年)は、核軍縮の停滞が印象づけられた。CTBT締結にいたる混乱が尾をひいた1997年のジュネーブ軍縮会議(CD)はほとんど機能しなかった。98年のCDの第1会期(98.1.19～3.27)は、いくつかの合意をみることができたが、核軍縮については特別委員会の設置も、専門コーディネーターの任命も合意されなかった。核兵器の未臨界実験が、この期間に米国で3回、ロシアでも何回か強行され、CTBT後の核兵器国への執着の強さを見せつけた。

そして、98年5月、ついにインドとパキスタンが核実験を行った。核軍縮の停滞がこのような拡散を許した側面を否定することはできない。

しかし一方で、96年の成果はさまざまな変化をひき起こしつつある。ICJの勧告的意見は、カナダと英国両政府に影響を与え、両国の核兵器政策の見直しを促すことになった。見直し作業は今も進行している。軍人たちの反核声明をひき継いで、98年2月には、世界の文民リーダー117人が反核の共同声明を発した。2000年中に核兵器禁止条約(NWC)の締結を求めるNGO連合「アボリション2000」ネットワークは、地雷禁止の成功に勇気づけられ、エネルギッシュな活動をつづけている。

以下にいくつかの分野について課題を概観する。

(1) CTBT——インド・パキスタンの核実験と未臨界核実験

CTBTの調印開始(96年9月24日)から約1年7ヶ月が経過した1998年4月において、CTBTの調印国は149カ国に達した。しかし批准をすませた国はまだ13カ国であり、そのなかには発効に必要とされる44カ国の中6カ国が含まれているにすぎなかった。

98年5月のインドとパキスタンの核実験は、CTBTの発効に決定的な打撃を与えた。インドもパキスタンも発効に必要とされる44カ国に含まれている。その両国が、核兵器競争を始めたのであるから、CTBTにとっては極めて深刻な事態である。この状況は、CTBT発効の問題が核軍縮全体の進展と密接に関連せざるをえなくなったことを示している。

米国やロシアの未臨界核実験もまた、CTBT発効への障害であると言わってきたが、インド・パキ

スタンの核実験によって、それが真実となった。米国はこの期間に、ネバダ核実験場で3回の未臨界核実験を強行した。ロシアもまた、正確な回数はわからないが数回の未臨界核実験をノバヤゼムリア核実験場で行ったことが明らかになった。米国は、CTBT後も核兵器に固執し、核実験場を閉鎖する意図がないことを強く印象づけた。

米国の未臨界核実験は、膨大な「備蓄兵器管理計画（SSMP）」の小さな一部分にすぎない。非政府組織（NGO）である天然資源保護評議会（NRDC）が、SSMPに関する内部文書を入手し公表した（97年8月）。ニューヨーク・タイムズがこれを大々的に報道したが、新型兵器開発につながる膨大な科学的研究が明らかになったことによって、SSMP問題が社会的にクローズアップされた。

（2）核兵器削減——START III合意とNATO拡大

米ロ・ヘルシンキ・サミットの結果、クリントン、エリツィン両大統領は、昨年3月21日に共同声明を発した。そのなかで、ロシア議会の第Ⅱ次戦略兵器削減条約（START II）への反対を和らげる意図をこめてSTART IIの実施期限を2003年から2007年に延期すること、START II発効と同時にSTART IIIの交渉を始めること、が合意された。START IIIの内容は、戦略核兵器の弾頭数を、2000～2500個（START IIでは3000～3500個）まで削減することを骨子としている。START II以後、次の目標がまったく見えなかった経過のなかでは、START III合意は、歓迎されるべき進展であった。

しかし、98年5月末にいたるまで、ロシア議会によるSTART II承認が実現していない。米議会は調印後3年たった96年1月に、やっとSTART IIを承認した。ロシア議会の抵抗の原因となっているNATO（北大西洋条約機構）の東方拡大問題と弾道ミサイル防衛問題について、エリツィン大統領の楽観にもかかわらず、議会には根強い警戒感が残っている。米国への警戒感に加えて、インド・パキスタンの核実験がロシア議会の議論にマイナスの影響を与えることも新たな懸念材料となった。

（3）ジュネーブ軍縮会議（CD）とカットオフ条約

ジュネーブ軍縮会議は、「行き詰まり」をあらわにした一年であった。CTBTの交渉の場であったCDは、インドなどの抵抗でその最終交渉に失敗し、CTBT締結を国連総会に委ねることになった。その後遺症をひきずった97年のCDは、CTBT後の次の優先議題を定められないままに終わった。兵器用核分裂物質の生産禁止（カットオフあるいはフィスパン）、対人地雷禁止、核兵器軍縮、非核兵器国に対する安全保障問題（NSA）、大気圏外での軍備競争の防止、通常兵器の透明性などが、CDの次の主要議題と考えられていた。

1998年のCD第1会期において、これらの議題について多少の進展があった。NSAについての特別委員会が設置されるとともに、多くの専門コーディネーターの設置が合意された。しかし、核兵器軍縮についてはそのいずれも合意にいたらなかった。また、米国や日本、ドイツが積極的であるカットオフ（あるいはフィスパン）についても、具体的な成果をあげられないまま現在に至っている。

カットオフ交渉の困難の背後には、CTBTの場合ときわめてよく似た立場の相違がある。つまり、カットオフを核軍縮に直接貢献するような一段階と位置づけるか、カットオフを核不拡散の道具と考え、それによって核兵器国の既得権を守ろうとするか、の違いである。

（4）NPT準備委員会——試される再検討プロセスの強化

2000年に開かれる核不拡散条約（NPT）の第1回準備委員会が、1997年4月にニューヨークで、第2回準備委員会が98年4～5月にジュネーブで開かれた。1995年にNPTが無期限延長されたときに、条件の一つとして同条約の見直し体制の強化が合意された。その合意に基づく新しい試みであった。

第1回準備委員会では、最終的な場面で混乱があったが、第2回会議で3つの議題について特別の時間を割くことという合意事項が残された。つまり、NPT参加国への安全保障、中東問題の決議（内容的にはイスラエルに対するNPT加盟要請決議）、カットオフ条約の3項目である。第1回会議の成果が乏しかったことは、準備委員会の性格づけや運営方法についての議論に時間を費やすければならなかったことを考えると致し方のない事情もあった。

しかし、第2回準備委員会もまた第1回以上に具体的な成果なく終わった。一般的な核軍縮問題のみならず、特別の時間を割いた3項目についても具体的な成果を残すことはできなかった。核兵器国が、準備委員会の権限が強まるこを望まず消極的態度に終始したこと、イスラエル問題で米国が抵抗を続けたこと、などが主要な原因であった。

（5）国際司法裁判所の波紋——カナダ、イギリス、モデル核兵器禁止条約

核兵器の国際法上の違法性と核軍縮義務についての判断を示したICJ勧告的意見の波紋は、97年中も確実に拡大した。

勧告にしたがって、核兵器禁止条約（NWC）のための国際条約の交渉を97年中に開始することを求める96年の国連決議（いわゆるマレーシア決議）は、実行されなかった。したがって98年中の交渉開始を求めて、同様な決議が97年に再び採択されることとなった（12月9日）。支持国の中止と比較して大きな前進はなかった。

カナダ政府はICJ勧告に動かされて、NATOにおける核兵器政策は見直されるべきであるというアクスワージー外務大臣の見解をもとに、カナダ議会の外交貿易常設委員会で再検討が開始された。検討結果は継続されている。また97年5月に英国で誕生した労働党政権もまた、原潜のパトロール体制の中止などNATO政策の変更の提案を視野にいたる核兵器政策見直しを検討している。

ニューヨークにあるNGO「核政策に関する法律家委員会」が中心になって、97年4月にモデルNWCがまとめられた。NWCの交渉において問題になると思われる法的、技術的、政治的問題を明らかにする試みであり、97年のNGOの大きな貢献の一つであった。モデルNWCは、コスタリカ政府によって国連に提出され、98年1月に国連公文書となった。

（6）日本政府の核兵器政策

過去17ヶ月、日本政府の核軍縮に対する姿勢に変化はなかった。国連総会において、「核兵器禁止条約の締結への交渉を求める」マレーシア決議案に対して、97年もまた棄権投票を行った。広島平和宣言が、はじめて「核の傘に依存しない安保政策」を訴えた（97年8月6日）が、日本政府は「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」において、米国の核抑止力に依存することを再確認した（9月23日）。政府はカットオフ条約が核軍縮の最優先課題との立場をとっているが、核兵器国との備蓄え、それによって核兵器国の既得権を守ろうとするか、の違いである。

核物質の扱いなどの鍵となる争点について、積極的な独自提案をしなかった。したがって、国民の強い反核感情を意識したリップサービスをするが、実は米国の核戦略を積極的に支えようとするのが日本の核政策の本質であるという国際的な一般的評価は、昨年も不变であった。

そんななかで、日本がCTBTの批准をいち早く行い（98年7月8日）、44カ国の中で先頭をきつたのは救いでいた。これに連動して「原子炉等規制法」の立ち入り検査などについて法改正が行われたが、それは地域の信頼醸成の基礎として将来役立つはずのものである。

大切なことは、日本が果たすべき核軍縮への貢献について、国際社会の期待は決してなくなっていないということである。インド・パキスタンの核実験をうけて、日本がこれまでとは違う積極姿勢で核軍縮にとり組むかどうか、国際社会は注視している。

(7)「アボリション2000」などNGOの動き

「思いを同じくする国々」とNGOの連携によって大きな成果を収めた対人地雷全面禁止のオタワ・プロセスの成功は、核兵器廃絶のための地球ネットワーク「アボリション2000」にも大きなインパクトを与えた。

1997年の「アボリション2000」の功績の一つは、米国（1997年3月）、英国（同9月）、カナダ（1998年2月）において科学的な裏づけのある世論調査を委託し、核兵器禁止条約締結を支持する世論が、いずれの国においても87%以上存在することを明らかにしたことであろう。米国内の調査結果はとりわけ大きな意味がある。

「アボリション2000」は、NPT準備委員会に合わせて、ニューヨークやジュネーブに集まってシンポジウムやセミナーを開いている。恒常的なとり組みとしては、21世紀を核兵器のない世界にしようという「アボリション2000」声明の支持団体の世界的な拡大、同じ趣旨で非核自治体の支持の拡大、「ひまわり署名」と呼ばれる個人署名、にとり組んでいる。「アボリション2000」の支持団体は、大陸にわたり1000団体を越えており、同趣旨の非核自治体は192自治体に達している。

また、この時期の注目すべきとり組みとしては、モデル「核兵器禁止条約」の国連を通じての各国への提案や、ICJの勧告的意見の主要な内容を紹介する本の出版、がある。また、98年5月には、核兵器廃絶に熱心な国で影響力のある国の連合を作るためにNGOが活動する「中堅国家構想(MPI)」を出発させた。

2. 核軍縮関連年表 1997年1月～1998年5月

97年

1月20日	1997年のジュネーブ軍縮会議（CD）第1会期始まる。
1月21日～28日	「アボリション2000」がタヒチ・モオレア会議を開催。植民地化された先住民の権利回復が核兵器廃絶運動と不可欠とするモオレア宣言を採択。
1月24日	仏独首脳が昨年12月に合意の秘密文書発覚。欧州安保について「核抑止力の中心は米、英仏は補足的」と位置づけ。
1月31日	原子力委員会、2000年までにプルサーマルを3、4基で実施の方針決定。2010年頃までに全電気事業者の実施求める。
2月10日	岩国基地所属の米海兵隊機が、95年12月～96年1月にかけて沖縄・鳥島射爆撃場で劣化ウラン徹甲焼夷弾1,520発を発射したことが判明。劣化ウラン弾による影響調査と撤去運動広まる。
2月24日	カナダのダグラス・ロウチ元軍縮大使、都内で会見。「カナダは核政策見直し中。日本は主導的役割を」と訴える。
3月11日	茨城県東海村の動燃・東海事業所の使用済み燃料再処理施設内の「アスファルト固化処理施設」で火災発生。
3月12日	インドネシア、東南アジア非核兵器地帯条約を批准。
3月21日	クリントン、エリツイン両大統領、ヘルシンキで会談。戦略兵器削減条約（START）II発効と同時にSTART III交渉開始に合意。戦略核弾頭を2007年末までに双方2,000～2,500発まで削減。
3月28日	カンボジアとシンガポールが批准書を寄託し、東南アジア非核地帯条約が発効。
4月7日	核不拡散条約（NPT）再検討会議準備委員会、ニューヨーク国連本部で開催。
4月18日	NPT再検討会議準備委員会、再検討会議を2000年4月24日から5月19日までニューヨークで開くことなどで暫定合意し終了。
4月25日	政府、包括的核実験禁止条約（CTBT）批准に向け、原子炉等規制法の一部改正を閣議決定。
5月7日	ロシアの安保政策の指針となる「国家安全保障の概念」、同国の安保会議で承認。核兵器の先制使用の権利盛り込む。
5月27日	NATOとロシア、冷戦後の欧州の安全保障の基盤となる「基本文書」に調印。NATO新規加盟国への核不配備再確認。
5月30日	米エネルギー省、ネバダ核実験場にある未臨界核実験用の施設を公開。実験実施を6月27日以降に延期と発表。
6月6日	参院本会議、CTBT批准を承認。批准書を国連事務局に寄託へ。
6月7日	日米両政府、「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」の中間報告を公表。核抑止依存を明記。
6月13日付	ロ軍、STARTで削減定めた潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM、SS20を19発）をバ

6月19日	レンツ海上空に発射、空中で爆破処分。核弾頭は事前に取り外す。時期は3月末。 仏ジョスパン首相、「もんじゅ」と技術提携する高速増殖実証炉「スーパーフェニックス」廃止の方針表明。	9月10日 9月18日 9月26日 10月4日 10月29日 11月10日 11月12日 11月17日 12月3日 12月3日 12月7日付 12月9日 12月9日	2,400件に関する報告書公表。 CD、97年の全日程終了。カットオフ条約交渉にインドの反対などで、次の議題も決まらず。 米、2回目の未臨界核実験「ホログ」をネバダ実験場で実施。 米ロ、START IIの実施期限延長の議定書に調印。同時に、弾道弾迎撃ミサイル制限条約に関する一連の合意文書にも。 米、沖縄の「核抜き」返還を決めながら日本に明らかにせず、基地自由使用をかちとる取り引き材料に。機密解除の公文書で明らかに。 江沢民・クリントン、米中首脳共同声明。原子力平和利用協力協定の凍結解除。核・ミサイル技術の不拡散遵守など。 マレーシア決議案、国連総会第1委員会で採択。日本は棄権。 未臨界核実験、ロシアも実施と判明。原子力省高官明かす。昨年、今年それぞれ2回ずつ完了。 日本提出の「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮決議案」、国連総会第1委員会で採択。核保有5カ国すべて賛成は初。
6月26日	千葉県浦安市議会、核兵器禁止条約（NWC）の2000年までの締結求める決議採択。 日本の自治体で初。		
6月30日	広島平和会館、「インド・パキスタンと平和交流を進める広島市民の会」設立。非核・平和を念頭においていた両国との交流は初めて。		
7月2日	米、ネバダ核実験場で未臨界核実験「リバウンド」を実施。		
7月3日	インドの核問題専門家、「インドにCTBT署名を迫りながらそれを空洞化させる未臨界核実験実施は矛盾」と、米を批判。		
7月3日	中国外務省、「CTBTの規定する義務を忠実に実行すべき」と、米未臨界核実験を批判。		
7月4日	梶山官房長官、米未臨界核実験について「CTBTに違反せず」と、容認の考え方示す。		
7月4日	政府、CTBT批准を閣議決定。		
7月8日	日本政府、CTBTの批准書をアナン国連事務総長に寄託。署名144カ国中4番目。発効に要する44カ国で初。		
7月22日	第9回国連軍縮札幌会議開催。22カ国の政府高官や軍縮専門家らが個人の資格で参加。25日迄。		
8月5日	第4回世界平和連帯都市市長会議、広島で開催。7日から長崎に移り9日迄。国内外115都市の首長ら参加。		
8月5日	日本非核宣言自治体協議会全国大会、広島で開催。143市区町村から参加。「核実験の全面禁止求める」などとする大会決議採択。		
8月6日	広島、52回目の「原爆の日」。平岡市長、平和宣言で「核の傘」に頼らぬ安保体制構築を初めて政府に要求。		
8月9日	長崎、52回目の「原爆の日」。伊藤市長、平和宣言で米未臨界核実験への抗議や東北アジア非核地帯条約の創設求める。		
8月9日	第4回世界平和連帯都市市長会議、長崎市でCTBT早期発効や未臨界核実験全面禁止など求めるアピール採択し閉幕。		
8月19日	朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）が提供する軽水炉敷地工事の起工式。		
8月19日	空母インディペンデンスの小樽港寄港問題で「外務省から核搭載はないと回答」と小樽市長が市議会で答弁。（入港は9月5日）		
8月20日	ロシア戦略ミサイル軍、NATO加盟国に対する警戒体制を緩和と発表。戦略核ミサイルの照準解除、ミサイルからの弾頭取り外し含む。		
8月21日	米、地中貫通型核爆弾B61-11を、ミズーリ州の空軍基地に約50個配備済み。NRDCなど明かす。既存のB53と交代。		
8月21日	ソウルで開催の世界政治学会、「朝鮮半島平和のための知識人宣言」発表。朝鮮半島の非核化など求める。約40カ国200人の学者が署名。		
8月27日	米国防総省、1944年から94年にかけて米政府が実施した放射能を使った人体実験約		
		98年	
		1月4日付 1月6日付 1月6日付 1月7日 1月19日 1月31日 2月2日	54年の米ビキニ水爆実験で、被爆島民ら対象の人体影響調査の意図や計画示唆する公文書。マーシャル諸島政府に公開の文書から。 米ビキニ「人体実験」問題で、第五福竜丸乗組員の血液データなどの採取を原子力委員会が指示。人種の相違による影響確認が目的。 旧ソ連空軍関係者ら約7,000人がセミパラチンスク核実験場付近に移住させられ、白血病など死者続出。生存者、「人体実験」とロ政府に補償要求。 マーシャル諸島共和国外相、米ビキニ「人体実験」について「モルモット扱い」と語り、追加補償など求める考え明かす。 CD、98年第1会期開幕。 ガンジー翁暗殺50周年にあわせて広島・長崎両市とインドの市民団体など、ムンバイ（ボンベイ）で原爆展。初日だけで1,500人来場。 核兵器廃絶に関する「世界の文民指導者の共同声明」発表。ゴルバチョフ氏など46カ国117名が署名。

- 2月2日 仏、高速増殖炉「スーパーフェニックス」即時廃止と解体を正式発表。解体は2005年以降。
- 2月3日 16日からの総選挙で第1党が予想されるインド人民党、党綱領で「核兵器導入オプションの実行」との政策発表。
- 2月3日 98年版米国防報告、核兵器の使用指針見直しを公式に認め、冷戦時代に比べ核の安全保障上の役割低下と明記。
- 2月23日 高知県、「非核神戸方式」適用のための県港湾施設管理条例改正見送り決定。外務省の否定的見解を地元選出代議士が県側に伝達。
- 3月13日 小泉厚相、厚生省が広島・長崎両県に建設予定の原爆死没者追悼平和祈念館について、建設の是非含めた計画見直しの考え方示す。
- 3月18日 インド人民党バジパイ氏、新政権の「統一綱領」発表。核兵器導入の選択肢保持。「具体的時間設定なし」と表明。
- 3月19日 米エネルギー省ネバダ実験場、3回目の未臨界核実験を25日午前10時（現地時間）に実施と発表。
- 3月19日 パキスタン外務省、インド人民党バジパイ首相の核兵器への姿勢について「危険であり、印度が限界こえればわが国も対抗」と発言。
- 3月19日 「第5福竜丸」のエンジン、東京「夢の島公園」に到着。正式公開は11月。
- 3月25日 米、3回目の未臨界核実験「ステージ・コーチ」をネバダ核実験場で実施。
- 3月25日 仏上院、CTBT 批准承認案を圧倒的多数で可決。批准成立。
- 4月1日 核兵器のない世界に向けた課題を研究する「広島平和研究所」オープン。初代所長に明石康氏。広島市立大学の付属機関。
- 4月3日 国際刑事裁判所（ICC）設立のための規定草案、国連本部設立準備委員会で採択。ローマで開催の外交会議で成立めざす。
- 4月6日 英仏、CTBT 批准書を寄託。核保有国としては初。批准国は13カ国に。条約発効に必要な44カ国では6カ国に。
- 4月10日 インドで開催の「ヒロシマ・ナガサキ原爆展」展示のうち、インドの核政策などを紹介した3枚が、インド政府の命令で撤去と判明。
- 4月27日 NPT 再検討会議第2回準備委員会、ジュネーブで始まる。5月8日まで。「アボリション2000」なども並行会議。
- 4月28日付 広島、長崎両市、伊コモ市で5月2～29日、「ヒロシマ・ナガサキ原爆展」開催。伊では3番目。
- 5月8日 NPT 再検討会議第2回準備委員会閉会。核保有国の反対で、報告書に実質的内容盛り込めず。
- 5月11日 CD 第2会期始まる。「消極的安全保障」などが議題。6月26日まで。
- 5月11日 インドが、15時45分に同国西部ラジャスタン州ポカランで3回の地下核実験実施。
- 5月13日 インド、12時21分にポカランで2回の核実験を再び実施。
- 5月28日 パキスタンが、15時16分、バルチスタン州チャガイ丘陵で5回の核実験を実施。
- 5月30日 パキスタン、13時10分、チャガイで再び1回の核実験を実施。

第2章 核軍縮：1997のキーワード

A. 外交交渉における課題

1. 包括的核実験禁止条約（CTBT）

包括的核実験禁止条約（CTBT）は、1996年9月10日ニューヨークで行われた第50回国連総会で賛成158、反対3、棄権5という圧倒的多数の賛成によって採択された。賛成は国連加盟国の85%、投票参加国95%にあたる。9月24日には国連本部において調印式が行われた。94年1月にジュネーブ軍縮会議（CD）でCTBT交渉が開始されてから2年9ヶ月かかって合意したことになる。採択された条約案は、ジュネーブ軍縮会議（CD）*核実験禁止特別委員会のオランダのラマカー議長の名をとつてラマカー案と呼ばれる。

CTBTは、前文で核兵器の廃絶という究極的目標のもとに核兵器削減努力を強調し、核爆発を伴う実験を中止することが、核保有国新たな核兵器開発を終わらせ、核軍縮と核拡散防止の有効な手段に成りうるとしている。この表現は、条約の重点を核軍縮に置くか、核拡散防止に置くかという論争の着地点であり、核兵器保有国に配慮した結果生まれたものである。禁止範囲は基本的義務として「いかなる場所においても、いかなる核兵器実験の爆発やその他のいかなる核爆発も禁止する」とされている。いわゆるゼロ・イールド（威力ゼロ）まで、すべての規模の核爆発が禁止される。中国が主張したダム建設などを目的とした「平和的な核爆発（PNE）」は原則禁止となり、条約の再検討時の課題となった。コンピュータ・シミュレーションなどの実験や未臨界核実験*など核爆発を伴わない実験は禁止対象となる。このことは、調印後のアメリカとロシアの未臨界核実験を許し、CTBTに反対したインドが地下核実験を行う口実ともなった。

問題はCTBTがいつ発効するかである。条約では、1996年6月18日のCD参加国で、原子炉など原子力技術を持つ44カ国が批准したのち、180日以内に発効するとされている。44カ国の中には、インド、パキスタン、iran、イスラエル、朝鮮民主主義人民共和国などが含まれている。98年4月までに批准したのは13カ国で、うち発効に必要な国は、日本、ペルー、スロバキア、オーストリア、フランス、イギリスの6カ国に止まっている。調印国総数は149カ国に及んでいる。

* 15ページ参照。

* 24ページ参照。

2. 核不擴散條約（NPT）準備委員會

※ 核兵器拡散を防止することを目的とした条約で、1968年にロンドン、モスクワ、ワシントンで署名された。70年に40ヵ国が批准し、発効。98年4月現在186ヵ国が批准している。

条約は、非核兵器国が核兵器を持つことを禁ずると同時に、核兵器国との核軍縮努力を定めている。核兵器保有国の核独占許容する不平等条約だと批判がある一方で、この条約の枠内で核兵器国に核軍縮を促そうとする努力が、非同盟諸国やNGOを中心に続いている。

条約は、「条約発効の25年後に、条約を無期限延長するか期限付延長するかを決定する」と定めており、これに基づき1995年に会議が開かれ、無期限延長が決定された。

※ 13ページ参照。

- * 95年の延長会議で採択された「原則と目標」では、核保有国に「究極的な核兵器の廃絶を目的として、系統的、漸進的に核兵器を削減する努力」を求めている。

「非核兵器国に対して核兵器を使用しない」との約束のこと。これに国際法的な拘束力をもたせることが非同盟諸国などは強く求めている。

* 20ページ参照。

* ジュネーブ軍縮会議の項(15
ページ)参照。

1995年の核不拡散条約（NPT）の無期限延期*にあたり、条約の再検討過程を強化することが決定された。その一環として、条約に定められた5年ごとの再検討会議（次回は2000年）に向けて、その開催の3年前から準備委員会が毎年開かれることになった。

これに基づき、第1回準備委員会は97年4月7日から18日にニューヨークで開かれ、148カ国の代表が参加した。議長はフィンランドのパトカリオ大使がつとめた。第2回準備委員会は98年4月27日から5月8日までジュネーブで開かれ、97カ国の代表が参加した。議長はポーランドのビズネル大使がつとめた。

第1回、第2回を通して、議論の枠組みに大きな変化は見られない。包括的核実験禁止条約（CTBT）*の締結を評価しその早期発効を求めるという点では多くの国が一致している。しかし、非同盟諸国などが、核保有国による核軍縮の義務を、NPT 第6条、95年延長会議での「原則と目標」*や国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見（18ページ参照）などをもとに強く求めることに対して、核保有国の腰は重く、双方の溝は深い。第2回委員会でよくに争点となったのは2点ある。1つは、イスラエルのNPTへの早期加盟を求める、エジプトをはじめとしたアラブ諸国と、これに難色を示す米国などの対立である。もう1つは、核軍縮や消極的安全保障*などのテーマについて、99年の第3回準備委員会や2000年の再検討会議の場において、特別な時間枠や作業班を設けて議論すべきだと主張する南アフリカなどと、これに慎重な核保有国の対立である。

このほか、カットオフ条約*に向けた交渉開始や、ジュネーブ軍縮会議への核軍縮特別委員会の設置*といったテーマについても議論された。これらの点については若干ではあるが核保有国と非同盟諸国の歩み寄りが見られつつあった。

しかし、結果としては第2回準備委員会でも、来年以降に向けた具体的な合意は何ら生まれなかった。NPT体制を核保有5大国による核独占だとして批判し、加盟を拒んできたインドが核実験を実施したのは、第2回委員会が成果なく閉会した3日後の98年5月11日であった。

第3回準備委員会は、99年4月12日から23日までニューヨークで開催され、コロンビアのガルシア大使が議長をつとめる。

3. ジュネーブ軍縮会議 (CD)

ジユネーブ軍縮会議(CD)は、1979年に前年の第1回国連軍縮特別総会の決定によって設置された、多国間の軍縮交渉の枠組みである。「10ヵ国軍縮委員会」(1960)、「18ヵ国軍縮委員会」(1962~68)、「軍縮委員会会議」(1969~78)などの、いずれもジユネーブを拠点とする交渉の枠組みを引き継ぐ形で設置された。当初40ヵ国が参加していたが、96年7月に新たに23ヵ国が加わった。日本は当初より参加している。

議長は、CD 参加国の中からアルファベット順に 4 週間ごとに交代する。協議は、前・現・次期議長の三者によって行われる。

14ページ参照。

20ページ参照。

98年のCDの日程は、第2会期（5月11日～6月26日）、第3会期（7月27日～9月9日）となっている。

97年のジュネーブ軍縮会議（CD）*は、「行き詰まり」をあらわにした。CTBT（前々項参照）の交渉の場であったCDは、インドなどの抵抗でその最終交渉に失敗し、CTBT締結を国連総会に委ねることになった。その後遺症をひきずった97年のCDは、CTBT後の次の優先議題を定められないままに終わった。

98年のCD第1会期（1月19日～3月27日）では、いくつかの議題について、今後の議論の枠組みを合意することができた。

この合意とは、①いわゆる「消極的安全保障（NSA）」（核保有国が非核兵器国に対して核攻撃をしないと約束すること）に関する特別委員会を設置すること、および、②以下の 6 点の議題について、それぞれ専門コーディネーターを任命することである。6 点とは、大気圏外での軍備競争の防止、対人地雷、軍備の透明性、CD 議題の見直し、CD 参加国の拡大、CD の機能の改善、である。

非同盟諸国などが強く求めていた核軍縮特別委員会の設置や、核軍縮の専門コーディネーターの任命は、核保有国の強い反対の結果、合意にはいたらなかった。これについては、今後CDの議長団*により集中的に協議されていくことになった。

消極的安全保障を国際的拘束力のあるものにすることは、非核兵器国が強く求めてきた課題である。しかし、南アフリカなどは、今回設置が決まった特別委員会がどれだけ実際に機能するかは疑問であるとして、むしろNPTの再検討過程*の中でこの議題を扱うべきだと主張している。

CD の他の主要議題の一つは、兵器用核分裂物質の生産禁止（カットオフあるいはフィスパン）*である。カットオフについて、米、英、仏などの核兵器保有国は、最優先課題であると位置づける。日本政府もこの立場である。これに対して、非同盟諸国などは、カットオフは核不拡散の道具であり、核兵器国の既得権を守ろうとするものであると考えて、カットオフ条約は現存核分裂物質にも言及し、核軍縮に貢献するものであるべきだと主張している。

CDは、核兵器国と非同盟諸国の対立構造の中で、全会一致制をとっているため、非常に限定された妥協の産物しか生み出すことができない。この状態を改善するために、第4回国連軍縮特別総会の開催によるCDの改革や、CDの中の新たに任命されることになった専門コーディネーターらの働きが望まれている*。

4. 国連総会の決議

1997年の第52回国連総会（9月16日開会）は、核兵器に関する総会決議を13件採択した。アフリカ非核地帯条約の早期発効、中央アジア非核地帯設立への支持など4つの非核地帯に関する決議は投票なしに採択されたが、他の9件は投票に付されて採択された。そのなかには、日本政府の提案した「究極的核廃絶に向けた核軍縮決議」も含まれているが、それに関しては別の項目で説明する*。ここでは注目すべき比較的新しい二つの提案について説明する。

一つは「南半球および隣接地域の非核地帯」というブラジルの提案になる決議である（決議番号 A/52/38N）。これはラテンアメリカおよびカリブ非核地帯条約*、南太平洋非核地帯条約*、東南アジア非核地帯条約*、アフリカ非核地帯条約*、南極条約の条約加盟国に、これらの条約をつないで南半球全体の非核地帯を設立するよう呼びかける決議である。賛成131、反対3、棄権34の圧倒的多数で採択されたが、日本政府は棄権した。

もう一つは、マレーシアが提案国の代表となり、マレーシア決議と呼ばれるもので「核兵器による威嚇とその使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見」*と題する（決議番号 A/52/38O）。この決議の眼目は、本文第2段落の「核兵器禁止条約(NWC)の早期締結につながる交渉を1998年に開始すること」を求める部分にある。同種の決議は国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見を受けて、96年総会で「NWCの交渉を1997年に開始すること」を求めて初採択されたが、決議の内容が実行されないために97年にも一部変更して採択された。賛成116、反対26、棄権24であったが、日本政府はここにおいても棄権した。

実際には、マレーシア決議に関する投票は、主文第1段落、主文第2段落、全体としての決議文の3つに分けて行われた*。主文第1段落は「『核軍縮につながるような交渉を誠実に行い、完了させる義務がある』という国際司法裁判所の全員一致の結論の重要性を再び強調しながら確認する」という内容であり、もっと多くの国に支持された。日本も賛成した。昨年に比較して賛成票が14増加し、反対票が2減少、棄権も14減少した。つまり ICJ の勧告的意見の軍縮要求は国際的基盤をいっそう強めた。

* 33ページ参照。

* それぞれ、トラテロルコ条約（1968年発効）、ラロトンガ条約（1986年発効）、バンコク条約（1997年発効）、ペリンダバ条約（1996年調印）と呼ばれる。

* 資料4に全文。

* これらの投票結果は、資料5に表示されている。

5. 戦略兵器削減条約（START）

* STARTの最後のTはTalk(交渉)のTであったが、条約が成立したときには、Treaty(条約)のTと解される。

米国とソ連の間の戦略兵器削減交渉（START）*は冷戦時代のまっただ中の1982年に始まった。そして冷戦終結という歴史の流れの中で合意し、1991年に調印した。これが第一次戦略兵器削減条約（START I）である。しかし、調印後数ヶ月でソ連が解体して、その核兵器がロシア、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシに分散された。そこで92年5月、5カ国が集まりリスボン議定書に合意し、ロシア以外が非核国として核不拡散条約（NPT）に参加することなどを条件として発効の手順が定められた。94年12月、START Iは発効した。兵器削減の履行期限は2001年となる。

第二次戦略兵器削減交渉（START II）は交渉開始から一年足らずで93年1月に調印された。その内容は、2003年までに米ロとも戦略核兵器の弾頭数を3000～3500発まで削減すること、その際に陸上配備の多弾頭（MIRV）ミサイルを廃止し、潜水艦発射弾道ミサイルの弾頭数は1700～1750発に削減するなど、である。START IIの批准に対する両国の議会の抵抗は強く、調印してから3年たった96年1月になってやっと、米国上院がこれを承認した。ロシア議会は、98年5月末現在でまだ承認しておらず*、したがって START II はまだ発効していない。

* 1998年秋以降と予想される。

* 弾道弾迎撃ミサイル制限条約

* ヘルシンキ合意の核兵器制限内容は、資料1に全訳されている。

START IIの批准についてこのような困難に直面しているなかで、クリントン大統領とエリツィン大統領は、97年3月、ヘルシンキで首脳会談を行い、打開のための新しい合意を行った。ヘルシンキ会談では、ABM条約*尊重の立場に変化はないこと、新規NATO加盟国への核兵器の配備はしないこと、START IIで廃棄する運搬手段の廃棄実行期限を遅らせる（2003年から2007年へ）ことなど、ロシア議会のSTART II承認がしやすくなる配慮が共同宣言に盛りこまれた。そして、START IIがロシア議会で承認されるとただちに、さらなる戦略核兵器削減を行うためのSTART IIIに向けた交渉を開始することが合意された。START IIIは、2007年までにアメリカもロシアも核弾頭を2000～2500発まで減らせることを主な内容とする*。

START IIIへの道筋が合意されたことは一歩前進であるが、ロシア議会がヘルシンキ合意でSTART IIを承認するかどうかは、予断を許さない。ロシアの議会の反対理由には、①核兵器解体や条約に定められた型のミサイルへの転換に要する費用の負担問題、②米ロ間のABM条約に違反する恐れのある米国のミサイル防衛構想（国土ミサイル防衛（NMD）や地域ミサイル防衛（TMD）など）への警戒、③北大西洋条約機構（NATO）の東欧への拡大に対する警戒などがある。

6. 国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見の波紋

1996年7月8日、国際司法裁判所（ICJ）は核兵器の国際法上の地位について歴史的な「勧告的意見」*を出した。その重要性は、少なくとも2点ある。

まず第一は、国際人道法は例外なく適用されるものであって、核兵器に対する例外ではありえないこと、そして「核兵器による威嚇や核兵器の使用は、極限的な自衛状況以外は、国際法に反する」、「極限的な自衛状況では、合法か違法か判断できない」と指摘したことである。つまり、いかなる場合でも核兵器が合法であるという判断ではなく、例外として判断を停止した極限状況でも合法判断はしなかった。第二に重要なのは、すべての国が核兵器廃棄のための法的に拘束された義務を負っていることを、全裁判官が一致して述べたことである。これは、今後の核兵器廃絶運動にとって極めて重要な指摘である。勧告的意見本文からその部分を訳しておく。

「このような状況のもとで、核不拡散条約第6条の『誠実に核軍縮交渉を行う義務』という認識がきわめて重要であると、本法廷は考える。この義務の法的重要性は、単なる行為の義務という重要性をこえたものである。すなわちここで問題となる義務とは、あらゆる分野における核軍縮という正確な結果を、誠実な交渉の追求という特定の行為をとることによって達成する義務である。交渉を追求しつゝ公に達成するというこの二重の義務は、核不拡散条約に参加する182カ国、いい換えれば国際社会の圧倒的多数にかかるものである。実際、全面的かつ完全な軍縮、とくに核軍縮の現実的な追求には、すべての国家の協力が必要である。」

ICJ勧告は、その後国際社会に大きな影響を及ぼしている。非同盟諸国は勧告の1カ月後に核兵器を2020年までに廃絶する行動計画*をジュネーブ軍縮会議（CD）に提出した。カナダ政府が、NATO加盟国として初めて核兵器政策の見直しに取り組み始めた*。英国の労働党政権の核兵器政策見直しにも火をつけた*。マレーシア決議として知られる「核兵器禁止条約（NWC）についての交渉を求める」決議*が、国連総会で97年も98年も圧倒的多数（日本は棄権）で採択された。英国では、抗議のために核兵器の製造工場に侵入した二人の非暴力行動を裁く裁判において、陪審員が評決できないという事態も発生した。ICJの判断にしたがえば、核の傘を米国に求めている日本の安保政策も国際法違反であり、日本の核兵器政策の見直しも問われている。

* 国際司法裁判所は国連の機関である。当事国の訴訟を受けて国家間の紛争を裁くほかに、訴訟によって国際法の問題に勧告的意見を出す機能がある。勧告的意見には強制力はない。1994年12月、国連総会は「核兵器の使用や使用の威嚇が国際法に違反するか否かについて国際司法裁判所（ICJ）に勧告的意見を求める決議」を探討した。賛成78、反対43、棄権38での採択であったが、日本政府は棄権した。ここに言う勧告的意見はこの国連決議にもとづいて出された。

* 資料3に全文。

* 29ページ参照。

* 28ページ参照。

* 資料4に全文。また16ページ参照。

7. 国際刑事裁判所（ICC）と核兵器

「戦争犯罪」や「人道に対する罪」など、国際法違反の犯罪を犯した個人を裁く常設の国際機関である国際刑事裁判所（ICC）を設立するための準備作業が、大詰めを迎える*。

ICCは、1993年に旧ユーゴスラビアやルワンダでの集団虐殺を裁く国連の特別法廷が作られたことなどをきっかけに、正式設立を求める動きが活発化した*。94年からその規程（条約）の草案を検討する準備委員会が議論を重ねてきた。そこで作られた草案を基に、今年6月15日より7月17日まで、規程（条約）を最終的に締結するための外交会議がローマで開かれる。

規程（条約）草案は、全116条からなるが、その第5条で、ICCが裁くことのできる対象犯罪が定められている。「戦争犯罪」は、「集団虐殺の罪」などとならんで、対象犯罪の一つのカテゴリーである。この「戦争犯罪」の中に核兵器の使用を含めるかどうかが、準備作業段階から論争となっており、ローマ会議での争点の一つである*。

この点の条文案としては、4つの選択肢が挙げられている。

（1）毒ガス、拡張弾（ダムダム弾など）、化学兵器、生物兵器などの使用を対象犯罪と定めるが、核兵器は含めない。（米国やNATO諸国の提案）

（2）（1）の項目に、「一般国際法および慣習法に違反するその他の兵器など」を加える。（カナダ提案）

（3）兵器の項目リストを作らず、「不必要的苦痛や危害をもたらし、本質的に無差別的であるような、すなわち国際人道法に違反するような性格をもつ兵器など」という表現で、包括的に禁止する。（ニュージーランド、スイス、赤十字国際委員会などの提案）

（4）（2）の案に、さらに、対人地雷や核兵器を項目の中に入れる。（フィリピンや多くのNGOの提案）

核兵器廃絶の立場からは、少なくとも（1）案にならないような働きかけが必要である。この点に関して日本政府の立場は必ずしもはっきりとはしていない。日本政府には少なくとも、核兵器を積極的に対象犯罪の中に盛り込んでいくという姿勢は見られない。日本の非核自治体や市民にとっては、日本政府が外交会議の場において、核兵器を直接または間接的に禁止する方向で動くよう、働きかけることが課題となる。

8. 兵器用核分裂物質の生産禁止(カットオフ)条約

高濃縮ウラン(HEU)やプルトニウムなど兵器用核分裂物質の生産を禁止するための国際条約を「カットオフ条約」もしくは「フィスパン条約」と呼んでいる。正確には「核兵器およびその他の核爆発装置に利用可能な核分裂物質の生産を禁止する条約」である。

1992年にロシアのエリツィン大統領が提案をしたが、国際的に核軍縮・核不拡散の課題として重視されるようになったのは、1993年9月27日の国連総会演説でクリントン米大統領が、包括的核実験禁止条約(CTBT)と並べてこの問題を米国の核不拡散政策として取り上げてからである。これらの背景には、核兵器の解体が進むなかで、米国もロシアも兵器用核分裂物質は、すでに過剰になっていたことがあげられる。

1995年の核不拡散条約(NPT)の再検討・延長会議では、無期限延長の「条件」として「原則と目標」文書*が採択されたが、核軍縮を義務づけたNPT第6条を実行するための具体的な行動計画として3点をあげた。つまり、①CTBTの1996年中の合意、②カットオフ条約の即時交渉開始と早期締結、③系統的で前進的な核兵器削減の努力、の3点である。これが一つの論拠となって、現在では、すべての核兵器国と日本など核兵器国との同盟国は一致して、カットオフ条約の締結をCTBT後の最優先課題としている。この場合、1995年3月24日にカナダの軍縮大使ジェラルド・E・シャノンがジュネーブ軍縮会議に提出した「カットオフ条約のもっとも適当な交渉方法」(しばしばシャノン報告と呼ばれる)という報告書を基礎として交渉を進めることができられている。

カットオフ条約の内容についての対立は、将来の兵器用核分裂物質の生産禁止だけではなくて、過去の生産や現在の貯蔵についても言及すること、生産だけではなくて既存核分裂物質の管理についての取り決めをすること、をめぐって存在している。大きく言うと、カットオフ条約を核不拡散の道具にしようとする核兵器国は将来の生産禁止に力点をおき、核軍縮の道具にしようとする非同盟諸国は核軍縮との運動や既存核物質の管理の強化に力をおいている。シャノン報告は、これらすべてを交渉の俎上にのせることを示唆している。

98年のNPT再検討会議準備委員会*では、対立は続いているものの、米国が核兵器を含む既存核物質の透明性と説明責任を主張するなど、歩み寄りがみられた。

* 14ページの本文および注を参照。

9. 核兵器の警戒体制解除と第一不使用宣言

核兵器保有国が核兵器をいつでも発射できるよう一触即発態勢を保つて警戒している状態を解除することをディ・アラーティング(警戒体制解除または臨戦態勢解除)という。また核保有国が相手国よりも先に核兵器を使用しないことをノー・ファースト・ユース(第一不使用)*という。

核軍縮のためのすぐにも取り組むべき現実的なテーマとして、警戒体制解除と第一不使用宣言が、しばしば取り上げられるようになった。オーストラリア政府が主催したキャンベラ委員会*は、核兵器廃絶への第一段階の「ただちにとるべき手段」として掲げた6項目のなかに、「核戦力の臨戦態勢の解除」と「核保有国相互の核兵器第一使用の放棄の約束と非核保有国に対する核兵器使用禁止の約束」の2項目を入れている。

警戒体制の解除は、第一不使用よりも核保有国で議論しやすい課題であると考えられる。それは、冷戦後、戦略爆撃機のパトロール体制を中止したり、ミサイルの標的をはずしたり(ディ・ターゲッティング)して、米国もロシアもいくつかの措置を講じてきており、その段階をすすめる問題として議論できるからである。

警戒体制の解除は、偶発核戦争の防止や、核兵器国があいだの緊張の緩和をもたらすことを通して、核兵器の削減や廃棄への速度を速めるのに貢献する。今後進められるべき実際の措置としては、次のような提案が専門家から出されている。

- (1) 戦略爆撃機については、搭載する核爆弾を飛行場から離れた基地に貯蔵する。
- (2) ICBM*については、核弾頭をミサイルから分離し弾薬庫に保存する。シュラウド*をミサイルからはずす。
- (3) SLBM*については、パトロール海域をミサイルの到達距離よりも遠い区域に限定する。ミサイルに付属する誘導装置やシュラウドをミサイルから離し別の船に乗せる。

第一不使用宣言は、現在のところ核兵器国の抵抗が強い。97年9月に来日したグレアム米大統領特別代表は、第一不使用宣言を米国がすべきであると主張しているが、米政府部内には、「もし米国が第一不使用宣言をすると、日本やドイツなど米国の核の傘に頼っている国が核武装に進む可能性がある」として、反対論が強いと説明した。

* 「第一不使用」の代わりに「先制不使用」と訳されることもある。しかし、ノー・ファースト・ユースには「先制」という意味はない。これまで核戦略でブリエンブティブ・ストライクが「先制攻撃」と訳されてきているので、ここでは「第一不使用」と訳す。

* 資料2参照。

* 大陸間弾道ミサイル
* ミサイル・ノーズ・コーンとも呼ばれ、発進時の発熱からミサイルを保護する覆い
* 潜水艦発射弾道ミサイル

B. 各国の核兵器政策

1. 各国の核兵器の現状

核弾頭には、いつでも使用できる状態で作戦配備兵器として部隊が管理しているもの、必要時に作戦配備するための予備として貯蔵されているものの、廃棄を待って貯蔵されているものがある。5つの公然たる核保有国（米、ロ、英、仏、中）の1997年末の作戦配備の核弾頭数を表にまとめた。

作戦配備されている核弾頭の数

(1997年末現在)

核兵器の種類	アメリカ	ロシア	イギリス	フランス	中国	計
戦略核	ICBM・IRBM	2,000	3,610	0	0	113
	SLBM	3,456	1,824	160	384	12
	核爆弾	1,000		100	0	150
	戦略爆撃機		806		45	0
	核ミサイル	800		0		
	小計	~7,250	~6,240	~260	429	275
						~14,250
	戦略ミサイル防衛ミサイル	0	1,200	0	0	0
	非戦略核*	970	~2,800	0	20	~120
	合計	~8,220	~10,240	~260	~450	~400
						~19,570

* 戰場で使う戦術核や中距離核。核巡航ミサイルはこの分類に属する。

出典：S. ノリス、W. アーキン、J. ハンドラーのデータから整理した。これらの他に予備弾頭、解体待ちの弾頭がある。（ICBM = 大陸間弾道ミサイル、IRBM = 中距離弾道ミサイル、SLBM = 潜水艦発射弾道ミサイル）

アメリカでは、オハイオ級の最後の戦略原潜（SSBN）となる18隻目が1997年9月に就役した。全体としての核弾頭数は1年前と比較してやや減っている。しかし、現在もアメリカの戦略原潜は、冷戦時代と同じ密度のパトロール態勢をとっており、どの瞬間をとっても10～8隻が海底に潛んで発射態勢を整えている。また、戦略核爆弾の一部が地中貫通型爆弾に改造されて（B61-11）、1996年末に配備された。アメリカは新型爆弾を配備しないと公約していることから、これが公約違反であるとして論争を呼んでいる。

旧ソ連の核兵器はロシア、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシの四共和国に分散していたが、1996年11月に最後の核弾頭がベラルーシからロシアに移管されて、ロシア以外には核弾頭はゼロになった。ただし、START I*では運搬手段が破壊されたときに核兵器が廃棄されたと数えるために、1998年1月、ウクライナにまだ破壊されていない戦略核が932発

* 17ページ参照。

残っているという計算も成り立つ。なお、ロシアの非戦略核の数はフォローすることが難しくなっており、表の数はきわめて粗い推定である。

ロシアの戦略原潜のパトロール体制は急減しており、1992年に28隻のパトロール態勢であったものが、1996年には12隻に減少している（米海軍謀報事務所による）。

英国はすでに戦術核爆弾を全廃していたが、戦略核爆弾も1998年3月末に全廃した。（表では、まだそれが含まれている）。この時点では英國空軍は非核部隊となり、英國の核戦略は、アメリカのトライデント・ミサイルを発射するバンガード級の戦略原潜に一本化された。その三隻目の戦略原潜が98年夏に就役する予定であるので、核爆弾の全廃にもかかわらず、核弾頭数は表よりも約20個減少するのみである。英國の労働党政権は、トライデント型ミサイルを半減するなど核兵器政策の見直し*を行っているので、近い将来にさらなる変化がありうる。

フランスは、95年に再開した核実験を完了した後、地上配備の核兵器を全廃した。一方でトリアンファン級戦略原潜とミラージュ2000Nに搭載する空対地中距離ミサイルの近代化を進めている。表の20発の非戦略核は、空母艦載機シュペール・エタンダールに搭載する空対地核ミサイルである。

中国の核兵器についての情報は乏しい。表のICBMのうち、北米大陸にとどく射程をもつものは、東風5A7隻だけであると見積られている。中国は冷戦後の核兵器削減について、まったく発表していない。初めての多弾頭ミサイルや射程の飛躍的に長い潜水艦発射弾道ミサイルの開発が続けられていると伝えられている。しかし、当面は経済開発を最優先課題としており、核兵器開発のペースを急激に速めることはないと考えられている。

これら公然たる核兵器国のはかに、イスラエルは中距離、短距離の運搬手段をふくめて、推定100～300発の核弾頭を持っていると信じられている。また、最近のインドとパキスタンの核実験*で示されたとおり、両国とも秘密裡に核兵器開発を進めてきた。しかし、実戦配備された核弾頭の存在に関してはいまなお明確な情報がない。

イスラエルのものを含めると、1997年末現在で、地球上に作戦配備されている核弾頭数は約20,000発になる。そのうち米ロのものが94%を占める。このほかに、予備として貯蔵されていたり、解体を待って貯蔵されているものが約15,000発あると推定される。合計すると97年末において地球上には約35,000発の核弾頭が存在する。核兵器の爆発力が地球上の人口を何回も殺すことのできるという、いわゆるオーバーキルの異常状態が続いている。

* 28ページ参照。

* 31ページ参照。

2. 未臨界核実験

未臨界核実験（臨界前実験とも訳される）とは、プルトニウムなどの兵器用核物質を使った核兵器のための実験であるが、持続的な核分裂連鎖反応を伴わないものである。包括的核実験禁止条約（CTBT）*の義務条項の文言には違反しないが、その前文に描かれた精神に反する。

米国は97年7月2日、第1回の未臨界核実験「リバウンド」を実施した。同年9月18日には第2回「ホログ」を、98年3月25日には第3回「ステージ・コーチ」（駅馬車）を、いずれもネバダ核実験場の地下約300メートルのトンネル内で行った。1回目の「リバウンド」（使用プルトニウム約1.5kg）の目的は異なる高圧力条件（大気圧の数百万倍）下での衝撃波に対するプルトニウムの反応についての情報を得ること、2回目の「ホログ」（使用プルトニウム約127g）の実験の目的は核爆発のコンピューター・シミュレーションの精度向上をねらったもの、3回目の「ステージ・コーチ」（使用プルトニウム0.97kg）の主要目的は、さまざまな古さのプルトニウム試料の重要な物理的情報を得ること、と理解されている。核実験の際に米エネルギー省が発表した公式文を資料6に掲げた。

米国の未臨界核実験にはあらかじめ定められた必要回数も終了時期もなく、データが必要な限り実験を行うと米エネルギー省は説明している。ク林頓政権は、威力ゼロ（ゼロ・イールド）まで、すべての核爆発を禁止するCTBTに参加するにあたって、国内を説得するのに6項目の条件（保障措置）*をつけた。そのもっとも中心的な条件は、今後長期にわたって、保有核兵器の信頼性と安全性を確保するための「科学的備蓄兵器管理（SBSS）プログラム*を実行すること」であった。未臨界核実験は、第一義的にはそのための実験であるとされている。

しかし、核兵器物質の経年変化が核兵器の信頼性や安全性に及ぼす影響を調査することは、未臨界実験という手段でなくても可能であることから、実験批判派の科学者は「本当の目的はネバダ核実験場と核実験の専門家を将来のために維持すること」だと主張している。後者が重要な目的の一つであることは、米エネルギー省自身が認めていることである*。

97年11月14日と前後して、各紙はロシアが米国の了解のもとに未臨界核実験を行っていることを明らかにした。実験場はノバヤゼムリア島核実験場地下である。ロシアは96年に2回、97年に2回（数回との報道も）の未臨界核実験を行ったとの報道がある。1998年2月、欧州議会は未臨界核実験反対の決議*をあげた。

* 資料7参照。

* 資料7に全文。

* 25ページ参照。

* 資料7のB項に書かれている。

* 資料8に全文。

3. 米国の「備蓄兵器管理計画」と新型核兵器

* 13ページ参照。

* 資料7参照。

* エネルギー省国防プログラム作成。文書のタイトルは「備蓄兵器管理計画、1996年2月」。裁判の過程で入手された。

* 同紙は翌週、SSMPを批判する論説を発表した。資料9に全文。

* CTBTのことを指す。

* 24ページ参照。

* 米国は、国際社会に対して「新しい設計の核弾頭は生産しない」と約束してきた。94年9月に発表された「核兵器態勢見直し」（ニュークリア・ポスチュー・レビュー）でも、このことを明記している。

* 97年初頭に配備が始まった。核爆発のエネルギーが地中で衝撃波に変換される効率は、爆発がおこる深さに大きく左右される。深くもぐってから爆発すればするほど、地下の強化された標的を有效地に破壊できる。したがって、B-61の弾頭ケースを強化して、できるだけ上空から投下して衝突スピードを上げ爆張を深くもぐらせるための改良が行われた。

米国は、すべての核爆発を禁止する包括的核実験禁止条約（CTBT）*を受け入れるにさいして「科学的備蓄兵器管理（SBSS）プログラム」を実行することを前提とした*。これは「備蓄兵器管理計画（SSMP）」と呼ばれるより大きな計画の一部である。エネルギー省は、核爆発実験なしに今後長期にわたって核兵器の信頼性と安全性を確保するためにSSMPが必要であると説明している。

97年8月、核兵器に関する調査で有名な米国の非政府組織である「天然資源保護評議会（NRDC）」が、「グリーンブック」と呼ばれるSSMPについての機密解除された報告書*を入手し、『ニューヨーク・タイムズ』紙に持ちこんだ。同紙は8月18日づけでW・J・ブロード記者の署名入りの長文の紹介記事を掲載し、これによってSSMPの実態が初めて多くの人々の知るところとなった*。記事の冒頭は次のように書いている。

「冷戦が終わって何年も経つにもかかわらず、米国が核兵器設計の新規および改良の仕事に熱心に取り組んでいることが、機密扱いを解かれた連邦政府の文書によって明らかになった。

その文書は、大量破壊兵器の製造の新しい進歩を止めることをめざした条約*を、米国が台なしにしていることを示すものだ、と批判者たちはいう。政府当局者は、この指摘を強く否定し、その仕事はその国際条約に合致するものであると主張している。」

SSMPはネバダ核実験場を使った未臨界核実験*や巨大レーザー施設である国立点火施設（NAF）を建設したりすることを含む年間45億ドルを費やす膨大な計画であるが、グリーンブックは、計画の多くが備蓄核兵器の「信頼性や安全性の確保」のためよりも「新規設計*や改良」に関心を注いでいることを明らかにした。

新型核兵器の例としては、既存の戦略核爆弾B61を地中貫通型に改造したB61-11*が分かりやすい論争の焦点となった。エネルギー省は爆弾の爆発力に変化はなく機械的部分を改造したのみであるから新型兵器ではないと主張し、NRDCなど批判者は、効率的に地下要塞を破壊できるという、これまで不可能であった軍事的機能をもつ兵器である以上、新型兵器であると主張している。

4. 核兵器使用についての米大統領新指針

* 大統領命令に一貫した名称はなく、歴代の大統領がちがつた名前で呼んでいます。ケネディ、ジョンソン政権は「国家安全保障政策メモ(NSAM)」、ニクソン、フォード政権は「国家安全保障決定メモ(NSDM)」、 Carter政権は「大統領命令(PD/NSC)」、レーガン政権は「国家安全保障決定命令(NSDD)」、ブッシュ政権は「国家安全保障命令(NSD)」、クリントン政権は「大統領決定命令(PDD)」と呼んだ。

97年12月7日付『ワシントン・ポスト』紙は、クリントン大統領が米核兵器政策指針の根本を変える大統領決定命令(PDD60)*を11月に出したことを報じた。重要な内容の記事であり、『ニューヨーク・タイムズ』紙、AP伝もこれに続いた。しかし、秘密文書であるために記事は、さまざま疑問点を残しており、米国の核兵器廃絶運動のNGO(非政府組織)は、情報の公開を求めている。

報道から整理すると、新命令PDD60のポイントは次の4点となる。

(1)「長期核戦争に勝利」の目標を変更 新命令の最大のポイントは、

1981年、レーガン大統領によって出された「長期にわたる核の撃ち合いを含む世界的な核戦争に勝利せよ」という軍への命令を、16年ぶりに変更したことにある。このことは長期核戦争シナリオの放棄を意味する。その代わりに核兵器の主要任務を、敵が米国や同盟国に対して核兵器を使用することを抑止することとする。つまり、もし核攻撃があった場合、徹底的に敵を破壊することできる核報復の態勢の維持が核兵器の任務となる。

(2)核攻撃目標の多様化 ロシアの核戦力や軍事的・政治的指導部を含む衆国の主要な核標的とすることに変わりはない。中国に対する核攻撃対象は拡大された。地域紛争でいくつかの国が核攻撃の標的として考えられている。

(3)核兵力の恒久化 冷戦後を反映して核兵器の果たす役割が小さくなっていることを認識しながらも、核兵器を米国の国家安全保障の根本に使えるという従来の考え方を無限定の将来まで継承することを示している。また、核兵器の3本柱*を将来とも維持する。

(4)核兵器の第一使用*と化学・生物兵器への使用を容認 敵の攻撃の警告があったとき、敵の弾頭がさく裂するまえに、米国が先に核兵器を発射することを容認している。さらに、核兵器を保有しない敵が大量破壊兵器(化学兵器や生物兵器)で攻撃したときに核兵器で報復する選択があるという文言が、新指針には書かれている。

長期核戦争に勝利するシナリオを放棄したことによって、核弾頭数のさらなる削減が可能になるという意味で、PDD60には利点がある。しかしそれ以上に、冷戦後の情勢における核兵器の使用について、核兵器の用途を拡大したことにきわめて憂慮すべき問題がある。

* 戰略爆撃機、大陸間弾道ミサイル、潜水艦発射弾道ミサイルの三つを指す。

* 21ページ参照。

5. ビキニ人体核実験疑惑

ミクロネシア・マーシャル諸島のビキニ環礁で、米国が核兵器の爆発実験を実施したのは1946年から58年にかけてである。合計24発の原水爆がこの地で威力を試された。そのうち、とくに1954年3月1日の「プラボーアショット」(15メガトン水爆)が、周辺有人島の住民(少なくとも数百人)を、故意に放射線被曝に巻き込むことを目的の一部にしていたのではないかという「人体実験疑惑」は、70年代から現地を中心に絶えず指摘されてきた。

米政府は一貫して否認しており、最近のアメリカ国内における人体実験認定と謝罪にも、ビキニ実験への言及はない。だが98年公開された、爆発実験の約4カ月前作成の米軍文書、「放射性降下物で偶発的に被ばくした人間の反応の研究—プロジェクト4・1」の内容は、人体実験の意図を強く示唆する事前計画の新証拠と評価された。そこからは「偶発的な(住民)被爆」が、あらかじめ予定されていた事実が読み取れるからである。

ビキニ実験における「人体実験疑惑」は、1973年、ミクロネシア議会特別合同委員会がまとめた「ロングラップ、ウトリックに関する報告」で、容疑の枠組みが示されている。

(1)なぜ不自然な線を引いて有人島を危険区域の内側に入れたのか?

(2)なぜ以前の実験と同様に、住民の事前退避をしなかったのか?

(3)なぜ気象情報から得られた風向きを無視したのか?

(4)なぜ51時間から78時間もの間、島人を放置したままにしたのか?

このうち(3)については、爆発当日の風向きがロングラップ、ウトリック環礁など有人島に向け吹いていた事実が、米側公文書や観測員の証言によって80年代に立証されたので、故意の点火であったことに議論の余地はない。今回、事前計画文書「プロジェクト4・1」の出現によって、疑惑はいっそう濃いものとなった。

残り三点が、まだ証明されていない。これらの疑問を解くカギを公文書の中から発見することが、今後の情報開示要求の焦点となる。

一連の不可解な事実の数々を矛盾なく説明できる唯一の答は、あの実験全体が、核戦場の想定訓練だったとみなす仮説以外ありそうにない。降りしきる死の灰、取り残された兵士たち、遅れる救出・・・核兵器を使った野戦で当然起り得る状況を、ミクロネシア住民の人体によって演習したと考えるのがいちばん自然である。

6. 英国の核政策の見直し

97年5月1日の総選挙で、英国にトニー・ブレアを首相とする労働党政権が18年ぶりに誕生した。新しい国防大臣ジョージ・ロバートソンをはじめ何人かの閣僚は、元反核運動家であったことから、英国の核政策の見直しに期待が寄せられている。

97年7月27日の「スコットランド」紙は、ロバートソン国防大臣とロビン・クック外務大臣が核軍縮のための5つの提案を準備中であると報じた。そして、もしこれらが実行されれば、核軍縮への大きな貢献となるにちがいないとして、同紙はその詳細を以下の5項目のかたちで紹介した。

* MIRV（マーブ）と呼ばれる、独立の標的に多くの核弾頭を発射できるミサイルになっている。

* 21ページ参照。

* マン彻スターに本部。

- (1) トライデント核ミサイル*に現在装備している弾頭数を6発から3発に半減させる。
- (2) イギリスがNATOの責任分担として30年以上行ってきた北大西洋におけるトライデント型戦略原潜の24時間パトロールをやめる。
- (3) 第一使用*を禁止する国際協定の締結を提案すること。
- (4) 4隻目のトライデント原潜を就航させないで保管すること。
- (5) 兵器級プルトニウムとウランの貯蔵量の公表と軍事用原子炉への国際原子力機構（IAEA）査察の受け入れ。

核兵器政策の見直しを開始した労働党に対し、大胆な政策転換を促すデータが97年10月2日に明らかになった。非核自治体全国運営委員会*とNGOの「アポリション2000UK」とがギャラップ機関に委託して行った世論調査の結果が発表されたのである。それによると、核兵器禁止条約（NWC）の交渉開始と促進については、「強く賛成する：73%」「ある程度賛成する：14%」を合わせると、英国市民の87%という圧倒的多数が賛成している。

労働党政権の核兵器政策の見直しがどのような結論を生み出すかについては、楽観論と悲観論が共存している。最近の報道によると、英國政府の核政策の見直し結果は98年7月にも発表される見直しである。トライデント・ミサイルの半減や、核弾頭数と威力の公表などが含まれると予想されている。

7. カナダの核政策見直し

NATO（北大西洋条約機構）の一員であり、これまで米国の核戦略の従順な扱い手と考えられていたカナダ政府が、核政策の見直しを開始した。

1996年11月8日、カナダの有力日刊紙と平和問題にとりくむ非政府組織「プロジェクト・プラウシェア」は、カナダ政府におけるきわめて重要な動きを伝えた。カナダのロイド・アクスワージー外務大臣が議会の外交貿易常任委員会に、カナダの核兵器政策の見直しを命じたというのである。アクスワージー外務大臣は、「委員会は、カナダがその国防政策の一部として米国の核兵器に依存し続けるべきかどうかといった基本的問題を検討することになる」と述べた。

このようなカナダ政府の新しい動きは、国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見にもとづいてカナダのNGOが要求し、ロイド・アクスワージー外務大臣がそれに応えるという形で始まった。

カナダはNATOの一員としての義務を負っている。NATOはヨーロッパの加盟国に米国の核兵器を配備するなど、日米安保条約とは比較にならないほど直接的な核軍事同盟である。カナダと米国はまた、北米航空宇宙防衛指令部（NORAD）という、米核戦略の中核をなす共同防衛機構を形成している。このような国が、初めて核兵器政策の見直しを口にしたことだけでも、歴史的な意義は大きい。カナダ政府の方針は、米国との関係を良好に維持し、NATOの一員に留まりながら、その核政策の変更を求め、核軍縮の方向を探ることにあると考えられている。

核政策の見直しは97年6月の総選挙などで一時中断されていたが、98年に入って再開され、2月3日には下院外交貿易常設委員会で「核不拡散、核軍備管理、核軍縮へのカナダの政策」に関する公聴会が開かれた。同委員会のビル・グレアム委員長は、公聴会はカナダ政府の官僚、軍人、反核運動家のみならず、米国やロシアの関係者の意見をも聞きたいとしている。最近の情報では、委員会に報告は98年秋に出される予定である。

見直しの結果は予測できないが、アクスワージー外務大臣は「ICJの判断や、オーストラリア政府が主催した国際的な専門家の最高委員会が出した報告書にしたがえば、NATO諸国すべてが核兵器の問題を再検討する好機である」と語っている。ダグラス・ロウチ元カナダ軍縮大使は、インド・パキスタンの核実験後、抜本的見直しを強く要求している。

8. イラク危機と核兵器

* 1990年のイラクのクウェート侵攻を機に始まった湾岸戦争の停戦にあたって、国連安保理は、イラクに対し、核兵器をはじめとする大量破壊兵器の全面的な廃棄を義務づけた（安保理決議687、1991年4月3日）。同時に、イラクにその義務を履行させる目的で、UNSCOMが設置された。

* 国連のアナン事務総長の調停により、イラクが査察の受け入れに合意し、また、この合意を米国をはじめ安保理が支持したことで、軍事的な危機は回避された。

98年1月、イラクが、国連大量破壊兵器廃棄特別委員会（UNSCOM）*の査察を拒否したことから、米国は英国などともに、イラクに対して軍事的構えを見せ、イラク情勢は一気に緊迫した。このとき、米国政府は、イラクに対して核兵器を使用する可能性を公然と示唆した*。

1月27日、米国防総省のペーコン報道官は、記者会見で、次のように述べている。

質問：大統領は、（イラクの）大量破壊兵器に対して、我が国の大量破壊兵器で応えるということを排除したのか。

「このことについての政府の政策は非常にはっきりしている。我々は圧倒的な力によって決然と応える。」

質問：攻撃目標（化学・生物兵器施設）のいくつかが地下施設ならば、それらを狙うのに最適な兵器は、地中貫通型核爆弾（B61-11）だ。それは排除されたのか。「この点について我々はなんら承認も排除もしていない。我々は非常に攻勢的に応えるだろうというのが、我々の姿勢だ」

2月2日には、コーベン国防長官が、イラクが化学・生物兵器を使用すれば、核兵器使用も辞さぬことを改めて強調した。

これらの発言に対しては、米国内外から、強い批判の声があがった。2月2日、バトラー元米戦略軍司令官は、「文民指導者の声明」*の発表の席上、次のように批判した。「大量破壊兵器によってもたらされる冷戦後の脅威に対して、核兵器で報復することが正当で適切な対応であるとの固執した信念こそは、核抑止論の見当違いな信念の最たるものである。」

また、ロシアのエリツィン大統領は、2月4日、米国のイラクでの行動が「世界戦争を招く」と警告した。

これらの国際的な批判を受けて、米国務省は、2月4日、在モスクワ大使館を通じて「米国はイラクに対して核兵器を使用する計画も意思も持っていない」との声明を出した。2月18日には、ベル大統領顧問がこの声明を追認した。撤回されたとは言え、一連の米国政府の発言は、クリントン政権の核政策に関する新大統領命令*に基づくものと考えられる。同時に、これは、「核不拡散条約（NPT）加盟の非核兵器国に対して核兵器を使用しない」との、95年4月の米国自身も加わった国連安保理決議*に反するものである。

* 資料15に声明の全文。

* 26ページ参照

* NPT再検討延長会議に先だって、米国をはじめとする核兵器保有国が加わっている国連安保理が決議した「安全の保障に関する決議」（安保理決議984）。

9. インド・パキスタンの核実験

* インドは1974年5月18日に1回目の核実験（爆発力12キロトン）を行った。しかし、それは兵器目的ではなく、ダムなどの土木工事に利用するための「平和的核実験」であると主張しつづけてきた。

インドが98年5月11日に24年の沈黙を破って*核実験を強行した。パキスタンが5月28日に同様な核実験でそれに答えた。インドの核実験再開から、パキスタンの最後の核実験までの20日間に、世界のありようは一変したといつても過言ではない。南アジアの核軍拡競争はだれの目にも明らかになり、核戦争の危険性が冷戦時代にはなかった現実味を帯びるようになった。そして南アジアにとどまらず、核兵器開発のしきいは急激に低くなかった。21世紀を前にして、人類は大きな試練を迎えていた。

5月11日以降の実験の経過とそれに関する技術情報をまとめると次のようになる。

● 5月11日午後3時45分 インドが同時に3回の核実験。実験コード名は「シャクティ作戦」（シャクティはサンスクリットで「力」の意味）。実験場はラジャスタン州タール砂漠ポカラン（地図参照）の地下200～300メートル。実験内容と爆発力（高性能火薬換算）は、①核分裂装置（爆発力12キロトン）、②熱核装置（爆発力43キロトン）、③低爆発装置（爆発力0.2キロトン）。

● 5月13日午後0時21分 インドが同時に2回の核実験。実験内容は低爆発装置で爆発力0.2～0.6キロトン*。

● 5月28日午後3時16分 パキスタンが同時に5回の核実験。実験場はバルチスタン州チャガイ丘陵（地図参照）。実験内容は核分裂装置のみで、最大のものの爆発力40～45キロトン、他の4発は小さい。

● 5月30日午後1時10分 パキスタンが1回*の核実験。核分裂装置で爆発力14～15キロトン。

いずれの場合も、爆発力データは印パ政府の発表*や報道によるもので、地震データとの整合性などで信憑性に疑問がもたれている。

印パの核実験は、核不拡散条約（NPT）体制*の根本的矛盾を露呈した。

5つの核保有国のみが核保有を許され、他の国は核兵器を持つてはならないというNPT体制の構造は永続化できるものではなく、核保有国が一日も早くNPT6条を順守し、核兵器の廃棄プログラムを示し実行することが必要である。



C. 日本政府の核兵器政策

1. 「ステップ・バイ・ステップ」政策

日本は広島、長崎の被爆という人類の歴史に刻むべき体験を持つ国として、世界の核兵器廃絶運動の先頭に立つことが求められている。しかし、日本政府の外交は、経済的な繁栄、とりわけそのために米国と摩擦をおこさないことを最優先させ、核兵器廃絶には低い優先度しかおいていないと、多くの国や非政府組織（NGO）から見なされている。いっぽう、被爆者を代表する国の政府として、軍縮交渉の場では日本政府は他の国にはない儀礼的な特別の国際的地位を保っている。被爆者や市民組織、広島市や長崎市を先頭とする自治体の活動のおかげで、核軍縮における日本の役割への期待は、まだ失われていないと言うべきであろう。

外務省が「もっとも包括的な日本の核軍縮政策を示した文書」と自認した文書^{*}には、当時の池田行彦外務大臣が次のように述べている。「一つの考え方として、核兵器国に対して即時、あるいは期限を付して核廃絶を約束させるための条約交渉を直ちに開始すべきという主張があります。（略）いわば direct approach とでもいうべきものですが、現実の国際社会においてかかるアプローチを進めていくための諸条件が存在するか否か疑問なしとしません。」「むしろ、我が国としては、核兵器のない世界を実現していくためには、現実的な核軍縮措置を一歩一歩積み重ねていくことが重要であると考えております。これは、先ほどの direct approach との対比でいえば、realistic and incremental approach とでも呼びうる考えです。」

日本政府のこのような立場は、しばしば「ステップ・バイ・ステップ」の方法と呼ばれる。しかし、ここで批判されているような単純な「direct approach」を主張する国は極めて少数の国であり、日本政府は本当に必要な論点を避けていると考えられる。たとえば積極的な核兵器廃絶の行動プログラムである非同盟28カ国提案^{*}は、核兵器廃絶の目標を2020年にすえて「ステップ・バイ・ステップ」に進もうと提案している。また、核兵器廃絶条約に向かう交渉を1998年中に始めようというマレーシア提案^{*}も、ステップ・バイ・ステップの内容をイメージしている（NGO案でも期限を柔軟に示している）。日本政府はこれらに背を向けていている。

* 96年12月2日の外務省主催の国際セミナーの基調報告。資料11参照。

* 資料3に全文。

* 16ページと資料4参照。この提案に対する日本政府の態度表明は資料12参照。

2. 日本提案の「究極的核廃絶」国連総会決議

* 資料13に全文。

1994年の第49国連総会以来、日本政府は「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮に関する決議」を提案し、採択されている。最新の97年12月9日に採択された同種の決議（A/52/38K）^{*}は、賛成156、反対0、棄権10であった。この年に中国が棄権から賛成に転じた結果、すべての核兵器国が賛成に投じた。棄権した国はアルジェリア、キューバ、朝鮮民主主義人民共和国、インド、イラン、イスラエル、ミャンマー、ナイジェリア、パキスタンなどである。

最新決議の内容は①核不拡散条約（NPT）の非加盟国の加盟を求める、②核兵器国に究極的核兵器廃絶を呼びかる、③解体核兵器から出た核分裂物質の管理の重要性を指摘する、④2000年のNPT再検討会議の成功に向けてすべての国が努力する、⑤すべての国が大量破壊兵器の軍縮と不拡散の義務を履行する、という5項目よりなっている。

注目すべきことは、このなかで中心となるべき究極的廃絶を求める第2項目は、

「核兵器国による、核兵器の廃絶を究極的目標として世界的に核兵器を削減する体系的かつ漸進的努力の決然たる追求、すべての国による、厳格で効果的な国際管理の下における全面完全軍縮の追求を呼びかけ、」

となっており、これは95年のNPT再検討延長会議で採択された「原則と目標」文書とまったく同一文章であることである。つまり、核兵器国に軍縮をうながす新しい要素を、この決議文はまったくもっていない。

「究極的核兵器廃絶決議」の性格は、NPTが無期限延長された後の1995年決議から変質したと考えるべきである。そのことは94年の決議^{*}の投票分布を見れば明らかになる。つまりそのときは、賛成163、反対0、棄権8で、棄権国の中には米国、英国、フランスという西側核兵器国が名を連ねた^{*}。このときの中心的項目は、「核兵器国に対し、全面的かつ完全な軍備縮小の枠組みのもとにおける核兵器の廃絶を究極的目標とする核軍縮のための努力を行うよう呼びかけ、」と表現されていた。明らかに分かるように、現在の決議に比べてとくに表現が厳しいわけではない。問題はこの表現が、従来の国際的合意文書よりも一步前進した表現になっていたからである。94年決議は新しいインパクトを持ち、その後の外交交渉に一定の役割を果たしたと言える。現在くり返されている決議にはその役割はない。

* 決議番号 A/49/75H。

* ロシア、中国は賛成に回った。他の棄権国は、ブラジル、インド、イスラエル、キューバ、朝鮮民主主義人民共和国。

3. CTBT 批准と法改正

日本政府は、包括的核実験禁止条約（CTBT）が1996年9月10日に国連で採択されたことから、条約調印開始初日の9月24日に調印し、条約の批准に必要な国内法の整備に着手した。

国会は衆議院が1997年5月20日、参議院が6月6日、CTBTと関連法案をそれぞれ承認した。政府はこれを受けて7月4日に閣議決定し、批准書を7月8日、国連事務総長に寄託した。日本の正式の批准日はその寄託日となる。日本は4番目の批准国となり、条約発効に必要とされる44カ国の中では初めての批准国となった。

条約は第3条で「条約上の義務を実行するために各締約国が必要な措置をとること」を定めている。このため、政府は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下、原子炉等規制法）の一部を改正、6月13日に公布した。

法改正の主たる部分（第67条、68条）は、条約の検証（第4章）に関する諸条項に対応し、CTBT機関や他の締約国から要請されたときの立ち入り、撮影、立会い、説明資料の提供などを行うためのものである（CTBT第4章第29項、30項）。たとえば、他の締約国が、日本に核実験の疑惑をもった場合、CTBT第4章第29項によって日本に説明を求めることができ、疑惑をはらすために日本は最大限の協力をする必要がある。そのための法整備が今回の法改正となる。条約が発効すれば、日本の核開発に疑惑をもつ国が立ち入りも含めた確認ができるわけで、緊張緩和への一歩前進として評価できる。

法改正に関して「核爆発を生じさせた者は、七年以下の懲役に処する」（第76条の3）という罰則が設けられた。原子炉等規制法はすでに核燃料物質の使用や原子炉の設置、運転などの平和目的以外の行為に対して罰則を設けていたが、それらは個人やグループに対するものであって国は想定されていない。国は原子力基本法において原子炉等の利用が平和目的に限られているからである。核爆発においても、罰則対象として想定されているのは、国家以外の個人やグループである。

もう一つ、今回の法改正で注目すべきことは、「日本国籍をもつ者が、海外で核爆発や準備に参加した場合」にも、この法律によって罰せられることである。

4. 核兵器持ち込み密約

- * 主なものだけ見ても
・ラロック（退役海軍少将）
証言——1974年
・ライシャワー（元駐日大使）
証言——1981年
・エルズバーグ（元国務省
高官）証言——1981年
・マッカーサー（元駐日大使）
証言——1990年
・若泉（佐藤首相の私的特
使）証言——1994年
などがある。

冷戦下の在日米軍基地では、数え切れないほどの“核持ち込み疑惑”が指摘されてきた*。「核積載可能な米艦艇は、すべて核兵器を装備しており、日本に寄港する際に核兵器を取り外すことはない」（ラロック証言）、「日本政府は核搭載艦船の寄港をOKしている」（ライシャワー証言）、「日本は核攻撃の出撃基地だった」（エルズバーグ証言）、「米艦船の寄港は事前協議の対象にしない」（マッカーサー証言）、「返還後の沖縄にも核持ち込みを認める」（若泉証言）などと述べている。また三沢、横須賀、岩国、佐世保、沖縄の米軍基地からも、部隊の所在や貯蔵施設の存在を根拠に疑惑追及がなされた。横須賀に向かう空母タイコンデロガから水爆搭載機が海中に転落した事故（1965年）も起きている。それらの根底にあるのが、日米間に「核兵器持ち込み密約」があるとする疑惑だ。

1997年にも、若泉証言を裏づける内容をもった新たな米公文書の極秘指定が解かれ明らかになった。その文書のタイトルは「沖縄交渉戦略文書」で、69年7月3日づけの当時のジョンソン国務次官が国家安全保障会議向きに起案し承認されたものである。同文書によると、米国は「沖縄からの核兵器撤去」を交渉の切り札として最後まで明らかにせず、「通常兵器による基地の有事自由使用権」や「有事核兵器の再持ち込みの権利」を日本側から引き出す材料と考えた、という。また、「公表される了解事項と秘密の了解事項の両方を起草する努力」にも触れている。つまり、「密約」を示唆しているのである。

密約が必要な構造的な理由として、つぎの二点がある。

- (1)日本政府が「非核三原則」を唱えながら、同時に「アメリカの核抑止力に依存する」両立しがたい立場をとり続けたこと。
- (2)安保条約の事前協議により「核兵器持ち込み要請は拒否する」という一方で、米政府のNCND（核の所在を肯定も否定もない）政策に対抗する政策提起をなし得なかったこと。

“密約”的存在はいまだ確認されていないが、米側の発言から見て、1960年の安保改訂のさい、岸首相とアイゼンハワー大統領との間に「日本はNCNDを尊重する」という秘密文書が交わされた疑いがつよい。沖縄返還交渉で佐藤首相は、それを再確認したのだろう。

5. 国連軍縮札幌会議

「国連軍縮〇〇会議」と呼ばれる会議（〇〇には開催地名が入る）は、軍縮をめぐる国際世論の形成と軍縮交渉の促進に貢献することを願う政府関係者や研究者、ジャーナリストなどが個人の資格で参加し、それぞれの立場から自由に討議することを目的とするもので、国連総会やジュネーブ軍縮会議など、政府代表で構成される通常の軍縮会議とは、組織も性格も異なる。ジュネーブ軍縮会議がしばしば「国連軍縮会議」と呼ばれるので、それと区別するために地名を入れて、「国連軍縮〇〇会議」と呼ばれるようになった。

同趣旨の軍縮会議は、もともと国連軍縮局が世界各地で開催してきたもので、1988年の第3回国連軍縮特別総会で日本政府が軍縮会議の日本開催を提唱し、翌89年の第1回国都会議以後、毎年日本で開催されている。これまでの開催地は、89年4月・第1回国都会議、90年4月・仙台会議、91年5月・第2回国都会議、92年6月・第1回広島会議、93年4月・第3回国都会議、94年5月・第2回広島会議、95年6月・長崎会議、96年7月・広島会議、97年7月・札幌会議である。

9回目の札幌会議は、97年7月22日から25日まで、札幌市で開催された。国連軍縮センターと国連アジア太平洋平和軍縮センター（いずれもニューヨーク）の主催で行われたこの会議には、32カ国から軍縮問題の専門家73名が参加し、「軍縮及び地域安全保障のための新たな課題」をテーマに活発な討論が行われた。

包括的核実験禁止条約（CTBT）成立後の初めての会議であったために、インドからの参加者によるCTBTへの反対理由の説明や、それに対する反論、米国の未臨界核実験に関する議論など、核実験、核軍縮をめぐるホットな問題を中心にさまざまな意見が交わされた。また、軍縮問題の一つとして、対人地雷規制など、大きくクローズアップされてきた通常兵器の削減問題についても、意見交換が行われた。また、アジア地域の軍縮に関しては、初参加のキルギス、ウズベキスタンの2カ国をはじめとする「中央アジア5カ国非核兵器地帯構想」が注目を集めた。

国連軍縮札幌会議を受け入れた国連軍縮札幌会議実行委員会から、会議の報告書が出版されている。

D. 非核自治体とNGO（非政府組織）

1. 核兵器廃絶を求める文民指導者の声明

* この声明は、96年12月に発表された各国の軍人による核廃絶声明（資料14に全文、署名者リスト）につづくものとして注目されている。

98年2月2日、ワシントンで「核兵器に関する世界の文民指導者の声明」が発表された*。声明は6項目の緊急措置を訴えるとともに、核兵器の廃絶を「われわれに与えられた使命」と述べ、「さあ、始めよう」としめくくっている（全文と署名者リストは資料15）。

声明には46カ国から117人が署名しており、署名者のなかには47人の元および現大統領や首相が含まれている。5つの核兵器保有国のうち、中国を除く4カ国から、フランスはロカル元首相、ロシア／ソ連はゴルバチョフ元大統領とガイダル元首相、英国はキャラハン元首相、米国はカーター元大統領が署名した。中国からは錢榮棟元軍縮大使と陳繼峰平和軍縮人民協会事務総長が参加している。日本からは5人の首相経験者（竹下登、宮沢喜一、細川護熙、羽田孜、村山富市）と後藤田正晴、河野洋平、土井たか子、鯨岡兵輔、平岡敬、伊藤一長、大江健三郎の12人が参加した。現首相は別として、宮沢首相以後の歴代の首相がすべて参加していることは注目に値する。

今回の声明の特徴は、緊急にとるべき6項目の現実的措置を訴えていることである。その多くは、キャンベラ委員会が「ただちにとるべき手段」「強化段階にとるべき手段」として提案したものと一致しており要約すると次のようになる。

1. 核兵器の臨戦態勢（「警戒体制」とも訳される）の解除*
2. 兵器用核分裂物質の生産禁止（カットオフ）*
3. CTBT*発効までの核実験の停止
4. START III*の即時交渉開始
5. 米ロ核軍縮が進んだとき、核兵器保有国・疑惑国すべてが参加する核軍縮交渉を開始する約束
6. 最終的な核兵器廃絶に向けた計画の作成

この文民指導者の共同声明は、核兵器がいまなお人類の脅威であることを想起させ、停滞なく核軍縮を前進させなければならないことをあらためて訴えたものとして、重要な意味を持っている。

2. 核兵器廃絶ネットワーク「アボリション2000」

このネットワークは、1995年4月～5月にNPT（核不拡散条約）再検討延長会議のとき、世界からニューヨークに集まった非政府組織（NGO）の中から生まれた*。NGOは、熱気あふれる議論を通して、いまこそ核兵器の廃絶（アボリション）をめざす世界的な反核運動を結成する時期であるという共通認識のもとに、11項目の目標を掲げた声明に合意した。日本においてこそ「核兵器の廃絶」というのは反核運動の最初からのスローガンであるが、欧米の反核運動にとって、それは画期的なことであった。80年代の欧米の反核運動の高揚期においても、少数の例外を除いては「アボリション」ではなく「フリーズ（凍結）」が反核運動の共通スローガンであった。

* 幹事団体は、国際平和ビューロー（IPB、イス）、核戦争防止国際医師の会（IPPNW、ドイツ）、核時代平和財團（NAPF、USA）、西部諸州法律財團（WSLF、USA）、国際科学技術者ネットワーク（INES、ドイツ）の5団体。事務局団体は核時代平和財團（NAPF、USA）。

* 資料16に全文。

11項目の合意内容は、資料の「アボリション2000」声明*を参照していただきたい。ここでは注目点を述べると、まず、「アボリション2000」の最大のテーマは11項目のうちの第1に掲げていることで、核兵器廃絶条約（NWC）を2000年までに締結することである。また、原子力発電の問題については「原子力技術の『平和利用』と戦争への利用との間に断ちきることのできない関連がある」という認識を共有するが、原子力発電の評価については合意にいたらず、「核兵器使用可能なすべての放射性物質の、軍事および商業利用と再処理を禁止することと、「持続可能で環境に安全なエネルギー源の開発を推進し支援する国際エネルギー機関を設立する」という要求において合意した。

1995年11月5日、ネットワーク「アボリション2000」は、ニューヨークで採択された「声明」を基本文書としてオランダのハーグで正式発足した。97年1月には、フランス・ポリネシアのタヒチ・モオレアで第2回総会を開き、もう一つの基本文書となった「モオレア宣言」*を採択した。この宣言は、「核兵器の生産と実験の結果、先住民や植民地化された人々が特別に被害を受けている」という認識をのべて、これらの人々が核兵器廃絶運動に参加できる権利・「自己決定、主権、そして独立という譲ることのできない権利」が保証されるべきことを述べている。

98年5月29日現在、6大陸、76カ国から、1068団体が「アボリション2000」に参加している（日本に拠点を置く参加団体は36団体）。ネットワークのシンボルはひまわり*。

* 資料17に全文。

* 1996年6月2日、ウクライナの破壊されたミサイル・サイトの跡地に、米、ロ、ウクライナの国防長官がひまわりの花を植えた儀式で、ペリー米国防長官が「ミサイルではなく土にひまわりを植えることが、未来の世代の平和を確かにするだろう」と語った。

3. NGOとNPT再検討会議準備委員会

* 現国連軍縮局長

* 「過去25年以上、非政府組織（NGO）はNPTのために貴重な貢献を行ってきた。——条約の目標にむかうさらなる前進を激励し、アイデアを出し、市民の立場から支持し、擁護してきた。私は彼らの献身に対して心からなる謝意を表したい。（中略）NGOとNPT加盟国との間の意志疎通のあり方は改善されるべきである。その目的を達成するために、NGOが書面や口頭で政府代表たちに1日か2日の意見表明を行う可能性に考慮が払われるべきであろう。それにによって、NPT準備委員会や再検討会議のあいだ、NGOと政府代表の間の意見交換を最大限に奨励することになるであろう。」

* NATOが拡大することにより、核兵器の配備される領域が実質的に広がることが懸念されており、ヨーロッパのNGOはこれに反対する動きを強めている。

1995年の核不拡散条約（NPT）再検討会議で、ダナバラ総裁*が非政府組織（NGO）の功績に感謝する閉会の辞を述べた*。これを受け97年4月のニューヨークでの第1回再検討準備委員会（14ページ参照）では、NGOに次のような地位が与えられた。すなわち、申請をしたNGOは、公開会議に出席し傍聴することができる。また、準備委員会の文書を入手したり、政府代表たちに自分たちの資料を配付することができる。また、全体会議の場で、NGOに半日（約3時間）の発言の機会をもつ。

98年4月から5月にジュネーブで開かれた第2回準備委員会でも、ほぼ同様な方法が踏襲された。第2回準備委員会では、NGOは以下の13のテーマについて発言した。

- (1)精神的・道徳的・人道的見地からの訴え
- (2)核の植民地主義と環境人種主義
- (3)NATOによる核兵器共有*
- (4)兵器用核分裂物質の管理・登録・保障措置
- (5)健康と環境への影響
- (6)原子力と持続可能なエネルギー
- (7)CTBTの早期発効とSTARTの進展
- (8)軍縮に反する政策：備蓄兵器管理計画など
- (9)核警戒解除・第一不使用・信頼醸成
- (10)核兵器禁止条約
- (11)地域的イニシアティブ：非核地帯など
- (12)核抑止を超えた安全保障
- (13)NGOの参加枠の拡大

NPT準備委員会は、こうしたNGOの発言を認める時間以外は、原則として非公開で審議が進めらる。NGOは、会議の公開性の拡大と、NGOの参加時間の増加を求めている。

いっぽうで、各国の代表と信頼関係を確立したNGOの関係者が、精力的にロビー活動を展開し、審議内容をインターネットやさまざまなメディアを通して世界に伝えている。逆にNGOの政策提言や声明が各国代表にも伝えられる。

これらのNGOの提案は、具体的に各国の政府の政策に影響を与えている。例えば、上の(10)に挙げた核兵器禁止条約については、条約のモデル案をNGOが作成し、97年11月にコスタリカ政府から国連事務総長に提出され、正式な国連文書として98年1月に国連公用語6カ国語で配布されている*。こうした政策レベルで影響を与えあう関係は、日本の政府とNGOの間ではほとんど作られていない。双方にとって今後の大きな課題である。

4. 核兵器禁止条約を求める非核自治体

「核兵器禁止条約（NWC）の即時交渉開始と2000年までの締結」という内容を支持する宣言や決議をあげている自治体は、1998年5月26日時点では192自治体を数えている。国別ではオーストラリア143、ニュージーランド14、アメリカ15、イギリス12、カナダ7、日本1となっている*。日本は浦安市議会が同趣旨の決議を97年6月26日に採択した。

この宣言や決議の背景には、核兵器廃絶のためのNGOの国際的ネットワーク「アボリション2000」の活動がある。1997年1月タヒチで開催された「アボリション2000」のモオレア会議では、核兵器保有国は核軍縮義務があるとした国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見（1996年7月8日）*をふまえたモデル自治体宣言が提案された。その骨子は次の3項目であった。

- (1)自らを非核地帯として宣言し、非核地帯の世界全土への拡大を支援する。
- (2)すべての核兵器を臨戦態勢から解除し*、すべての核弾頭を運搬手段からとり外し、そして核兵器国がこれらの兵器の無条件の第一不使用*に同意することを要求する。
- (3)すべての核兵器保有国に対し、すべての核兵器を来世紀の早い時期に禁止し廃棄する核兵器禁止条約の交渉の即時開始、そしてこれらの交渉の2000年までの締結を要求する。

日本では、この第3項が新しい自治体宣言の中心部分であると考えて「アボリション2000決議」としている。

モデル宣言文の提案に呼応して、自治体決議が世界の自治体に広がった。とくにオーストラリアで急速に広がった*。オーストラリアと米国の動きについては別項で説明する。日本では1996年9月開催の第4回非核自治体全国草の根交流大会において、第二の非核宣言として同趣旨の非核自治体宣言を広げてゆく決議があげられた。

米国のサンタバーバラ市の市議会決議は、決議文の写しを米上下院議員と大統領に送ることを命じた第4項を追加した以外は、モデル宣言文と同じなので資料として全訳を掲載した（資料18）。

* 資料19に全自治体名のリスト。

* 18ページ参照。

* 21ページ参照。

* 21ページ参照。

* 42ページ参照。

5. 英米の非核自治体

英国の非核自治体が注目すべき新しい試みを行った。それは英國の非核自治体全国運営委員会（本部：マンチェスター）が「アボリション2000UK」の協力をえてギャラップ機関に委託して英國市民の核兵器廃絶についての世論調査を行ったのである。調査は、英國の政権党である労働党が、大会でトライデント潜水艦についての討論を行う予定になっていた97年10月2日に合わせて発表された。

調査の結果、核兵器禁止条約（NWC）の交渉開始と促進について「強く賛成する：73%」「ある程度賛成する：14%」を含めて87%という圧倒的多数が、賛成していることが分かった。また、安全保障のために「核兵器を持たない方がよい」と考える市民が59%に達し、「持った方がよい」の36%をはるかに上回っていた。同じギャラップ調査が1995年春に行われたときには、前者が51%、後者が39%であったことと比較すると、核兵器離れが2年間のうちにさらに進行していることが分かった。核兵器政策の見直し*を開始した労働党政権に対して、大胆な政策転換を促すデータである。

この英國での取り組みは、「コミュニティ住民が平和にくらす」という問題意識に根ざして、非核自治体が共同して地球的な問題についての意識を調査したという点で示唆に富んでいる。また、NGOとともにに行っていることも日本で参考になる。

米国では、国内最大の全国的平和運動組織である「ピース・アクション」が、「アボリション2000」自治体決議*をあげるためのとり組みを行った。ピース・アクションでは、モデル決議文*とともに、80年代の非核自治体運動の経験にもとづいたマニュアルを作成して各地の支部組織に配布した。マニュアルには、モデル決議文の文言にこだわらないこと、採択されるよううに議員の意見を取り入れながら作成すること、党派を超えた支持議員を得ることの必要性など、日本でも当てはまるような示唆がまとめられている。活発な市民団体があったニュージャージー州とカリフォルニア州で成果があがっている。

なかでも興味深いのは、ニュージャージー州ランパートビル市の決議である（97年4月21日）。ここでは、「アボリション2000」自治体決議の内容だけではなく、次回の選挙のときに「核兵器廃絶問題」を市民の参考投票にかけることが決議文のなかに盛り込まれた。

* 28ページ参照。

* 40ページ参照。

* 資料18のサンタバーバラの決議文がそれに近い。

6. オーストラリアの非核自治体

1970年代の後半から80年代にかけて、核軍縮運動の高まりのなかで、オーストラリア政府の国連軍縮キャンペーンを支持する都市レベルの非核地帯宣言が広がった。1985年1月15日までにオーストラリアの非核地帯議会はビクトリア州36、ニュー・サウス・ウェールズ州36、クイーンズランド州10、ウェスタン・オーストラリア州7、サウス・オーストラリア州2の91地域に上っている。

オーストラリアの非核自治体運動は、もともとウラニウム採掘に反対する運動から始まっている。ウラニウム採掘禁止を求めた運動が、医療用以外の核物質を禁止した非核地帯決議の賛同を議会に求め、ビクトリア州のフィッツロイが最初に非核宣言をした。オーストラリアの非核地帯支持者の多くは、核兵器と原子力を切り離して考えることはなく、歴史的に一緒に開発してきたものという認識がある。

ビクトリア州とオーストラリア首都圏は非核地帯宣言をしているが、ビクトリア州には原子力プラントやウラニウム鉱山を建設することを禁止する核事業禁止条例がある。この条例によって州が核燃料サイクルに寄与することなく、核廃棄物が環境を脅かすことがないようにしている。このように非核宣言自治体の政策は、ウラニウムの採掘から核兵器の配備に反対することまで多岐にわたっており、歴史的な経験を有してきている。

1996年8月、オーストラリア非核自治体協会は総会で、「アボリション2000」の声明*を支持し、各自治体に声明内容を知らせることを決定した。オーストラリア平和委員会もオーストラリアの非核自治体に対して、「核兵器禁止条約（NWC）を2000年までに締結を求める」内容の「アボリション2000」自治体決議*を行うよう運動を始めた。形式的でない平易な決議文と支持を求める短い手紙を添えて、委員会のメンバーが地元自治体にそれぞれ働きかけをした。その結果、1997年12月までに地方政府全国議会、地方政府協議会などの自治体連合組織を始め、ニュー・サウス・ウェールズ州43、サウス・オーストラリア州32、ウェスタン・オーストラリア州21、クイーンズランド州18、ビクトリア州13、ノーザン・テリトリー4、タスマニア州2と137自治体*が「アボリション2000」自治体決議を採択している。

* 資料16に全文。

* 40ページ参照。

* 98.5.26時点143自治体。

7. 韓国での非核自治体の試み

韓国で1994年3月、地方自治法が成立した。初めての統一地方選挙は1995年6月に行われた。その韓国で、非核自治体宣言をめざす努力が始まっている。成立するまでにはまだ困難が予想されるが、東北アジアの非核化にとって大きな意味を持つ動きである。

ソウル近郊の果川（クァチョン）市では、1997年に韓国環境運動連合果川支部が非核都市宣言運動に取り組んだ。同支部の金鉉（キム・ヒョン）氏は、非核都市宣言の意義について二つの理由をあげている。一つは果川市だけに限定したものではないが、台湾の核廃棄物を朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）が受け入れ貯蔵するという計画に対して、韓国内に大きな反対世論が存在することである。もう一つは果川市には、ソウルが核兵器攻撃を受けることを想定して官庁が疎開するための大きな地下シェルターが建設されており、市民の間には非核都市宣言をして核攻撃を回避しようという思いがあることである。

環境運動連合果川支部が作成した果川市非核・平和都市宣言文の粗案では、朝鮮半島が核に汚染されるのを監視し、より安全なクリーンエネルギーを奨励し、環境都市果川をつくるために努力するとして、以下の4つの宣言項目をあげている。第1に果川市は核実験や核攻撃から除外されることを要求する。第2に果川市は核に関連するあらゆる物質の生産、輸送、搬入、貯蔵を禁じる。第3に果川市は国家間の核廃棄物の移動に反対する。第4に果川市は核エネルギーが21世紀の代替エネルギーになり得ないことを明らかにし、生態系にとってクリーンで安全なエネルギー補給の先頭に立つ。

この内容からわかるように果川市の宣言文案は原子力発電を中心としたあらゆる種類の核問題をとりあげており、国民の7割以上が原発を容認している韓国では議会提案までには至らなかった。果川環境連合の宋鶴善（ソン・ハクソン）代表は、「結果的に非核平和都市宣言を成立させることはできなかったが、全国的に非核自治体運動の必要性と認識を高め、一歩進んだ反核運動の先例を残すことができた。日本をはじめ、外国の非核自治体や反核団体との持続的なネットワークの形成を願っている」と語っている。

8. 日本の非核宣言自治体

非核三原則の堅持や核兵器廃絶の要求などの立場を宣言する内容をもった自治体宣言や議会決議をもっている自治体を、非核宣言自治体と呼んでいる。その成立の経緯は、議会決議を受けて自治体宣言が出されたり、自治体首長のイニシャチブで宣言が起草されたものを議会が承認したり、議会決議のみであったり、さまざまである。

日本における非核自治体第一号は、1958年に非核宣言を行った愛知県半田市である。その後80年代に入るまでは、非核宣言自治体総数は比較的ゆるやかな増加を見せるにとどまったが、82年の第2回国連軍縮特別総会に向けた反核運動の高まりとともに、非核宣言は全国的な広がりをみせるようになり、86年に856であった宣言自治体数は、10年を経た96年には2179に達した（「日本非核宣言自治体協議会」*調べ）。

日本非核宣言自治体協議会は毎年、往復はがきによるアンケートを実施している。97年7月15日の集計によると、都道府県も含めた宣言自治体数は過去1年間で95増加し、全自治体数の3分の2以上（68.9%）に当たる2274となった。その内訳は、21府県、575市、21区、1323町、334村である。また、97年12月1日の集計では2279となっている（内訳は、21府県、579市、21区、1323町、335村）。これを人口比でいうと、日本の全人口の86%以上が非核宣言自治体に居住していることになる。

また、秋田、山梨、神奈川、長野、鳥取、広島、香川、沖縄、千葉（98年3月に完成）、奈良、滋賀、三重（97年10月、県議会宣言で完成）の12県では、域内全自治体が非核宣言ないし決議を行っている。（「被団協ニュース」とピースデポの調査による。）

なお、非核宣言自治体の総数については、日本非核宣言自治体協議会によって貴重なアンケート調査によるデータ収集が行われているが、自由意志にもとづくアンケートであるため回答がない自治体のデータが欠落したり、時間をおいて回答があったときに、過去のデータの修正が必要になったり、さらには自治体の合併による変動があったり、複雑な要素があることを付記しておく。

* 46ページ参照。

9. 世界平和連帯都市市長会議

世界平和連帯都市市長会議は、1982年6月24日、第2回国連軍縮特別総会において広島市の荒木武市長がヒロシマと同じくする世界の都市が互いに連帯することを呼びかけたことに始まる。1983年1月、荒木市長と長崎市の本島等市長は連名で「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」を発表し、核戦争防止のために賛同を呼びかけた。当初、世界23カ国、72都市であったが、1998年6月9日現在、世界100カ国・地域、456自治体が加盟している。会長は広島市長、副会長には長崎市長と世界7都市の市長が役職を担っている。事務局は財団法人・広島平和文化センターに置かれている。なお、規約に明記されているわけではないが、広島市、長崎市以外の国内自治体は、加盟対象となっていない。

市長会議は核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起することが目的とされているが、人類の共存を脅かす飢餓・貧困等の解消、難民問題、人権問題の解決、環境保護などにも取り組んでいる。

活動としては、各都市が市民に原爆被爆の実態を伝え、平和意識の醸成を図るように、加盟都市に原爆関係資料を寄贈し、原爆展の開催に協力している。1998年にはインドのムンバイ市とニューデリー市で「ヒロシマ・ナガサキ原爆展」を開催し、大きな反響を呼んでいる。

また、広島・長崎が原爆に被爆した8月6日と9日前後して4年に一度、加盟都市と国内の参加自治体による世界平和連帯都市市長会議が開催される。第1回は、1985年に「核兵器廃絶を目指して一核時代における都市の役割」をテーマに開催され、海外22カ国、67自治体、国内33自治体から100人の首長が参加した。1997年は、世界33カ国、117都市の代表が参加し、「平和・公正・自由・世界の調和を目指して」をテーマに第4回会議を開催した。8月9日に世界大戦の世纪であった20世紀から、21世紀を「平和の世纪」とするためのヒロシマ・ナガサキアピールを採択した。1998年6月2日、平岡敬・広島市長は市長会議の会長名でインド、パキスタンの加盟7都市に両政府が核兵器による力の政策を捨て、両国が信頼関係を醸成するため、核兵器廃絶へ市民の先頭に立って努力するよう要請する親書を送った。

1998年4月23日、同会議は公式に「アボリション2000」声明*への支持を表明した。

* 資料16に全文。

10. 日本非核宣言自治体協議会

* 97年12月末現在で288自治体。

日本非核宣言自治体協議会は1984年に結成され、今年98年で15周年を迎える。この協議会には、1997年7月現在、2274の非核宣言自治体のうち289*の自治体が加盟している。会則には、「この協議会は、非人道的な核兵器の使用が人類と地球の破滅の危機をもたらすことにかんがみ、生命の尊厳を保ち、人間らしく生活できる真の平和実現に寄与するため、全国の自治体、さらには全世界のすべての自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核都市宣言を実施した自治体間の協力体制を確立することを目的とする」とうたっており、毎年8月5日には、非核宣言自治体全国大会と平行して、広島で年次総会を開催している。

全国大会では、自治体からの報告や情報交換が行われ、講師による特別講演があり、大会決議が採択されている。97年は「ヒバクシャと核開発」をテーマに、フリーランス・フォトジャーナリストの豊崎博光氏が講演をした。またこの大会では、直前の7月に米国が未臨界核実験*を初めて強行したことから、「私たち日本非核宣言自治体協議会は、住民の生命と暮らしを守る立場から日本政府や核保有国に対し、全面的な核実験禁止や『臨界前』ならびに『コンピューター・シミュレーション』等による核実験の全面禁止を求めるとともに、核兵器の廃絶のための核軍縮の具体的な内容やスケジュールの提示をあらためて求める。日本政府に対しても、96年1月にオーストラリアで開催された『キャンベラ委員会』で提言されているとおり、非核世界へ向けての現実的な方策を、政府としても具体的に確立していくことを強く求める」との内容の決議を満場一致で採択している。決議文は後に国連事務総長、核保有5カ国、日本の内閣総理大臣に送付された。定期的な活動のほかに、核兵器廃絶の歩みに逆行する重要な事件があったとき、非核自治体協議会としての対応も行っている。広島市、長崎市と連名での米未臨界核実験への抗議文の提出（97年1月）、ロシアの未臨界核実験に対する抗議文の送付（97年11月）、インド・パキスタンの核実験に対する会長名の抗議（97年5月）などの活動がある。

1998年5月時点の会長は、喜屋武馨北中城村村長（沖縄県）、事務局は藤沢市市長室秘書課国際・平和担当*が行っている。

* 24ページ参照。

* 〒251-8601 藤沢市朝日町1-1
電話：0466-25-111(内2142)
FAX：0466-24-5927

11. 「神戸方式」の再評価

1975年3月、神戸市議会は「核兵器積載艦艇の神戸港入港に関する決議」を採択、国際商業貿易港としての発展を願う立場から、「核兵器を積載した艦艇の神戸港入港を一切拒否する」と宣言した。

この決議を担保するために導入されたのが、つぎのような手続きであった。入港を希望する外国軍艦には「非核証明書」の提出が義務づけられ、証明書の提出が無い場合には、港湾管理者である市長は「入港許可」を発行しない。これが「非核神戸方式」である。条例に明文化するという形をとらず、いわゆる「行政指導」として今日も存続している。

1975年以来、核保有国フランスの3隻及びインドの1隻を含め18隻の外国軍艦が入港した。1987年5月のチリ海軍の練習用帆船「エスマラルダ」までの17隻は、すべて事前に「非核証明書」を提出した。

だが1998年5月末、この実績に大きな傷をつける事件が起こった。カナダ海軍の補給艦「プロテクター」が、証明書なしに入港したのである。カナダ艦が「提出」した「非核証明」は、「カナダは非核国なので非核証明書は必要ない」という日本政府の「見解」であった。神戸市は、最後まで「非核証明書」の提出を求めるというスタンスは堅持したものの、入港そのものを拒否することはできなかった。

政府は、軍艦入港問題は国の専決案件であり自治体の権限は及ばない、核持ち込みについては「政府を信じよ」と主張している。

高知県では、橋本大二郎知事が新港の開港にあたって、「非核神戸方式」を条例化する方針を示している。だが、政府からの猛烈な圧力にさらされ、条例の98年3月議会への提案を見送らざるを得なかった。橋本知事は「国是である非核三原則を条例化してなぜいけないのか」と反論している。

「非核神戸方式」の現状はたしかに楽観を許さない。だが、今回カナダ艦が着岸したのが市の埠頭ではなく国の直接管理下にある自衛隊専用埠頭であったという事実は、かえって自治体の港湾管理権・着岸許認可権の「重み」を浮き彫りにする事実として、もっと注目されていい。

市議会決議にこめられた市民の「道徳的規範」とそれを実質化するための自治体による権限行使。「非核神戸方式」はこの二つの側面において、自治体の非核平和政策の一つの到達地点を示している。

97年秋の新「ガイドライン」合意*と前後して、神戸市には50余りの自治体から同方式に関する照会が寄せられたという。「非核神戸方式」が多くの自治体で吟味されることには、大きな意義がある。

* 「日米防衛協力のための指針」。
97年9月23日。

12. ハーグ平和アピール1999

国政的な非政府組織（NGO）のキャンペーン「ハーグ平和アピール1999」（以下、HAP99）は、21世紀の平和運動のビジョンの創造と、それを第1回ハーグ国際平和会議*の100周年という政府行事と連動させて、有効な政治的インパクトを生み出すという目的を持って、1999年の5月10日から16日までオランダのハーグで大きな国際市民平和会議を開くことをめざしている。1996年10月、世界連邦運動（WFM）、核戦争防止国際医師の会（IPPNW）、国際平和ビューロー（IPB）、核兵器に反対する国際法律家協会（IALANA）の4つの国際的NGOによって呼びかけられた。

HAP99の呼びかけは、会議の目的をつぎのように表現している。「過去100年の、戦争と市民社会の性格は劇的に変化した。かつて想像もできなかつた兵器システムが開発された。国家間の戦争が国内紛争へと転換してきた。犠牲者の大部分は女性、子ども、無この市民である。国家と社会と市民の間の関係は、その広がりと強さが増大したとはいえ、われわれが直面する挑戦は変わらない。それは、軍縮、平和、人間の安全保障である。したがって、ハーグ平和アピール1999は、1899年の第1回国際平和会議で提出されたのと同じ3つの目標を現代の状況に適合させて取り組むことになる。それは、核兵器の廃絶など軍備撤廃、国際人道法と関連諸制度の強化、紛争予防や平和建設など紛争の平和的解決である。これら3つの目標に加え、戦争の根本的原因と地球的な平和文化の発展に大きな力点をおくことになる。」

キャンペーンは、現存している諸運動の組織、個人など、きわめて広範囲の人々を糾合し、戦争を非合法化するための具体的な地球戦略をつくり出すことを目標にしている。参加組織、個人はたがいに協力し、「平和へのハーグ・アジェンダ（議事次第）」を作成し、1999年会議に提出する。ハーグ・アジェンダは、会議で最終的に合意されたのち、全世界の各政府、及び政府間討論の場に提出される。政府間会議は第1回国際平和会議を踏まえて、ロシアとオランダが中心となって準備する。1997年12月の国連総会において「1999年の第1回国際平和会議100周年行事と国際法のための国連10年の終結行事のためにとるべき行動」という決議が採択されており、時間をおいてハーグ、サンクト・ペテルブルク（ロシア）、ニューヨークなどで一連の行事を開催する。

* 戦争の終結や講和のための話し合いではなく、平和建設のために開かれた歴史上初めての国際会議。

第3章 提案

● 基本的なことがら

世界の核軍縮を進めるために、日本の自治体に期待されることは多い。インド・パキスタンの核実験によって、それはいっそう真実となった。しかし、非核自治体においては、具体的に何ができるかという点についてとまどいがある。いくつかの考慮すべき基本的なことがらがある。

（1）発展段階を考慮すること：それぞれの自治体によって、政治状況やこれまでのとり組みの歴史に違いがある。準備のないことに、一足とびにとり組むことはできない。段階に見合ったとり組みを重ねていくことが必要である。（たとえば宣言から条例へ。）

（2）国際的な視野をもつこと：国をこえて各国の自治体同士が学びあうことが多い。自治体のおかれている状況は国によってことなるが、それでも多くのヒントがある。また、国際的な視野をもつことによって、国際情勢に応じた役割をみいだすことができる。

（3）専門的な知識を継承すること：非核自治体の活動の推進には、核軍縮問題についての知識や情勢のフォローが不可欠である。担当職員の研修や継承性を強めること、専門家や専門的知識をもつた非政府組織（NGO）や非営利団体（NPO）との連携を強めることが必要である。海外のユニークな自治体活動*の場合にも、そのことがうかがえる。そのためには、ときに制度的な改善が必要となる。（* 41～42ページの英国、米国、オーストラリアの例を参照。）

（4）被爆国の自治体としての自覚：日本国内では広島、長崎の自治体が被爆地として特別の意味をもっているが、国際的にみたとき、日本の自治体すべてが被爆国の自治体としての立場と役割をもっている。各自治体市民の啓発活動のありかたにおいても、国際的な役割においても、この自覚が必要となる。

● 具体的なことがら

資料21に、日本の非核自治体がこれまで取り組んださまざまな活動が整理されている。この資料自身が、それぞれの自治体が取り組むことのできる活動についてのヒントとなる。

以下には、さまざまなレベルの課題について、取り組むべきいくつかの具体的なヒントと、その理由を掲げる。

（1）特別提案——インド・パキスタンなどのジャーナリスト招聘プロジェクト

インド、パキスタンによる核実験の強行は、核軍縮、核兵器廃絶に向かうために、やり残された課題がまだまだ多いことを私たちに気づかせた。その一つは、インド、パキスタンをはじめ、核兵器の拡散を懸念しなければならない国々の市民に、広島、長崎の恐ろしい経験がほとんど知らされていない

いことである。広島市や長崎市による原爆展の開催などのとり組みが始まっているが、この問題はすべての非核自治体にとって大きな課題である。後の項目で市民の交流や姉妹都市の活用などについて述べるが、ここでは戦略的な意味のある一つの特別提案を行いたい。

それは、多くの自治体が共同して（たとえば非核自治体協議会の事業として）、インド、パキスタン、その他の国々の新聞やテレビのジャーナリストを日本に招いて、広島、長崎の生きた取材をしていただくプロジェクトである。かつて広島文化財団が米国のローカル新聞やテレビ記者を主たる対象にとり組んだことのある試み（発案者の当時在米の秋葉忠利氏の名をとってアキバ・プロジェクトと呼ばれた）であるが、ぜひ新しい情勢のもとで意義をとらえ返してみる必要がある。多人数を招待するのでなくとも、毎年継続されてゆくと大きな力となってゆくであろう。

また、そのことを通して他の国の非核自治体の同様な活動を刺激することも予想される。たとえば西欧の非核自治体が、自分たちの地域のジャーナリストを派遣する事業にとり組んだり、他の形の市民の学習プログラムへのとり組みを始める可能性がある。

（2）被爆体験の継承

被爆地への市民の派遣活動や、原爆パネル展など被爆体験を継承する活動は、すでに多くの自治体がとり組んでいる。これは、被爆者の老齢化が進むなかでさらに強調されるべき課題である。次のような点に留意したい。

①被爆地へのツアーについては、事前の学習会をもつ。

②被爆地へのツアーについては、参加者のなかから翌年の世話人となる市民を生み出す。

③インドやパキスタンの市民を招待して、日本の自治体市民とともに被爆地へのツアーを組織する。

④海外の姉妹都市との共同事業とする。海外の姉妹都市が非核宣言都市である場合、とりわけ有効な事業となる。（たとえば、被爆地へのツアーを姉妹都市からの参加をうる共催行事にしたり、姉妹都市において原爆展を開催する。）被爆体験を海外に伝える仕事は、広島、長崎だけの仕事ではない。

（3）担当職員の研修

①核不拡散条約（NPT）の再検討会議、もしくはその準備委員会を傍聴するために職員を派遣する（5年に一度開催されない年があるが、それ以外は毎年開催される）。並行して開かれる国際的NGOの行事に参加させる。（14、39ページ参照。）通訳の問題があるが、市民からボランティア通訳を募って市民参加の形で行うのも一方である。一自治体だけではなくて、地域自治体の共同のとり組みとすることも財政負担を軽減するのに有効である。

②毎年5月に非核自治体担当職員の合同研修会を開催する。地域ブロックでとり組むこともできし、全国的にとり組むこともできる。平和資料協同組合ではその立案や実行に協力することができる。

（4）日本政府、各國政府への抗議、要請、陳情、激励。

インドやパキスタンが核実験を強行したときに、圧倒的な数の自治体から直接に関係国に抗議や要請がとどくことは大きな意味がある。この種の活動は今後もっともっと強化されるべきである。その場合、インド、パキスタンの核実験のように非常にわかりやすい場合は問題ないが、米・ロの未臨界核実験など、目立たなくても重要な局面に反応することも大切である。

- ①多くの場合、早く反応することが、より効果がある。（たとえば英国の非核自治体連合は、インド新政権が核兵器導入の選択肢を発表した際に、ただちに政策の見直しを求める要請文をインド政府に提出した。資料20参照。）そのため、信頼できるNGOとの協力関係を作つておくことが有用である。
- ②抗議に傾きがちであるが、核兵器廃絶にいい働きをした政府を国際的に激励することも大切である。ある局面でいい働きをした政府が、次の局面で悪い働きをすることもあるが、おそれる必要はない。一つ一つに理由があって激励したり、抗議することに意味がある。この判断にも信頼できるNGOとの関係が役に立つ。
- ③毎年10月～12月にかけて、国連総会において核軍縮のための諸決議が討議・採決される。まず第1委員会での投票があり（11月半ば）、次に総会での投票がある（12月10日頃）。この頃に、担当者が警戒体制をとる習慣が必要である。このことを通じて担当者の知識も増加する。
- ④自治体が行ったこれらの活動は、広報で市民に知らせて、啓発活動の一助にする。

（5）「アボリション2000」を支持する決議

「2000年までに核兵器禁止条約（NWC）の締結を求める」と主なる内容とする決議が世界的に広がりつつあることをキーワードにおいても紹介した（40ページ参照）。日本では、まだ1つの自治体が決議しているにすぎない。世界に運動する運動として、日本でも広く決議を広げてゆく必要がある。

（6）その他の活動

①世論調査

英国の非核自治体が、市民対象の科学的世論調査を行った活動（41ページ参照）は示唆に富んでいる。市民が安全に暮らすためにどのような意識をもっているかを知ることは、自治体の仕事にふさわしい。その調査結果が、政府の政策転換を求める世論形成の力となる。いくつかの自治体が共同して行うことも考えられる。信頼度の高い調査会社に委託して行えばよい。

日本の場合、米国の「核の傘」や「東北アジア非核地帯」に関する設問が考えられる。

②ハーグ平和会議（HAP99）への参加

1999年5月にオランダのハーグで開かれる平和会議（48ページ参照）へのとり組みは、市民の平和問題への啓発活動として有意義である。1899年の第1回ハーグ国際平和会議の100周年として開かれる政府レベルの会議とNGO会議が同時に開催される。NGOは「戦争を禁止する」をテーマに集まる。ハーグに行くことだけが参加ではなく、たとえばハーグ会議をめざして児童の平和ポスターを募集して、

ハーグ会議と連携することもできる。

③核兵器廃絶のコア・市民グループの育成

核兵器を廃絶することが、世界的な事業になりつつあるときに、日本で持続的にこの問題にとり組んでいる市民が余りにも少ないので驚くほどである。その大きな原因は、世界に目を向けていないためである。国内を見ているだけでは関心を持続させることができなくなる。非核自治体が、持続した市民の関心を喚起するために、まずコア・市民グループを育成することが課題となる。そのためには、さきに述べた職員の場合と同様に、市民が海外の活動状況を学ぶ機会をつくるのが有効である。

このようにして状況認識が深まり更新して行けば、それを基礎にして、毎年一貫したテーマのもとに市民講座をつづけることが可能になる。

(7)制度についての提案

自治体が単独あるいは共同で、核問題の知識のある専門スタッフ（常勤あるいは非常勤の嘱託）を持つことができれば、これまで述べた諸活動の前進に、きわめて大きな役割を果たすにちがいない。パートタイマー、あるいはNGOとの契約によって専任スタッフに置き換えるという選択もあるだろう。情報の収集と配布、諸連絡が主たる仕事になる。

非核平和課、平和記念館、（財）平和文化センターなどの専門スタッフを拡充する方法もある。

資料

（※翻訳は、『核兵器、核実験モニター』による。）

資料1 核戦力の将来的な削減指標に関する共同声明

ヘルシンキ米ロ・サミット、1997年3月21日

クリントン、エリツィン両大統領は、冷戦の終結に伴い、戦略的安定と核の安全保障の強化に関して大きな進展があったことを強調する。合衆国、ロシアはともにその核戦力を大幅に削減しつつある。戦略ミサイルの目標照準解除のための重要な措置がとられた。START I条約が発効し、予定の日程より早く実行されている。ペラルーシ、カザフスタン、ウクライナは非核兵器国となった。核不拡散条約は1995年5月11日に無期限延長され、1996年9月24日に合衆国もロシアも包括的核実験禁止条約に調印した。

国際の平和と安全を促進するさらなる歴史的ステップとして、クリントン、エリツィン両大統領はここに、核の危険を減らし、戦略的安定と核の安全保障を強化するさらなる具体的措置への彼らの約束を再確認する。両大統領は、戦略攻撃兵器の一層の削減と制限に関して一つの合意に達した。それは我々が次の世紀に進むにあたって、核兵器の役割とリスクを大きく減少させるであろう。このような目標へのABM制限条約の基本的な重要性を認識しつつ、両大統領は、別の共同声明において、ABMシステムと戦域ミサイル防衛システムとの区分を明示した。これによって、効果的な戦域ミサイル防衛システムの配備が可能となり、ABM制限条約の侵害を避けることができるだろう。

前記のことを念頭に、クリントン、エリツィン両大統領は、次のような合意に達した。

START II条約発効後、合衆国、ロシアはただちにSTART III条約の交渉を開始する。それには、とくに、次のような基本的内容が含まれる。

- 2007年12月31日までに、双方とも戦略核弾頭の保有水準を総数2,000～2,500発まで低める。
- 保有戦略核弾頭の透明性と戦略核弾頭の廃棄に関する措置、あるいは双方で合意された他の技術的、組織関連の措置によって、弾頭の急速な増加防止など、削減の不可逆性を高める。
- 現行START条約の有効期限を永続的なものにするという目標に関連する諸問題を解決する。
- 核弾頭の撤去もしくは他の合意された手段によって、START II条約の下で2003年12月31日までに破棄されるすべての戦略核運搬装置を現役任務をいた状態におく。早期の非現役化を容易にするため、合衆国はナン＝ルーガー・プログラムによる支援を行なっている。

両大統領は、START II条約の下での戦略核運搬装置の廃棄期限を2007年12月31日に延期するという合意に達した。双方は、ロシア議会に提出され、ロシア議会がSTART IIを批准した後に合衆国上院に提出されることになる具体的な文言について合意するものとする。

このような文脈において、両大統領は、ロシア連邦議会によるSTART II条約の迅速な批准の重要性を強調する。

両大統領はまた、START III交渉の文脈の中で、適切な信頼醸成や透明性向上の措置など、長距離海洋発射核巡航ミサイルや戦術核システムに関連する可能な措置について、双方の専門家が別個の問題として研究することに合意した。

上記のようなすべての合意を考慮し、また、1995年5月10日の声明を想起しつつ、両大統領は、核物質の透明性に関する問題を検討することに合意した。

資料2 核兵器廃絶のためのキャンベラ委員会報告書(要旨)

1996年8月14日

キャンベラ委員会は、核兵器とその及ぼす脅威を世界から除去するため、即時の断固とした努力が必要であると信じている。核兵器の破壊力は強大である。そのいかなる使用も破滅的である。

核兵器が永久に保持され、しかも偶然によるにしろ、決定によるにしろ、決して使用されることはないという主張にはなんの信憑性もない。唯一完全な防御法は、核兵器を廃絶し絶対に二度と作らないという保証をえることしかない。

二極対決の終焉で核の破滅の危機が去ったわけではない。ある意味では、偶発的、あるいは誤算による使用の危険が増加している。核兵器保有国における政治的動揺や国家権威の低下は、核兵器や兵器材料の安全な取り扱いや管理を保証している現制度を無能にし、惨事の確率を増加させかねない。核能力がそれほどには進んでいないその他の諸国や国に準じた集団、あるいは将来このような能力を保持したいと望んでいる国や集団も、同様の運命に見舞われる可能性がある。

永らく核兵器は、戦場で個別の目標を捕捉するには、余りにも破壊力が強く、無差別すぎると思われてきた。核兵器の破壊力が極めて強大であるため、相手の核兵器使用を抑止できると信じる以外に、同等な軍備をもった相手に対する軍事的有効性は何も存在しない。核兵器を保有することによっては、これまでさまざまな地域で、大国が直接、間接に関与してきた戦争を防止することはできなかった。これらの大國が屈辱的な後退を余儀なくされたときですら、核兵器の使用は適さないと思われた。

どの核保有国も、化学兵器や生物兵器の使用に対抗して、核兵器を使用することを国策として公言したり、公言しようとしてはいない。このような懸念に対する解決は、不穏な開発の早期発見にとくに重点を置いた、化学兵器禁止条約および生物兵器禁止条約の強力で効果的な実施やその普遍的な加盟にかかっている。いかなる違反に対する対応も多国間でなされるべきである。

したがって、核兵器に対して残る唯一の軍事的効用は、他国の使用を抑止すること

にある。この効用は核兵器が継続して存在することを意味する。核兵器がなくなれば、この効用も完全に消滅する。

新しい行動環境

核兵器には独自の安全保障上の利点があると主張し、しかもそれを持つ権利を自分たちだけに限ろうとする、一握りの国家だけが核兵器を保有している。このような状態は極めて差別的であり、したがって不安定であり、永続しないであろう。いかなる国家による核兵器の保有も、絶えずそれ以外の国の保有欲を駆り立てる。

1960年代に、核保有国が何十にも増える可能性を察して、世界はこれに嫌悪し反対した。その結果が、こうした兵器のない世界の実現を約束した、1968年の核不拡散条約(NPT)であった。NPTやその他の核不拡散体制の全体的な成功は満足すべきものであるが、それはかちとるのが困難な成功であったし、成功の保証もなかった。水平的拡散再開の見通しは現実のものとなっている。

核兵器の拡散は国際社会が直面している最も緊急の安全保障の課題の一つである。国際的核不拡散体制の影響にかかわらず、いくつかの国が核兵器をひそかに開発する努力をしてきたし、なかには現在もひそかに開発努力を継続しているという困惑すべき現実がある。核兵器や核物質をテロ集団が入手する可能性は、国際社会に対する脅威を増大させている。

冷戦の終焉は、核兵器を廃絶しようとする国際的行動の新しい環境、新しいチャンスを生み出した。これは即刻追求しなければならない。さもないとこの機会は失われる。

核兵器の廃絶はすべての国を含めた全世界的な努力でなければならない。このためのプロセスは、どの段階においても、さらなる核軍縮がいかなる国に対しても安全保障上の脅威とは感じられないよう保証するものでなければならない。このためには、核兵器の廃絶は、検証を伴った一連の削減で行われる必要がある。その削減は、各段階で、核兵器廃絶への次の動きが安全かつ確実に行われると各国が満足できるようなものでなければならない。

ただちにとるべき手段

最初に要求されるのは、五つの核保有国が、核兵器の廃絶への決意を明確に表明し、その達成のために必要とされる実務的な手順や交渉についての作業を、直ちに開始するのに同意することである。この決意は最高の政治レベルでなされなければならない。非核保有国は核保有国の決意を支持し、その実施のための国際的な協力行動に加わるべきである。この決意は、討議の性格、戦争計画の重点、近代化計画の時期、さらにはその必要性まで、ただちに変更されることになるであろう。これは、核兵器の使用とさらなる拡散という二重の危険に満ちた世界を無期限に管理するというパラダイムから、核兵器廃絶というパラダイムへと、核兵器のパラダイムを転換させるであろう。この決意についての交渉は、実施の第一段階が1997年に行われることをめざして、直ちに開始されるべきである。

核保有国が核兵器のない世界実現への決意には、一連の実際的で現実的、かつ相互

に強化しあえる段階的手順を伴うべきである。このような手順には即刻実行できるものが数多くある。これによって核戦争の危機が大幅に削減され、すべての国、特に核保有国の安全保障が促進されるであろう。その実施によって、安全保障態勢の中での核兵器の役割を、いっそう軽減しようとする核保有国の意図が、明確に確認されることになるであろう。勧告する手順は次のとおりである：

- 核戦力の臨戦態勢解除
- 運搬手段から核弾頭のとり外し
- 非戦略的核兵器の配備の停止
- 核実験の中止
- アメリカとロシアのさらなる核保有削減交渉開始
- 核保有国相互の核兵器第一使用の放棄の約束と、非核保有国に対する核兵器使用禁止の約束

核兵器保有国は、すべての核戦力を臨戦態勢から外すべきで、これによって偶発的あるいは正当に指令されない核兵器発射の機会が劇的に減少できる。まず最初に、核保有国が独自に臨戦態勢の緩和を行うことができるであろう。

運搬手段から核弾頭を物理的に隔離することは、核戦力の臨戦態勢解除で達成された成果を大幅に強化するであろう。この措置は、公知の時間枠、あるいは合意された時間枠内でのみ、核戦力を臨戦態勢に復元できるという限度まで、実施することが可能である。

核保有国は一方的措置として、すべての非戦略的核兵器を配備地点から撤去し、各國領土にある限定された数の安全な貯蔵施設まで移動すべきである。

包括的核実験禁止条約（CTBT）が全世界的に適用されるまで、すべての国はこの条約が核実験に関して規定しているとおり、実験の凍結をただちに行うべきである。

アメリカとロシアは、冷戦中に蓄積された核兵器の削減で、ひき続いて指導性を發揮すべきである。その目的は、信頼できる手段でそれが検証されたときには、核兵器を廃絶しようとする決意を明確に反映しているとすべての核兵器国が考えるような核戦力レベルにまで削減することでなければならない。

核保有国は、相互に第一使用をせず、あるいは第一使用の威嚇を行わず、また非核保有とのいかなる紛争に際しても核兵器を使用せず、使用の威嚇をしないとともに同意し、公言すべきである。このような合意は、できるだけ早急に実行すべきである。

強化段階

ただちにとるべき行動として勧告した段階の実施によって達成される決意、実績、善意の堅固な基盤の上に、次のような段階を築くことができるであろう。

- 水平的拡散防止の行動
- 核兵器のない世界実現のための検証体制の開発
- 核爆発を目的とした核分裂物質の生産中止

核拡散の問題は、ごく少数の国家による継続した核兵器保有と複雑に関連している。拡散が管理されている世界環境は、軍縮の過程や最終的な核廃絶への動きを促進することもあるだろうし、その逆もありうる。廃絶過程でのいかなる新しい核保有国の出

現も、核兵器廃止の過程を深刻に脅かしかねない。民間ならびに軍事的核活動に対する効果的な拡散防止の管理を保証し、非拡散の義務をすべての国が受け入れるよう努力する行動が必要である。

核兵器のない世界の達成と維持には効果的な検証が欠かせない。検証体制によって兵器、兵器部品、兵器生産手段、あるいは未申告の核分裂物質を秘密裡に持ち続けたり新たに入手して、軍縮過程を騙そうとするいかなる企てもただちに探知できるという高度の信頼性を、各国は核兵器廃絶に同意する前に要求するであろう。正式な法的取り決めは、それに対応する検証についての法的制度を伴うものでなければならない。核兵器廃絶後の世界で安全保障を維持するため、各國の核活動の継続した平和的、非爆発利用に対しては、検証システムが高度の保証を与えるものでなければならない。検証システムから得られる保証のレベルで充分かどうかはについては、政治的判断が必要であろう。完全に確実な検証システムはありえないでの、現存のすべての兵器管理や軍縮の協定には、こうした性格の政治的判断が求められてきた。

核兵器のない世界実現のための核拡散防止の体制で重要な点は、場所が公表されていてもいなくても、非公然の核活動が探知できるような極めて高度な能力であろう。核兵器保有国、非公表の保有国、さらには事実上の保有国における核活動へと保障措置を段階的に拡大するとしても、最終的にはすべての国に保障措置が普遍的に適用されることが必要であろう。核弾頭が解体され破壊されていることや、その核分裂物質は兵器に再使用する不可能であることを最大限の信頼性をもって保証する保障措置のもとにおかれていることを明らかにするような検証システムが必要である。

核兵器を廃絶しようとする政治的決意には、効果的な検証など核軍縮のために必要な資源を喜んで提供しようとする意欲が伴わなければならない。各国は、違反が探知されればただちに行動が起こされることに信頼を抱けなければならない。その意味で、安全保障理事会は、それに与えられている具体的な任務にしたがい、また国連憲章に則って、理事会に持ち込まれる可能性のある核軍縮義務違反に対して、どのように対処するかをひき続き考慮しなければならない。これによって、憲章にもられた集団的安全保障体制がこの分野で効果的に作動することを実証できるであろう。

さらなる米ロ戦略兵器削減条約（START）や核に対する信頼醸成措置によって、全世界的な核兵器削減交渉を受け入れる国際環境を作り上げるべきである。アメリカとロシアは、核軍縮の過程にイギリス、フランス、中国を参加させるプロセスを開始できるであろう。早期にとるべきさらなる手段は、アメリカとロシアが、STARTの検証、兵器解体や解体兵器の核分裂物質の検証と管理などに関する情報や知識を分かち合うことによって、核保有国の削減の検証のための基盤を整えてやることであろう。核に関する信頼醸成についてのアメリカとロシアの経験は、他の核保有国やそれらの国が関係して作られた新しい措置にも波及させうるであろう。

将来の環境

中心的な軍縮の過程と同時に、核軍縮と拡散防止に向かっての環境構築のために、すべての国、特に核保有国によって支援された活動が必要になってくるであろう。

核兵器絶滅を追求するためには、弾道弾迎撃ミサイル制限条約（ABMT）の正当性

を、全面的に擁護することが極めて重要になるであろう。

非核兵器地帯は、核兵器のない世界を有効に推進し、支持出来る構造の一部である。非核兵器地帯が、それぞれの地域の安全保障に関する懸念に対応出来るよう、特定の機構を備えて全世界に広がれば、核兵器のない世界へ移行するための段階的な体系化が可能になる。

国家的行動のレベルにおいて、各国は、さまざまな条約の下で、それぞれの国の規制や管理の下に置かれていて高度の慎重さが要求される核物質、装置、技術などを、これらを誤用する恐れのあるものの手に渡さないことを保証する基本的な義務を負っている。

キャンベラ委員会は、核兵器の威嚇あるいは使用に関する法的正当性についての勧告的意見を求めた国連総会の要請に対する、1996年7月の国際司法裁判所の回答に満足して注目した。厳格で効果的な国際管理の下に、あらゆる面での核軍縮を誠実に求め、その交渉を終結に導く義務があるとした裁判所の見解は、まさに委員会が実施を望んでいる義務である。

委員会は、核兵器廃絶の精密な時間枠を設定することの利点を慎重に考慮したが、あえてそれを行わなかった。しかしながら、このことは委員会が、弾頭解体施設数が限られているといった、現状の制限からくる期限の延長を認めていることを意味するものではない。こうした制限は、政治的決定や解体促進のために必要な財源の配分によって解決されるであろう。さらに、他の制限要因は、廃絶を達成する最終段階で必要となる検証制度に、必要な信頼性を確立することであるかも知れない。こうした関連から、キャンベラ委員会は、できる限り早急に、最終的廃絶という究極の目的達成に向かって、このプロセスを推進する目標と指針で合意を見ることが、根本的に重要であると現在も確信している。

資料3

核兵器廃絶に向けての行動計画

非同盟28カ国がジュネーブ軍縮会議に提出、1996年8月8日

はじめに

核軍縮のために有効な諸措置を講ずること、および核戦争の脅威を消滅させることに対して、国際社会は最高の優先順位を与えてきた。冷戦後の時代の到来は、国連憲章が掲げる不易（ふえき）の理念に基づく新たな国際的安全保障システムを樹立する上で、またとない機会をもたらしている。核兵器の永続的な保有を合理化する試みはすべて放棄する必要がある。安全保障という角度から見た核兵器の役割が不当とされず、現行の核戦略の教義が廃棄されない限り、核軍備競争再開の脅威と核兵器による脅迫の激化は限りなく続くであろう。

それゆえ、国際関係に見られる現在の好ましい状況が、すべての核兵器を消滅させるという目標を、単なる修辞上の目標から生きた現実に転換するために活用されるよう保証することが、私たちの義務なのである。そしてそのためには、核兵器の完全な消滅をめざす一歩一歩の具体的措置が何であるかを明らかにし、協議を進め、実施を

達成する活発で多角的な努力を必要とする。

1996年7月8日付けで発表された核兵器による脅迫またはその使用についての国際司法裁判所の勧告的意見は、核兵器の特有の性格、とくにその破壊能力、すなわち空前の人間的苦痛をもたらす能力と今後数世代にわたって被害をひき起こす能力のために、これらの兵器は潜在的に破局を招きうるものとなっているとの認識を確立した。裁判所の意見によれば、「核兵器の破壊力は、空間的にも時間的にも限定することができない。これらの兵器はすべての文明と、地球上の全生態系を破壊できる潜在的 possibilityを持つ」とあるのである。

国際司法裁判所は、核兵器による脅迫や核兵器の使用は、一般的には武力紛争に適用できる国際法の諸規定、とくに人道法の原理と規定に背反するであろうと結論した上で、厳格で効果的な国際管理のもとでのあらゆる分野にわたる核軍縮に導くような協議を誠実に行い、完了させる義務が、すべての国に存在する、と述べている。

1996年3月28日に軍縮会議(CD)の全体会議に提出された宣言で述べているように、21カ国グループ(G21)は、国際社会が最高の優先順位を与えていた核軍縮についてのCDでの協議を一貫して求め続けていた。たとえば1996年3月14日には、21カ国グループがCDに対し、会議が核軍縮に関する特別委員会を設置し、国連総会決議50/70Pで要望されているように、「明確な時間的枠組みの中で核兵器を究極的に廃棄するための段階的計画について協議を開始する」決定(CD/1388)を採択するよう提案したことが想い起こされるであろう。

特別委員会で実施されるべきこの計画は、その作業の基礎として次のような諸段階と諸措置を含むのではないかと考えられる。各段階の諸措置のリストは例示的なものであって網羅的なものではなく、挙げられている順序も必ずしも優先順位を反映しているものではない。とはいっても、核軍縮をめざすどのような計画であろうと、講すべき諸措置やたどるべき諸段階はすべて互いに密接に結びついていることは理解していかなければならない。

行動計画

第一期（1996-2000）

A. 核の脅威の軽減をめざす諸措置

- *下記の条約についての交渉の即時かつ同時進行的開始とその早急の締結
 - 核兵器の使用や使用の威嚇に対して非核兵器諸国の安全を保障する、多国間交渉に基づく法的拘束力のある取り決め
 - 核兵器の使用や使用の威嚇を禁止する国際条約
 - 核兵器を廃絶する条約
 - 核兵器用分裂性物質の生産を禁止する条約

*下記の事項についての合意による核兵器の質的改良の停止

- すべての核兵器実験の中止とすべての核兵器実験場の閉鎖
- 核兵器の研究・開発の禁止を含め、現在の核兵器システムの改良をめざしての新技術の使用を防止する措置

- * トラテロルコ、ラロトンガ、ペリンダバ、および東南アジア条約の完全な履行と、当該地域の諸国間で自由な意志により到達した取り決めに基づくさらなる非核兵器地帯の創設
- * 核兵器および核兵器用物質の保有量の申告

B. 核軍縮の諸措置

- * 核兵器システムの作戦即応体制の解除
- * ABM（弾道ミサイル迎撃）条約堅持
- * 大気圏外兵器システムの実験の一時停止と禁止
- * START II条約の批准と実行
- * 核兵器保有量のさらなる削減（START III）に関する交渉の開始と締結
- * 核兵器諸国が軍用から平和利用に移行させた核分裂性物質を IAEA（国際原子力機関）の保障措置下に置くこと
- * すべての核兵器国による、核弾頭の生産禁止を含む、さらなる核軍縮交渉
- * 西暦2000年から2010年までの十年を「核軍縮の十年」と宣言するよう国連総会に勧告すること

第二期（2000-2010）

核保有量を削減し、各国相互間の信頼を増進するための諸措置

- * 核兵器を廃棄する条約の発効と、その順守を確保するための、次のような諸措置を含む単一の整った多国間の包括的検証システムの確立
 - 運搬手段からの核弾頭の分離
 - 国際管理の下にある安全な貯蔵所での核弾頭の保管とそれらの核弾頭からの特定核物質の除去、および
 - 核分裂性物質と運搬手段を含む核兵器材料の平和目的への転用
- * 國際的協賛の下での、核分裂性物質、核弾頭、および運搬手段を含む各國の核兵器保有目録の作成
- * 核弾頭の運搬を目的とするミサイルの漸進的で均衡のとれた制限
- * 西暦2010年から2020年までの十年を「核兵器の全面的廃棄の十年」と宣言するよう国連総会に勧告

第三期（2010-2020）

「核兵器のない世界」の定着

- * 全地球的な協調的安全保障システムの基本原則と機構の採択
- * すべての核兵器を廃棄する条約と、次のような措置を新たに講ずることによるその検証体制の完全な実施
 - 核兵器の製造にもっぱら使われてきたすべての施設の平和目的への転換
 - 核施設に対する保障措置の普遍的な基準に基づく適用、および
 - すべての核兵器の廃棄

資料4

第52回国連総会におけるマレーシア決議

決議番号 A/52/38 O、97年12月9日採択

決議：「核兵器による威嚇とその使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見」

総会は、

1994年12月15日の総会決議49/75Kと1996年12月10日の総会決議51/45Mを想起し、

核兵器の存続は全人類に脅威となり、その使用は地球上の全生命に破滅的な結果をもたらすであろうと確信するとともに、核兵器による破滅を防ぐ唯一の完全な防衛は、核兵器の廃棄と二度と再び生産されることがないという確証であることを認識し、

核軍備競争の早期の停止と核軍備の縮小に関する効果的な措置について誠実に交渉しなければならないという、核兵器不拡散条約第VI条に規定された、厳肅なる各国の義務に思いをいたし、

核兵器不拡散条約の1995年の再検討・見直し会議において採択された「核不拡散と核軍縮のための原則と目的」、とりわけ、核兵器国による核兵器の廃棄という究極的目標の下に、核兵器の世界的な削減のための系統的で前進的な努力を断固として追求するという目的を想起し、

また、1996年9月10日に、総会決議50/245において包括的核実験禁止条約が採択されたことを想起し、

南極条約、トラテロルコ条約、ラロトンガ条約、バンコク条約、およびペリンダバ条約によって、徐々に全南半球とこれらの条約でカバーされる隣接区域が非核地帯となっていることを満足をもって認識し、

核兵器をもっと多く保有している国家（複数）が、二国間協定や一方的措置によって貯蔵核兵器の削減努力を行っていることに留意するとともに、そのような努力を強化して貯蔵核兵器の意味のある削減を加速させることを要請し、

非核兵器国に対して核兵器による威嚇や使用を行わないことを保証する、多国間で交渉され法的に拘束力のある協約の必要性を認識し、

唯一の多国間軍縮交渉の場としての軍縮会議（CD）の中心的な役割を再確認するとともに、1997年の軍縮会議（CD）において軍縮交渉、とりわけ核軍縮交渉に進展がなかったことを残念に思い、

軍縮会議（CD）が、具体的な時間枠をもって核兵器を完全廃棄するための段階的計画について交渉を開始する必要性を強調し、

有効な国際的管理の下に、核兵器の開発、生産、実験、配備、貯蔵、威嚇、および使用を法的な拘束力をもって禁止し、かつ核兵器を破壊するという目的の達成を希求し、

1996年7月8日に出された「核兵器による威嚇と使用の合法性についての国際司法裁判所の勧告的意見」に想起し、

1. 「厳密で効果的な国際間理の下でのあらゆる分野にわたる核軍縮につながるような交渉を誠実に行い、完了させる義務がある」という国際司法裁判所の全員一致の結論の重要性を再び強調しながら確認する。
 2. 核兵器の開発、生産、実験、配備、貯蔵、移転、威嚇、使用を禁止し、その廃棄を規定するような「核兵器禁止条約（NWC）」の早期締結につながる交渉を1998年に開始することによって、すべての国がただちにこの義務を履行するよう再び要求する。
 3. 本決議の実現や核軍縮について取り組んだ努力や措置について、すべての国が事務総長に通知すること、また事務総長がその情報を第53回国連総会に報告することを要請する。
 4. 「核兵器による威嚇と使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップ」と題する項目を、第53回総会（注：98年9月開会）の暫定議題に入れることを決定する。

(共同提案国) アルジェリア、バングラデシュ、ブラジル、ブルネイ、ブルンジ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、フィジー、ガーナ、ギアナ、ホンジュラス、インド、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、ケニア、ラオス、マラウイ、マレーシア、マーシャル諸島、メキシコ、モンゴリア、ミャンマー、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、パナマ、パプア・ニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、サモア、サン・マリノ、シンガポール、ソロモン諸島、スリランカ、スー丹、タイ、タンザニア、ウルグアイ、ベトナム、ジンバブエ

資料5 マレーシア決議案、国連総会での投票結果

1997年12月9日

y = 贊成 n = 反對 a = 異權 - = 無投票
主文 1 = 主文第 1 段落 主文 2 = 主文第 2 段落

国名	全文文 体12	アフガニスタン	y y y	フィンランド	a y a	ナミビア	y y y	タイ	y y y
アルバニア	n y n	フランス	n n n	ネパール	y y y	マケドニア	n y n	マケドニア	y y y
アルジェリア	y y y	ガボン	y y a	オランダ	n y n	トーゴ	y y y	トーゴ	y y y
アンドラ	n y n	グルジア	a a a	ニュージーランド	y y y	トリニダートバゴ	y y y	トリニダートバゴ	y y y
アンティグア・バーブーダ	y y y	ドイツ	n y n	ニカラグア	y y y	チュニジア	y y y	チュニジア	y y y
アルゼンチン	y y a	ガーナ	y y y	ニジェール	y y y	トルコ	n a n	トルコ	n a n
アルメニア	a y a	ギリシャ	n y n	ナイジェリア	y y y	トルクメニスタン	a y a	トルクメニスタン	a y a
オーストラリア	a y a	グレナダ	y y y	ノルウェー	a y n	ウガンダ	y y y	ウガンダ	y y y
オーストリア	a y a	グアテマラ	y y y	オマーン	y y y	ウクライナ	y y a	ウクライナ	y y a
アゼルバイジャン	a y a	ギニア	y y y	パキスタン	y y y	アラブ首長国連邦	y y y	アラブ首長国連邦	y y y
バハマ	y y y	ギニアビサウ	y y y	ニュージーランド	y y y	連合王国	n a n	連合王国	n a n
バーレーン	y y y	ガイアナ	y y y	ニカラグア	y y y	タンザニア	y y y	タンザニア	y y y
バングラデシュ	y y y	ハイチ	y y y	ニジェール	y y y	アメリカ合衆国	n n n	アメリカ合衆国	n n n
バルバドス	y y y	ホンジュラス	y y y	ナイジェリア	y y y	ウルグアイ	y y a	ウルグアイ	y y a
ペラルーシ	a y a	ハンガリー	y y y	ノルウェー	a y n	スーダン	y y y	スーダン	y y y
ベルギー	n y n	アイスランド	n y n	オマーン	y y y	スーダン	y y y	スーダン	y y y
ベリーズ	y y y	インド	a y n	パキスタン	y y y	スリナム	y y y	スリナム	y y y
ベニン	a --	インドネシア	y y y	パナマ	y y y	swaziland	y y y	swaziland	y y y
ブータン	y y y	イラン	y y y	パプアニューギニア	y y y	スウェーデン	y y a	スウェーデン	y y a
ボリビア	y y y	アイルランド	y y y	パラグアイ	y y y	シリリア	y y y	シリリア	y y y
ボツワナ	y y y	イスラエル	y y a	ペルー	y y y	タジキスタン	a a a	タジキスタン	a a a
ブラジル	y y y	イタリア	n n p	フィリピン	y y y	タイ	y y y	タイ	y y y
ブルネイ	y y y	ジャマイカ	n y n	ポーランド	n y n	マケドニア	n y n	マケドニア	n y n
ブルガリア	n a n	日本	y y y	ポルトガル	n y n	トーゴ	y y y	トーゴ	y y y
ブルキナファソ	y y y	ヨルダン	a y a	カタール	y y y	トリニダートバゴ	y y y	トリニダートバゴ	y y y
カメルーン	y y y	カザフスタン	y y y	韓国	a a a	チュニジア	y y y	チュニジア	y y y
カナダ	n y n	ケニア	a y a	モルドバ	a y a	トルコ	n a n	トルコ	n a n
チリ	y y y	クウェート	y y y	ルーマニア	n y n	トルクメニスタン	a y a	トルクメニスタン	a y a
中華人民共和国	y y y	キリギスタン	a y a	ロシア	n n n	ウガンダ	y y y	ウガンダ	y y y
コロンビア	y y y	ラオス	y y y	ルワンダ	y y y	ウクライナ	y y a	ウクライナ	y y a
コンゴ	y y y	ラトビア	a y n	セントクリストファー・ネービス	y y y	アラブ首長国連邦	y y y	アラブ首長国連邦	y y y
コスタリカ	y y y	レバノン	y y y	セントルシア	y y y	連合王国	n a n	連合王国	n a n
コートジボアール	y y y	リベリア	y y y	セイ셸・グランデ・イ	y y y	タンザニア	y y y	タンザニア	y y y
クロアチア	y y y	リビア	y y y	サモア	y y y	アメリカ合衆国	n n n	アメリカ合衆国	n n n
キューバ	a y n	リヒテンシュタイン	a y a	サンマリノ	y y y	ウルグアイ	y y a	ウルグアイ	y y a
キプロス	y y y	リトアニア	a y n	サウジアラビア	y y y	ウズベキスタン	y y n	ウズベキスタン	y y n
チェコ	a y a	ルクセンブルグ	n y n	セネガル	y --	バヌアツ	y y y	バヌアツ	y y y
北朝鮮	n y n	マダガスカル	y y y	シエラレオネ	y y y	ベネズエラ	y y y	ベネズエラ	y y y
コンゴ民主共和国	y y y	マラウイ	y y y	シンガポール	y y y	ベトナム	y y y	ベトナム	y y y
デンマーク	a y n	マレーシア	y y y	スロバキア	n y n	イエメン	y y y	イエメン	y y y
ジブチ	y y y	モルディブ	y y y	スロベニア	n y n	ザンビア	y y y	ザンビア	y y y
ドミニカ	y y y	マリ	y y y	ソロモン諸島	y y y	ジンバブエ	y y y	ジンバブエ	y y y
ドミニカ共和国	— y y	マルタ	y y a	南アフリカ	y y y	合計		合計	
エクアドル	y y y	マーシャル諸島	y y y	スペイン	n y n	◆全体		◆全体	
エジプト	y y y	モーリタニア	y y y	スリランカ	y y y	y:116 n:26 a:24 無:19		y:116 n:26 a:24 無:19	
エルサルバドル	y y y	モーリシャス	y y y	スーダン	y y y	◆主文第1段落のみ		◆主文第1段落のみ	
赤道ギニア	y y y	メキシコ	y y y	スリナム	y y y	y:153 n:5 a:6 無:21		y:153 n:5 a:6 無:21	
エリトリア	y y a	モナコ	n n n	swaziland	y y y	◆主文第2段落のみ		◆主文第2段落のみ	
エストニア	y y y	モンゴル	y y y	スウェーデン	y y a	y:106 n:34 a:24 無:21		y:106 n:34 a:24 無:21	
エチオピア	a y n	モザンビーク	y y y	シリリア	y y y				
フィジー	y y y	ミャンマー	y y y	タジキスタン	a a a				

合計

- ◆全体
y:116 n:26 a:24 無 :19
- ◆主文第1段落のみ
y:153 n:5 a:6 無 :21
- ◆主文第2段落のみ
y:106 n:34 a:24 無 :21

資料6 未臨界核実験米エネルギー省発表

第1回 1997年7月2日

エネルギー省のネバダ・オペレーション・オフィスは、本日、ネバダ実験場において、「リバウンド」と命名された最初の「未臨界」実験を行った。観測機器からのデータ分析によって、実験は未臨界のままである、すなわち核連鎖反応は起こっていないことを確認した。科学者たちは、この実験から得られたデータを用いて、地下核実験を行うことなく、アメリカの備蓄核兵器の安全性と信頼性を維持する努力を続けることになるであろう。

ロスアラモス国立研究所が設計した「リバウンド」実験は、地下約300メートルの位置に水平に掘られたU1a施設と呼ばれるトンネルの中で、太平洋夏時間の午前10時に行われた。「リバウンド」の目的は、異なった高圧力条件（大気圧の数百万倍）下での衝撃波に対するプルトニウムの反応についての情報を得ることであった。高速道路建設に使われる量に匹敵する量の約75キログラムの高性能火薬を含む3つの異なる爆発装置を使うことによって、3つの異なる圧力条件を作り出した。この爆発エネルギーが、一番大きいもので70グラム、合計で1.5キログラム以内の約24個のプルトニウム片に向けられた。

未臨界実験は、核実験を行わないでアメリカの備蓄核兵器の安全性と信頼性を維持するというエネルギー省のプログラムを維持するために技術的情報を得ることを目的とする科学的実験である。この実験では、核兵器物質に加えられる高圧力を生み出すために、高性能化学爆薬を用いる。核兵器物質の挙動に関する科学的数据を得るために、高速測定器が用いられる。火薬と核物質の形状および量については、核爆発が起らないように設計されている。したがって、この実験は包括的核実験禁止条約と矛盾していない。この実験が「未臨界」と呼ばれるのは、臨界質量がつくられない、すなわち自己持続的な核分裂連鎖反応が起らぬいためである。

U1a施設は、地下約300メートルの立坑底の沖積層に掘られた長さ約350メートルの水平のトンネルからなる地下の実験施設である。立坑には、人と物質を運ぶためのエレベーターがあり、約310メートル離れたところにある別の立坑には、換気装置、計器類、ユーティリティ設備、非常用設備がある。

「リバウンド」の爆発装置は、主トンネルと交差する長さ約160メートルの坑道の端に掘られた小さな空間に置かれ、そこは永久に封鎖された。この複合施設は、実験場の作業者や一般公衆に対して高度に安全なものであり、環境への影響も最小限にとどめている。立坑はもともと1960年代に掘られたものであり、LEDOUXと名付けられた核実験が、1990年にこの立坑から水平に掘られたトンネルにおいて行われている。

第2回 1997年9月18日

エネルギー省ネバダ実験場オペレーション事務所は、今日、ネバダ実験場にて第2回未臨界実験を行った。ホログと名づけられた実験は安全裡に行われ、予備的な検討

結果が示すところでは、実験は成功であった。

エネルギー省ローレンス・リバモア国立研究所の主導で、ホログは太平洋地区時間午後1時20分、地下約960フィート（約290メートル）にある複合施設U1aで行われた。実験により得られる科学的データは、プルトニウムが衝撃を受けたときの反応の仕方についての、基本的な疑問について、科学者に答えを与えるものである。代替物質による実験では、必要な精度で疑問に答えることはできない。実験データは、核実験を行わずに、アメリカの備蓄核兵器の安全性と信頼性を確保するための、核兵器の性能についての複雑なコンピューター・シミュレーションの基準点として役立つ。

未臨界実験は、核実験を行わずに、アメリカの備蓄核兵器の安全性と信頼性を維持するための目的をもったエネルギー省の計画を支援し、技術的情報を得るための科学的実験である。実験には、核兵器物質に加えられる高圧力を発生させるため、化学的高性能火薬を用いる。物質の挙動についての科学的数据を得るために、高速計測装置が用いられた。火薬と核物質の配置と量は、核爆発が起らぬないように設計されている。したがってこの実験はCTBTに矛盾しない。臨界質量に達することができない、つまり持続的な核分裂連鎖反応は起らぬので、この実験は未臨界実験と呼ばれる。モニター機器から得られたデータの解析結果から、ホログが未臨界に留まったことが確認された。

核実験施設U1aは、地下960フィート（約290メートル）に達する垂直シャフトの底の、沖積層に掘削された、長さ約1,100フィート（約330メートル）の水平トンネルからなっている。このシャフトには、人や実験設備の通路となる機械的な昇降機を備え、一方1,000フィート（約300メートル）離れたべつの垂直シャフトは、排気と吸気のための換気口と計測器械類、ユーティリティと緊急事態のための通路となっている。実験ホログは、2つの同時に起こる非核爆発から成り立っていた。それは、2フィート（約60センチメートル）のコンクリートと鉄製のプラグによって密閉され、それ以外のトンネル施設から隔離された小室の中で行われた。この複合施設は実験に携わる人々や一般の人々に高度な安全性を保証し、また環境への影響を最小限に止める。U1aで行われた最初の未臨界実験はリバウンドで、今年7月に行われた。

第3回 1998年3月19日

合衆国エネルギー省のネバダ・オペレーション事務所は、3月25日にネバダ実験場のU1a地下複合施設で、「ステージ・コーチ」（駅馬車）という未臨界実験を行う予定である。

「ステージ・コーチ」は、ロスアラモス国立研究所が担当する実験であり、その主要な目的は、さまざまな古さのプルトニウム試料の重要な物理的情報を得ることである。ロスアラモスが過去40年以上かけて開発した技術を利用して、「ステージ・コーチ」未臨界実験は、兵器物質、とりわけプルトニウムに加えられる高圧力を生み出すために、高性能化学爆薬を使う。実験は、5つの別々の集合体から構成され、総計で、約116キ

ログラムの高性能化学爆薬および約0.97キログラムのプルトニウムを使うものになる。

未臨界実験は、核兵器物質の経年変化の影響と挙動についての科学的データと技術的情報を得るために設計されている。未臨界実験は、地下核爆発実験を行わずに備蓄核兵器の安全性と信頼性を維持するという、エネルギー省の科学的備蓄管理計画(SSMP)を支えるものである。これらの実験が「未臨界」と呼ばれるのは、臨界質量に達する事なく、自己持続的な核分裂連鎖反応が起こらないためである。これらは、包括的核実験禁止条約(CTBT)とまったく矛盾しないものである。

U1a複合施設は、ラスベガスの約137キロメートル北西に位置し、地下約290メートルに達する垂直シャフトの底に掘削された、長さ約800メートルの水平トンネルからなる地下実験施設である。この垂直シャフトには、人や実験設備を運ぶための昇降機が備えられており、約300メートル離れたところにある別の垂直シャフトには、換気装置、計器類、ユーティリティ通路、非常用出口がある。地上には、臨時の建築物と計器類のトレーラーがいくつかある。この複合施設は、環境への影響を最小限にとどめ、ネバダ実験場の従業員および一般市民に対してきわめて高い安全性を保証するように設計されている。

資料7 包括的核実験禁止条約(CTBT)に対する保障措置

米エネルギー省発表、1995年10月27日

包括的実験禁止条約(CTBT)には以下の条件が課せられるものとする。

- A. 実戦配備されている核兵器の安全性と信頼性について高度の確信をもちつづけるため、有効かつ継続的な広範囲の実験プログラムを含む、「科学的備蓄兵器管理プログラム」(Science Based Stockpile Stewardship)の実施。
- B. 近代的原子核研究施設と、理論的で先駆的な原子核技術のプログラムを維持することによって、その担い手として核技術の継続的進歩を可能にする科学者の人的資源をひきつけ、保持し、継続的な志願者を確保すること。
- C. 万一、合衆国がこの条約に束縛されなくなる事態に備えて、CTBTによって禁止されている核実験を再開するための基礎的能力を維持すること。
- D. われわれの条約監視能力とその活動を改善するための包括的な研究開発プログラムの継続。
- E. 世界全体の核兵器保有数、核兵器開発プログラム、それに関連した核プログラムについての正確で包括的な情報を保証するための、広範囲な情報収集、分析能力、分析活動の継続的発展。

F. 核兵器評議会、エネルギー省所属の核兵器研究所の所長たち、および合衆国戦略軍司令官の勧告に基づいて、もし国防長官およびエネルギー省長官が、わが国の核抑止力にとって致命的に重要であると考えられるタイプの核兵器の安全性と信頼性に高度の確信を保証できなくなったら合衆国大統領に報告したときには、大統領は議会との協議の上、いかなる実験であれ必要な実験を実施するため、「至高の国家的利益」条項にもとづいて、CTBTから脱退することを考慮するものと理解すること。

資料8 未臨界核実験に関する欧州議会決議

決議番号 86/PE, 266, 807, 1998年2月19日採択

* 欧州議会(European Parliament)
歐州連合(EU)の議会に相当する。欧洲委員会委員の承認権、EU予算の最終決定権、その他一部項目についての、最高決定機関である理事会決定に対する拒否権、をもつ。議員は直接選挙により選出、定数626(95年に3カ国が加盟し、567から増加された)は、加盟各國に割り当てられる。任期5年。

欧州議会は、
核不拡散に関する本議会のこれまでの諸決議を考慮して、

- A. 未臨界核実験が、合衆国によって、1997年7月2日と1997年9月18日にネバダ核実験場で実施されたがゆえに、そして合衆国はそのような実験を1998年9月までにもう4回実施することを計画しているがゆえに、
- B. 合衆国政府は、その実験が現存する備蓄核兵器の安全性と信頼性を保証するのに必要であると説明していることに留意し、しかしながら、その計画の批判者たちが、実験は現存する核弾頭の性能向上、さらには新型核弾頭を生み出すことにも使われると主張していることにも留意し、
- C. 実験が本当に未臨界で、それゆえ包括的核実験禁止条約(CTBT)に合致しているかどうかについて国際的検証が存在しないがゆえに、
- D. 実験がCTBTの文面には反していないかもしれないが、しかしそれでも条約の精神を侵し、そして「信頼の危機」を生み出すことでその発効を危機にさらすがゆえに、
- E. 未臨界核実験と新型兵器の開発は、インドとパキスタンのCTBT署名拒否の立場を強め、その発効を妨害し、そしてまた、とくにこれら二つの国において、核不拡散条約(NPT)反対の立場を強める危機をつくり出すがゆえに、
- F. 広島、長崎両市長や合衆国議会の46人の議員のみならず、ノルウェー、インドネシア、メキシコ、マレーシアそしてイランを含む少なくとも15の国々が、これらの実験に対する懸念や反対の意思を公に表明したがゆえに、
- G. 1996年9月に署名が受けつけが始まったのち、すべてのEU加盟国がCTBTに署

名したがゆえに、

H. 条約に関するウイーン条約の規定により、CTBT を署名した国は「その目的や目標を無効にしうるいかなる行為もさし控える」義務を有するがゆえに、

1. 本議会の CTBT に対する支持と条約の早期批准に対する要請を再確認し、そしてすべての加盟国に迅速に行動することを求め、
2. 合衆国政府が一連の未臨界実験を停止し、すべての政府がそのような実験を実施しないよう求め、
3. 合衆国政府に、実験が新型兵器設計計画の一部をなすものではけつしてないこと、そして新型核兵器の設計が合衆国の政策には含まれていないことを述べる公式の宣言を発布することを求め、
4. 起こりうる CTBT 違反への国際的懸念を緩和するため、追加的な信頼醸成措置のみならず、実験現場における一層の透明性を要求し、
5. 理事会が欧州連合条約 J. 3 条にもとづく共同行動——ほかの国々による署名と批准を促進するため、そしてほかの国々が条約の条項を遵守することを可能にするためのすべての必要な支援、とくに効果的な国際的検証体制の創設を含めるような共同行動——を採択することを求め、
6. 欧州連合総裁に、理事会、委員会、そしてアメリカ合衆国大統領と議会に本決議を送付するよう指示する。

資料9 「爆弾の改良は不必要」

「ニューヨーク・タイムズ」論説、1997年8月24日

冷戦後の世界において、アメリカの核の安全保障を進める最も確実な方法は、私たち自身の核弾頭をより有効なものに開発することではない。そうではなく、警備の不十分なロシアの核兵器の大幅削減を迫ったり、核兵器がとりわけ「ならずもの国家」へと拡散することを止めることである。しかし、エネルギー省やアメリカの核兵器研究所は、現在、軍備管理の目的のこの二つの重大な目的の達成を困難にするような核兵器の性能向上計画にとり組んでいる。

問題は、年間40億ドルの備蓄兵器管理計画の悪用から生じている。クリントン大統領は、自身が昨年署名した包括的核実験禁止条約に対する国防総省やエネルギー省の支持をとりつけるために、その計画を承認した。

政府は、アメリカの備蓄核兵器の安全性と信頼性の維持を実際の核実験を行うこと

なく、すすんだコンピューター・シミュレーションなどの技術によって保証する方法として、この計画を国民に売り込んだ。しかし、軍や兵器学者にとって明白な魅力は、この計画が、核兵器研究所を閉鎖せず、爆弾設計者たちの雇用を保証するということである。

管理計画が、現存の兵器の維持に限定されている限りは、少しは良い面があり害はほとんどない。しかし、自然資源防護協議会（NRDC）によって先週公にされた文書は、エネルギー省がこの計画を、現存の兵器の破壊力と精度を増す設計を開発する方法として、あるいはまったく新しい弾頭の開発さえ行う方法として考えていることを示している。クリントン大統領は、この計画を本来のもっとひかえ目な目的に戻すよう指示をし直さなければならない。

備蓄兵器管理計画を、コンピュータ・シミュレーションで兵器の性能を上げるために用いることは、包括的核実験禁止条約に違反することにならないであろう。この条約は単に核連鎖反応爆発を伴うような兵器実験をすべて禁止しているにすぎないからである。

しかし、この計画は、いまそこに上程されている主要な核兵器削減条約（注：START IIのこと）をロシア議会が承認する可能性を減らせることが十分に考えられる。1993年1月に、ボリス・エリツィン大統領とジョージ・ブッシュ大統領によって署名されたこの条約は、ロシアがもつことのできる弾頭数を半減させ、冷戦期のもっとも危険な兵器であった地上発射多弾頭ミサイルを完全に廃棄させるものである。もし米政府がより大型で高性能の爆弾の設計を推し進めれば、ロシアのナショナリストたちが、ロシア側の核兵器のどんな削減にも抵抗する可能性が考えられる。

この爆弾改良計画はまた、非核兵器国は、核兵器国が自国の兵器を制限しようとする程度に応じて、彼ら自身の野望を抑制する義務を負うだけであると主張するインドのような国々の議論を強めることになる。

クリントン氏は、この議論で八方美人になりたいという衝動に抵抗し、改良した核兵器よりもアメリカがもっと緊急に必要としている軍備管理協定の達成をしっかりと追求すべきである。

資料10 インド原子力省と国防研究開発機関との共同声明

ニュー・デリー、1998年5月17日

1998年5月11-13日にポカラン実験場で行った5つの核装置の実験は、原子力省（DAE）と国防研究開発機関（DRDO）との多年のパイオニア・ワークの成果である。

DAEは原子力科学技術の各分野にわたって先駆的な研究開発を進めてきた。発電用原子炉、燃料再処理工場、および燃料サイクルにかかる他の諸活動について設計し、建設する包括的能力を自力で発展させた。DAEはまた研究炉の開発と建設を行い、工業と農業における原子力平和利用を強力に推進してきた。バーバー原子力研究センター（BARC）はわが国における多様な専門分野にまたがる大規模な研究機関の一つであり、広範な領域で新しい技術システムをつくり出す能力を有する。今回の5つの

核実験に用いられた核分裂性物質は完全に国産であり、DAE の諸組織が有する技術に基づいて自力で生産された。

DRDO は軍の新型兵器システムの研究開発に従事する大きな機関の一つであり、一連の防衛技術の最前線に位置している。DRDO は、技術を生産部門に移転する部局と協同して、防衛システムの設計開発および実証にかかる多数のプロジェクトを有する。爆発物と爆発関連技術、およびシステム工学とシステム統合に関する DRDO の経験と専門知識こそが、今回実験された 5 つの装置の重要な部分をなしている。

種々の核爆発物—例えば核分裂、ブースト付き核分裂、熱核、および低イールド（イールド＝発生エネルギー量）—の設計と開発は、BARC の 25 年を超える研究開発によってなされた。BARC はまた、部品の保存可能期間の長期化や、イールド対重量比の最適化など、新しい構造を作りだした。また核分裂性物質を適切な形に仕上げることも BARC によって行われた。1974 年 5 月の平和利用のための核実験（訳注：インドは当時からそう主張している）は、核装置に対するインドの能力を早い時期にかつ成功裡に実験して見せたものである。

DRDO 所属の研究所の一つは、確証済み設計の兵器化を担当した。すなわち新型起爆薬の設計と試験と製造、頑丈な高電圧点火システム、インターフェース工学、システム工学、軍事用仕様に適するシステム統合などである。他の三つの研究所が、空気力学、発火装置、導火線、安全インターロック、試験飛行などで貢献した。また DRDO は一連の試験を行い、必要な操作上の余裕を達成した。さらに DRDO は、DAE とともに核実験を実施するための現地工事を担当した。

DRDO と DAE は、インドが核の脅威を消去する能力をもつという国家的使命のもとに、それぞれの技術力を効果的に効率よく調整し合い力を合わせてきた。5 月 11 日の 3 つの核実験は、約 12 キロトンのイールドをもつ核分裂装置、約 43 キロトンの熱核装置、およびキロトン未満の装置を用いたものだった。これらの装置はすべて同時に爆発された。5 月 11 日の熱核装置のイールドに関しては、爆発の閉じ込めの問題や、近くのいくつかの村の建物や構造物への被害を最小限に止めることから決められた、厳しい規準に合うように計画されたことを指摘しておきたい。

5 月 13 日に、さらに 2 つのキロトン未満の核実験が行われた。これらもまた同時に爆発された。それぞれのイールドは 0.2 から 0.6 キロトンの範囲内にある。

5 月 11 日の核実験は、13 日と同様、完全に閉じ込められ、大気中の放射能の放出はなかった。

これら装置のイールドの測定値は事前の設計値と一致した。DAE が開発した複雑なソフトウェアを用いて装置の設計とイールドの予測がなされた。

5 月 11-13 日の核実験によって、いろいろな使用目的と運搬手段に合わせて、さまざまなイールドをもつ核兵器を設計できるわれわれの能力を確認する上で貴重なデータが取得できた。今回の核実験によって、新しい設計をコンピュータによってシミュレートする能力が大いに高められたし、将来必要とあれば、未臨界実験の段階に進むこともできる。

DAE と DRDO とは、今回の作業を見事に支援したインド陸軍とインド空軍に対して感謝したい。また DAE と DRDO とが核の脅威に対抗する能力を有することに信頼を寄せてきた現政府と、これまでの政府に対しても感謝する。

資料11 NPT 延長後の核軍縮セミナー・池田外務大臣挨拶（抜粋）

1996年12月2日

※（見出しは編集部、「」は正確な引用。「非核地帯の拡大」や「消極的安全保障——第一使用禁止」などへの言及はない。）

現実的・段階的アプローチ

「核軍縮に向け国際社会としてまず取り組むべき課題は、核廃絶という共通目標を達成するためのアプローチに合意することであり、まさにこの点をめぐり国際社会に深い意見の対立があることが問題となっています。一つの考え方として、核兵器国に対して即時、あるいは期限を付して核廃絶を約束させるための条約交渉を直ちに開始すべきという主張があります。このような主張は、核廃絶という目標を直ちに実現しようとする、いわば direct approach とでもいうべきものですが、現実の国際社会においてかかるアプローチを進めていくための諸条件が存在するか否か疑問なしとしません。未だに大量の核兵器が現実に存在する中で、国際社会の安全と安定の問題を置き去りにして、単に軍縮措置だけを進めるということはできないということに留意する必要があります。むしろ、我が国としては、核兵器のない世界を実現していくためには、現実的な核軍縮措置を一步一歩積み重ねていくことが重要であると考えております。これは、先ほどの direct approach との対比でいえば、realistic and incremental approach とでも呼びうる考えです。国際社会の共通理解が得られないアプローチを提唱し続けていくだけでは核軍縮に向け一歩も前に進みません。重要なことは、現実の国際安全保障環境に配慮しつつ核兵器国も含め国際社会全体として同意しうる措置を一つ一つ実現していくことであると信じております。」

NPT 体制を重視

「まず第一に、我が国は、NPT の役割を重視しています。この条約がなければ、核兵器国は現在よりも多数となり、国際社会ははるかに不安定になっていたでしょう。」

「我が国としては、NPT の無期限延長と同時に、『核不拡散と核軍縮のための原則と目標』と、『NPT の再検討プロセスの強化』という二つの決定が行われたことを重視しています。」「2000 年に開催される予定の次回再検討会議の成功に向けて、1997 年に開催される第一回準備委員会において、強化された再検討プロセスが円滑に開始されることが重要であり、全ての NPT 締約国に対し、そのために最大限の努力を払うこと改めて呼びかけたいと思います。」

CTBT の重要性

「第二に、核軍縮と核不拡散を進める上で、核兵器の質的向上に歯止めをかけることが必要であり、その意味で、包括的核実験禁止条約（CTBT）の重要性を改めて強調したいと思います。」「我が国は、現在核実験の停止を宣言している核兵器国が、「今後再び核実験を行わないことを確信しており、また、この条約に反対の立場を表明した国が」「この条約を早期に締結することによりこの条約が可能な限り早期に発効することを強く希望しています。」「軍縮のための措置は、有効な検証手段を基礎とした効果的な実施体制を伴ってはじめて真に実効的なものとなるのであり、CTBT もその例

外ではありません。」「我が国は、」「地震観測技術を活用した核実験探知技術の向上」や「開発途上国を対象として地震学の専門家を育成する研修」など「CTBT の為の検証体制作りのための努力を一層強化していく所存です。」「(CTBT 機関準備) 委員会の活動の円滑な立上りのために人的、財政的な支援を積極的に行っていきます。」

次はカットオフ条約

「第三に、「核兵器の原料物質となる核分裂性物質の生産を禁止する、いわゆるカットオフ条約をジュネーブの軍縮会議において早期に開始することが重要です。これまでの核軍縮に関する多くの多国間条約交渉と同様、カットオフ条約の交渉においても、有効な検証措置をいかに整備するかといった点を含め、多くの困難な問題を解決していかなければならないでしょう。しかしながら、私は、先に述べた『核不拡散と核軍縮のための原則と目標』において再検討延長会議に参加した全ての加盟国が、CTBT の次のステップとしてカットオフ条約交渉の即時開始と早期妥結が重要であることをについて合意していることを再確認したいと思います。」

いっそうの核兵器削減

「第四に、これらの現実的な多国間軍縮措置を着実に進めていく一方、核兵器国は自らの措置として核軍縮を一層進展していくことが強く期待されます。核兵器国は、世界の平和と安定に寄与するため、NPTへの参加を通じ核の選択を自ら放棄した多数の非核兵器国の信頼に応え、この条約の第六条で約束した核軍縮努力を積極的に推進していくことが求められています。」

解体核物質の処分

「第五に、既存の核兵器の廃棄を着実に進め、また、解体された核兵器から生ずるプルトニウムや高濃縮ウランに関する透明性を高め、軍事再利用されないように処理・処分することも、核軍縮を不可逆的なプロセスとするために重要です。」「我が国は、1993年4月に旧ソ連の核兵器解体を支援するために一億ドル相当の協力をを行うことを発表し、その後ロシア、ウクライナ、カザフスタン、およびベラルーシ各國と二国間の枠組みに関する協定を締結しました。」「また本年4月にモスクワで行われた原子力安全サミットにおける決定に従い、10月にはパリにおいて、防衛目的にとり不要となった核分裂性物質の処理・処分を検討する国際的専門家会合が開催されました。」「我が国としては、このような兵器級核分裂性物質の透明性を高め、軍事再利用されないよう、核兵器国自身がこのような物質を可能な限り早急にIAEAの保障措置の下に置くことを求めて」います。

資料12 マレーシア決議案への林暘軍縮大使の態度表明

国連第一委員会にて、1997年11月

議長、ありがとうございます。

「核兵器による威嚇とその使用の合法性に関する国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見」と題する文書 A/C. 1 /52L. 37 の決議草案についての日本の立場を説明したいと思います。

議長。

以前にも説明しました通り、悲しむべき被爆体験を持つ日本は、比類のない人間の苦しみを生み出す核兵器が、二度と使用されることがないよう心から望んでおります。そして、核兵器のない世界に向かってたゆみない努力がなされるべきであると固く信じるところであります。

人類に対する破壊と死傷をもたらす核兵器の巨大な破壊力ゆえに、核兵器の使用は、国際法に思想的な基礎を与えていた人道の精神に明らかに反するものであると、日本は信じます。

この決議草案が述べている ICJ の勧告的意見は、問題の複雑さを示しています。

したがって、私たちはこの勧告的意見が、核兵器の使用についての国際社会の法的見解にもたらす意味あいについて、注意深く吟味したいと思います。

核軍縮を追求し、それに関する交渉を誠意をもって締結する義務が存在しているという ICJ の裁判官たちの一致した意見を、私たちは支持します。核不拡散と核軍縮の分野でたゆみない一歩一歩の前進をかちとるために具体的な措置をとらなければならないということを、日本は固く信じるものであります。

これとの関連におきまして、私たちは次のように信じています。つまり、この草案が求めているように核兵器禁止条約の締結にいたる交渉を1998年中に始めるというのではなく、1995年に採択された「核不拡散と核軍縮のための原則と目的」が述べているとおり、国際社会はカットオフ条約についての交渉ができるだけ早く開始することがもっと重要であります。カットオフ条約こそは、包括的核実験禁止条約が成功裡に締結されたのにつづくべき現実的措置であります。

このような理由から、日本は全体としての決議草案 L.37 を支持することはできません。

議長、ありがとうございました。

資料13 日本提案の「究極的核廃絶に向けた核軍縮決議」

国連総会にて採択、決議番号 A/52/38K、1997年12月9日

総会は

1994年12月15日の総会決議49/H、1995年12月12日の総会決議50/70C、及び、1996年12月10日の総会決議51/45G を想起し、

冷戦の終結により世界を核戦争の恐怖から解放する可能性が増したことを認識し、

ベラルーシ、カザフスタン、ロシア、ウクライナおよびアメリカ合衆国を締約国と

する戦略兵器削減条約（START I）の発効を評価し、およびアメリカ合衆国によって批准された START II の早期発効を待望し、

その他の核兵器国の核軍備の削減を歓迎し、

ベラルーシ、カザフスタン、ウクライナからのすべての旧ソビエト社会主义共和国連邦の核兵器の撤去を歓迎し、

また、1997年3月21日にヘルシンキで、ロシア連邦とアメリカ合衆国の大統領により発出された、START II が発効し次第、両国はただちに START III 合意に関する交渉を開始するとの共通の了解を述べた共同声明を歓迎し、

1995年のNPT再検討・延長会議において核不拡散条約の無期限延長が無投票で決定され、同時に、「条約の再検討プロセス強化」および「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」が決定されたことを歓迎し、

「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」において、以下の措置がNPT第6条の完全な実現および効果的な実施のために重要である旨言及されたことに留意し、：

- (a) 普遍的で国際的かつ効果的に検証可能な CTBT の軍縮会議による交渉の1996年までの妥結および同条約発効までの核実験の最大限の抑制
- (b) CD特別（専門）コーディネーターのステートメントおよびそこに含まれるマントーに従い、核兵器その他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する非差別的で普遍的に適用される条約の交渉を即時に開始し、早期に妥結すること
- (c) 核兵器国による核兵器廃絶を究極的目標とした核兵器削減の系統的かつ漸進的努力並びに全ての国による厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍縮の決然たる追求

第50回国連総会における包括的核実験禁止条約の採択及び第51回国連総会冒頭における同条約の署名開放を歓迎し、また、これに続く140カ国以上の加盟国による同条約への署名に留意し、

また、2000年に開催される予定の次回再検討会議のための1997年4月の第1回準備委員会が成功裡に終了し、NPTの強化された再検討プロセスが円滑に開始されたことを歓迎し、

核不拡散の確保および核軍縮の進展が国連の最も重要な目的の一つである国際の平和と安全にとり重要な要素であることを想起し、

1. 核不拡散条約非締約国に対し、同条約の普遍的遵守の重要性を認識して早期に同条約に加入することを要請し、

2. 核兵器国による、核兵器の廃絶を究極的目標として世界的に核兵器を削減する系統的かつ漸進的努力の決然たる追求、すべての国による、厳格で効果的な国際管理の下における全面完全軍縮の追求を呼びかけ、これらの国が進捗状況または努力につき他の国連加盟国にしかるべき通報することを求め、
3. 核兵器の解体における進行中の努力を歓迎するとともに、解体された核兵器から生じる核分裂性物質の安全かつ効果的な管理の重要性を留意し、
4. すべての核不拡散条約締結国に対し、2000年に開催される予定の次回再検討会議の成功のため、最大限の努力を払うよう求め、
5. すべての国に対し、大量破壊兵器の軍縮と不拡散の分野における約束を完全に履行するよう呼びかける。

資料14 各国の将軍と提督による核兵器についての声明

1996年12月4日

自分たちの国や国民の国家的な安全保障に生涯を捧げてきた軍事専門家として我々は、核兵器国武器庫の中にある核兵器や、他の国が核兵器を取得するのではないかという絶えざる脅威が、世界の平和と安全保障、および我々が守ろうとして身を捧げてきた人々の安全と生存をおびやかすものになっていると確信している。

国を問わず、軍隊における兵器や戦争に関して我々が果たしてきたさまざまな責任や経験を通して、自分たちの国と国民が現在おかれている安全や不安全について、精通した、おそらくは他の追随を許さない知識を我々は獲得している。

核兵器は、広島と長崎以後使用されたことはないけれども、人類の存在そのものに対する、明白で現在的な危険となっていることを我々は知っている。冷戦中には超大国においてみな殺しの大きな危機が存在した。少なくとも一度、文明は破滅の悲劇への瀬戸際に立たされた。そのような危機は現在は遠のいている。しかし、永遠にというわけではない。——核兵器が廃棄されない限り。

冷戦の終結は、核軍縮に対して好都合な条件をつくりだした。ソビエト連邦と合衆国との間の軍事的対決の停止は、戦略的および戦術的核兵器の削減と中距離ミサイルの廃棄を可能にした。ベラルーシ、ガザフスタン、ウクライナが核兵器を放棄したことは、核軍縮への道のりでの画期的なできごとであった。

1995年における核不拡散条約の無期限延長と、1996年の国連総会での包括的核実験禁止条約の採択もまた、核兵器のない世界への重要な歩みであった。我々はこのような結果をもたらした努力を賞賛する。

残念ながら、このような前進にもかかわらず、真の核軍縮はまだ達成されていない。条約は核弾頭ではなく運搬手段の破棄を求めていただけである。これはロシアと合衆国に核弾頭を予備倉庫に保管することを可能にし、「後もどり可能な核能力」を生みだ

している。しかし冷戦後の安全保障環境の下では、もっとも普通に想定される核の脅威は抑止に敏感ではなく、まったく信頼性のないものである。したがって、核問題において世界がとるべき態度として、「あいも変わらぬやり方」は受け入れられるものでないと我々は信ずる。

以下のような手段が緊急に必要であり、ただちに着手されるべきだというのが我々の深く信ずるところである。

第一に、現存および計画中の核兵器の貯蔵量はあまりにも過大であり、ただちに大幅に削減されるべきである。

第二に、残存する核兵器は徐々に、透明性を保ちながら警戒体制を解除し、核兵器国においても事実上の核兵器国においても、即応体制は大幅に縮小されるべきである。

第三に、長期的な国際的核政策は、継続的で、完全かつ撤回不可能な核兵器の廃棄という、宣言された原則に基づくべきである。

合衆国とロシアは——その軍事的安全保障を何ら損なうことなく——すでにSTART（戦略核兵器削減条約）によって開始されている削減過程を前進させるべきである。両国は核弾頭数を各々1000から1500発に、可能ならばそれ以下に、削減すべきである。他の三つの核保有国と三つの事実上の核兵器国は、縮小過程がさらに進行し、数百発のレベルに達したならばこの過程に参加させるべきである。各国によるその領土保全のための防衛と、核廃絶への進展のあいだには何ら矛盾はない。

最終的に廃絶に向かうことを可能にする環境や条件について正確に予測したり、処方箋を書いたりすることは、現在は不可能である。一つの明らかに必要なことは、核兵器用物質の在庫量の収支計算と管理のための措置など、世界的規模の計画、つまり監視と検証である。これによって、ならず者やテロリストが、核能力をひそかに獲得しようとしても、かならず初期の段階で探知されることを保証することになる。内密の企てに対する強制的な国際的介入と中断措置が、確実かつ時宜をえて行われるための合意された手続きが不可欠である。

世界のいろいろな地域における非核地帯の創設、防衛の一般的分野での信頼醸成と透明性のための措置、軍縮と軍備管理の分野でのすべての協定の厳密な実施、軍縮過程での相互援助なども、核兵器のない世界をもたらすために重要である。協力、友好、相互交流および通信などのための実際的措置を含む、集団安全保障の地域システムの発展が、局地的な安定と安全のために不可欠である。

今年だけでも30件もの軍事的衝突が猛威をふるっている世界において、核兵器の存在とその使用に対する恐怖が、どの程度戦争を抑止してきたかを決ることはできない。しかしながら、現在核兵器を保有している国は、彼らの安全保障を提供する、より信頼でき危険性の少ない手段がえられたと確信できるまでは核兵器を放棄しないであろうことは明らかである。したがって、核保有国が核廃絶達成への固定された時間表に同意しないであろうことも明らかである。

同様に、現在核兵器を保有していない国の中に、やはり安全保障の手段を提供されない限り、永久に核兵器の取得と配備を行わない誓約をするつもりのない国があることも明らかである。また彼らは、現在の核保有国がその核独占を永遠に続けようとするならば、核兵器取得を放棄しようとはしないであろう。

核廃絶をめざす行動は、公然の核兵器国（中国、フランス、ロシア、連合王国、合衆国）、事実上の核兵器国（インド、イスラエル、パキスタン）、さらにドイツや日本のような主要非核兵器国が分担すべき責務である。すべての国家が同じ目的に向かって歩調をそろえて行動すべきである。

我々は歴史上もっとも重要なものとなる可能性のある挑戦を受けている。すなわち、核兵器のない世界の創造という挑戦である。冷戦の終結がそれを可能にした。

拡散、テロリズム、そして新たな軍拡競争の危険性が、それを必要なものとしている。我々はこの機会をとらえそこなってはならない。他に道はないのである。

署名者一覧

- カナダ ◆ V.ジョンソン陸軍少将（退役） 国立士官学校司令官
デンマーク ◆ グンナー・クリスチセン陸軍中将（退役） 元国防幕僚長
フランス ◆ アントワーヌ・サンギエッティ海軍大将 前フランス艦隊参謀長
ガーナ ◆ エマヌエル・アースカイン陸軍大将（退役） 国連中東派遣軍（UNTSO）総司令官および参謀長 国連レバノン派遣軍（UMFI）司令官
ギリシャ ◆ リチャード・カペロス陸軍中将（退役） 前軍団司令官／コスタス・コンスタンティニデス陸軍少将（退役） 陸軍信号部隊参謀長
インド ◆ インダール・ジット・リキエ陸軍少将（退役） 元国連事務総長（ハマーショルド、ウ・タント）軍事顧問／N.C.サート空軍元帥（退役）
日本 ◆ 左近允尚敏海将（退役） 元平和安全保障研究所上級顧問／志方俊之陸将（退役） 元陸上自衛隊北部方面監督
ヨルダン ◆ サーフィク・アイエリラト陸軍少将（退役） ムタ大学軍事問題担当副学長／モハメド・K・シヤブ空軍少将（退役） 元ヨルダン空軍副司令官
オランダ ◆ ヘンリー・J・バン・デ・グラーフ（退役） 国連軍縮問題諮詢会議メンバー
ノルウェー ◆ ロイ・ブレイヴィック海軍中将（退役） 元NATO代表、大西洋合同艦隊司令官
パキスタン ◆ イフスン・ウル・ハク・マリク陸軍少将（退役） 軍合同委員会司令官
ポルトガル ◆ フランシスコ・ダ・コスタ・ゴメス元帥 元陸軍総司令官、元ポルトガル大統領
ロシア ◆ ウラジミール・ベロウス陸軍大将（退役） ジェルジンスキー陸軍大学学部長／マクムート・ガレシー陸軍大将（退役） 元ソ連統合幕僚部次長／ボリス・グロノフ陸軍大将（退役） 議会国際問題委員会副委員長、元アフガニスタン駐在ソ連陸軍第40軍司令官、元ロシア外務省次官／ビクトル・コルトウノフ陸軍少将（退役） 元ソ連軍統合幕僚部次長／バレンティン・ラリノフ陸軍少将（退役） 総合幕僚大学教授／アレクサンダー・レベド陸軍少佐（退役） 元安全保障会議書記／ユーリ・V・レベデフ陸軍少将（退役） 元ソ連統合幕僚部次長／バティム・マガレフスキイ陸軍少将（退役） コミブイシェフ工兵大学次長／ウラジミール・メドウボドフ陸軍中将（退役） 核脅威削減センター所長／グレゴリー・ミハイロフ陸軍准将（退役） 元ソ連統合幕僚部次長／ユージェニー・ノジン陸軍少将（退役） 元ソ連統合幕僚部次長／Lev・ロキリン陸軍中将（退役） 議会国防委員会委員長 元ロシア陸軍第4軍団司令官／イバン・スレポート陸軍中将（退役） 元ロシア統合幕僚部部長／レア・シモニアン陸軍少将（退役） 総合幕僚大学部長／ボリス・T・シリコフ陸軍大将（退役） 元国防省首席専門官／ニコライ・テヘロフ陸軍准将（退役） 元ソ連統合幕僚部部長／ミカエル・S・ビノグラードフ陸軍中将（退役） 元ソ連統合幕僚部作戦戦略センター次長／ラディイ・ズブコフ海軍少将（退役） ソ連海軍航海部長
スリランカ ◆ ウパリ・A・カルマラトネ陸軍少将（退役）／C.A.M.M・シルバ陸軍少将（退役） 合衆国USF

- タンザニア ◆ H・C・ルポゴ陸軍少将（退役）元タンザニア軍首席監察官
 英 国 ◆ サー・ヒュー・ビーチ陸軍大将（退役）連合王国防安全保障会議メンバー／ミカエル・カーバー卿陸軍元帥（退役）英國陸軍東部方面軍総司令官（1967～1969）統合幕僚長（1971～1973）国防幕僚長（1973～1976）／ミカエル・ハーポット陸軍准将（退役）元国連キプロス平和維持軍参謀長／アリストア・マッキー空軍准将（退役）元空軍幕僚部司令所長
- 米 国 ◆ ジエリヤス・ベクトン陸軍中将（退役）／ウィリアム・J・バーンズ陸軍少将（退役）INF交渉統合参謀本部代表（1981～88）核軍縮のための対ロシア特別使節（1992～93）／ユージン・J・キャロル Jr. 海軍少将（退役）国防情報センター次長／ジョン・H・クッシュマン陸軍中将（退役）第一軍団（ROK／US）グループ（在韓国）司令官／ジョン・R・ガルビン陸軍大将 連合軍最高司令官、ヨーロッパ（1987～1992）／ノエル・ゲイラー海軍大将（退役）元太平洋方面司令官／チャールス・A・ホーナー空軍大将（退役）連合空軍、砂漠の嵐、司令官 元アメリカ宇宙軍司令官／ロバート・G・ジェイムス海軍少将（退役）／ウィリアム・E・オドム陸軍大将（退役）ハドソン研究所国家安全保障研究室室長 謀報部次長補及次長（1981～1985）国家安全保障局局長／アンドリュー・オマエラ陸軍大将（退役）元在欧アメリカ陸軍司令官／ロバート・E・パースリー空軍中将（退役）／ウィリアム・L・リード海軍少将（退役）元アメリカ海軍大西洋艦隊、水上部隊司令官／バーナード・W・ロジャース陸軍大将（退役）元アメリカ陸軍幕僚長 元NATO軍最高司令官（1979～1987）／ジョージ・M・セニニアス、II陸軍中将（退役）元陸軍軍備管理軍縮局長／ジョン・J・シャナハン海軍中将（退役）国防情報センター所長／ウィリアム・Y・スミス陸軍大将（退役）元合衆国ヨーロッパ駐屯軍副司令官／ジェイムス・B・ウィルソン海軍中将（退役）元ボーラス潜水艦艦長

資料15 核兵器に関する世界の文民指導者の声明

ワシントンD.C.、1998年2月2日

冷戦の終焉は、国際政治や安全保障の分野に深遠な変化をもたらした。イデオロギー的な対立にかわって、人間の取り組みのあらゆる分野で地球大の関係が発展しつつある。断絶的な状況がある一方で、平和的な対話も行われている。鋭い敵対関係もあるが、暴力や流血事態ではなくて、平和的解決を図る相当な努力も行われている。

とくに重要なのは、核兵器の壊滅的な脅威のない世界の実現という長年求めてきた展望が、突然、手のとどくものとなったことである。人類の歴史の中で画期的な時期が訪れているのである。この崇高な目標の実現する奇跡に近い機会が生じている。しかし、この機会は壊れやすいものもある。核拡散の可能性は、いつまでも阻止しておけるものではない。学者や政治家らが、この問題に緊急に着目し最善の努力をすることが求められる。

核保有国、それに事実上の核保有国の指導者らは、1970年の核拡散防止条約（NPT）に記されており、また、その無期限延長を定めた1995年の文書によって明確にされ再確認された核軍縮の約束を果たさなければならない。そのためには、彼らは、核兵器を系統的かつ漸進的に削減し、その重要性をなくしていく作業を開始し、また、彼らの目標が、最終的に核兵器を廃絶することにあると明確に宣言しなければならない。

多くの国々の軍部の多くの指導者たちが、核兵器のない世界の方が、すべての国々の安全がより保障されることになると警告を発してきた。核兵器のない世界という目

標に向けてただちにとるべき、そして実行可能な措置が、「核兵器の廃絶に関するキャンベラ委員会の報告」を初めとする注目すべき多くの研究によって列挙されている。われわれ以下に署名したものは、これらの提案のなかでも、次の措置を全面的に支持するものである。

1. 核兵器の臨戦態勢を解き、核兵器をその運搬手段からはずして、各国の安全な貯蔵の下に置く。
2. 核兵器用の核分裂性物質の生産を中止する。
3. 包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効するまでの間、核実験を停止する。
4. START 2 の批准に関係なく、米ロの間で核兵器のさらなる大幅削減に向けた交渉を直ちに開始する。
5. 他の核保有宣言国、また宣言していない核保有国は、米ロの核兵器保有量が自分たちのレベルに近づいたとき、国際的な査察、証明、保障措置の制度の枠内で、比例関係に基づいた削減過程に参加することを明確に約束する。
6. 核廃絶という遠いかもしれないが最終的な目標に向けた措置の実施、達成、執行の計画を作成する。

以上6つの措置は、ただちにとられるべきものである。

以下の追加的措置は、現在妥当で実施可能なものか判断するために注意深く検討すべきものである。

- ◆自国の主権の及ぶ領土以外のところに配備されている核兵器を自国に持ち帰る。
- ◆核兵器の「第一不使用」を約束する。
- ◆大型の長距離弾道弾の生産と保有を禁止する。
- ◆核兵器の生産に必要なすべての物質について計量し、国際的な保障措置の下に置く。

世界は、核戦争の脅威の下で、あるいは、核抑止がもたらす心配でもろい平和のもとで、永遠に生き続けることを運命づけられてはいない。このような脅威は許容できないものであり、このような平和は平和の名に値しない。核兵器の圧倒的な破壊力そのものが、その廃絶を道徳的義務とする。これが、われわれに与えられた使命である。さあ、始めよう。

署名者一覧

- アルゼンチン ◆ ラウル・アルフォンシン（元大統領）
 オーストラリア ◆ マルコム・フレーザー（元首相）／ゴフ・ホイットラム（元首相）／キム・C・ビーズリー（元副首相）／リチャード・バトラー（国連大使）／ギャリス・エバンス（元外相）
 バングラデシュ ◆ A. D. M. S. チュウドリー（元副首相）／ムハンマド・ユーナス（グラミーン銀行支配人）
 ブラジル ◆ ジョセ・サルネイ（元首相）／セルソ L. N. アモリン（元外相）
 ブルガリア ◆ ニコライ・ドブレフ（元内務相）／ニコライ・カモフ（外務委員長）／ディ

ミトゥラ・パブロフ（国防相）
 カナダ ◆ ピエール・トルドー（元首相）／ダグラス・ロウチ（元軍縮大使）
 チリ ◆ ホワン・ソマビア（国連大使）
 中國 ◆ 錢家棟（元国連大使）／陳繼峰（中国平和軍縮人民協会）
 コロンビア ◆ ミサエル・パストラナ・ボレロ（元大統領、97年8月死去）
 コスタリカ ◆ ホセ・フィゲレス（大統領）／オスカル・アリアス（元大統領）／ロドリゴ・カラソ（元大統領）／レベカ・グリンスパン・マユフィス（第二副大統領）／ロドリゴ・オレアムノ・B（第一副大統領）
 キプロス ◆ ジョージ・バシリウ（元大統領）
 エジプト ◆ エスマット・アブドゥル・メギド（元外相）
 フィンランド ◆ カレビ・ソルサ（元首相）
 フランス ◆ ミシェル・ロocard（元首相）／ジャック・アタリ（元大統領特別顧問）
 グルジア ◆ エドアルド・A・シェワルナゼ（大統領）
 ドイツ ◆ ヘルムート・シュミット（元首相）／ハンス・モドロフ（元首相）／エゴン・バール（元特別相）／アンゲリカ・バール（国防報道官）／アルフレッド・ドレガー（連邦議員）／ハンス・コシュニク（元EU行政官）／マルクス・メッケル（元東独外相）／バルター・ロンベルク（元東独蔵相）／ローター・シュペート（元州知事）／ハンス・ヨヘン・ボーゲル（元法務相）
 ハンガリー ◆ エルビン・ラスロー（ブタベスト・クラブ）
 イスラエル ◆ ヤエル・ダヤン（国会議員）
 日本国 ◆ 羽田孜（元首相）／細川護熙（元首相）／宮沢喜一（元首相）／村山富市（元首相）／竹下登（元首相）／土井たか子（元衆議院議長）／後藤田正晴（元副首相）／平岡敬（広島市長）／伊藤一長（長崎市長）／河野洋平（元副首相）／鯨岡兵輔（元衆議院副議長）／大江健三郎（ノーベル文学賞受賞者）
 キルギス ◆ アスカル・アカエフ（大統領）／ムラトベック・S・イマナリエフ（外相）／ローザ・オトゥンバエバ（元外相）
 レバノン ◆ サリム・エル・ホス（元首相）
 マレーシア ◆ イスマイル・ラザリ（国連総会議長）
 メキシコ ◆ ミゲル・デ・ラ・マドリッド（元大統領）
 モンゴル ◆ ポンサルマーギン・オチルバト（元大統領）／ジャルボ・チョインホル（米国大使）
 ナミビア ◆ サム・ヌヨマ（大統領）
 ナウル ◆ ラグモト・ハリス（元大統領）／ルーベン・ケン（元大統領）／デビッド・ピーター（元国会議長）
 オランダ ◆ ルドルフス・ルベルス（元首相）／アンドリース・ファン・アフト（元首相）／E・コルトハウス・アウテシュ（元スペイン大使）／J・ファン・ハウエリンゲン（元副国防相）／J. G. クラユベルド・バウテルス（元国防相）／D. J. H. クラウシンガ（元国防相）／J・ドゥ・ラウテル（元国防相）／J. C. テルラウ（元副首相）
 ニュージーランド ◆ デビッド・ロンギ（元首相）／ジェフリー・パーマー（元首相）
 北アイルランド ◆ メイリード・マクワイア（ノーベル平和賞受賞者）
 パキスタン ◆ サドラディン・アガ・ハン（元国連難民高等弁務官）／マフブブ・ウル・ハク（元蔵相）
 パナマ ◆ リカルド・デ・ラ・エスペリーリヤ（元大統領）
 フィリピン ◆ コラソン・アキノ（元大統領）
 ボルトガル ◆ マリア・デ・ローデス・ビンタシウゴ（元首相）

韓国 ◆ 申鉉碩（元首相）
 ロシア ◆ エゴール・ガイダル（元首相）／ミハイル・ゴルバチョフ（元ソ連大統領）／ゲオルギ・アルバトフ（米国カナダ研究所）／アレクサンドル・ベススマルトヌイフ（元ソ連外相）／ビタリ・ゴルダンスキー（パグウォッシュ委員会）／ローランド・ティメルバエフ（ロシア政治研究センター）／ユーブゲニイ・ベリコフ（国家安全保障会議委員）／アレクサンドル・N. ヤコブレフ（ロシア公共テレビ議長）
 南アフリカ ◆ F. W. デクラーク（元大統領）／デズモンド・ツツ（主教）
 スペイン ◆ エンリケ・バロン・クレスポ（欧州議会）／フェルナンド・モラン・ロペス（元外相）
 スリランカ ◆ A. T. アリヤラトナ（サルボダヤ運動）／アヌーラ・バンダラナイケ（元教育相）／ジャヤンタ・ダナパーラ（元米国大使）
 スリナム ◆ I. M. ジュワラペルサド（国会議長）
 スウェーデン ◆ ヨーラン・ペーション（首相）／イングバル・カールソン（元首相）／マイブリット・テオリーン（欧州議会）
 タンザニア ◆ アル・ハッサン・ムビニ（元大統領）／ジュリアス・ニエレ（元大統領）／サリム・アハメド・サリム（元首相）／ジョセフ・ワリオバ（元首相）
 タイ ◆ アナンド・パニヤラチュン（元首相）
 ウガンダ ◆ ミルトン・オボテ（元大統領）／ポール・カワング・セモゲレ（元副首相）／ナファリ・アケナ・アドコ（元安全保障相）／エマニュエル・オテング（元法相）
 英国 ◆ ジェームズ・キャラハーン（元首相）／デニス・ヒーリー（元国防相）／ジョン・エドマンズ（元軍備管理軍縮局長）／ベティ・ウイリアムズ（ノーベル平和賞受賞者）
 米国 ◆ ジミー・カーター（元大統領）
 ジンバブエ ◆ ロバート・ムガベ（大統領）

資料16 「アボリション2000」声明 ニューヨーク、1995年4月25日

私たちの子供や孫たち、未来のすべての世代にとって、世界が安全で生き延びることのできるものであるためには、私たちは核兵器のない世界を達成し、50年間続いた核実験や核兵器生産の遺産である環境破壊と人間への被害を補償する必要があります。

さらに、原子力技術の「平和利用」と戦争への利用の間に断ち切ることのできない関連があること、半減期の長い放射性物質の生成や利用により、未来世代への脅威がつきまとうことを認識しなければなりません。私たちは、大量破壊兵器用の物質を作り出したり何千世紀にもわたり環境を破壊し続けることのない、クリーンで、安全で、再生可能なエネルギー生産の形態に移行しなければなりません。私たちにとって本当に「奪いえない権利」は、原子力エネルギーにあるのではなく、核兵器のない世界に生きる人々の生命、自由、そして安全にこそあるのです。

私たちは核兵器のない世界は、注意深く一歩一歩達成してゆかなければならぬと認識しています。私たちは、それは技術的に可能だと確信いたします。政治的な意思の欠如、特に核兵器国の意思の欠如が、唯一の障害です。化学兵器、生物兵器が禁止されたと同じように、核兵器は禁止されなくてはなりません。

私たちは核兵器の廃絶を達成するために、すべての国に対し、特に核兵器を公然であろうと事実上であろうと保有する国に対し、次のことを実行することを求めます。

- 1) 限られた時間枠を定め、有効な検証と執行のための条項を備え、核兵器の段階的除去を求める核兵器廃絶条約の交渉をただちに開始し、2000年までに締結すること（注）。
- 2) 核兵器の使用や使用の威嚇を行わないことを直ちに無条件に約束すること。
- 3) しきい値をゼロに定め、すべての国の核兵器開発を禁止するという目的を明記した、真に包括的な核実験禁止条約を速やかに締結すること。*
- 4) 新しい核兵器を追加生産したり配備することを中止し、配備済みの核兵器の除去と不能化を開始すること。
- 5) 核兵器使用可能なすべての放射性物質の、軍事および商業用利用と再処理を禁止すること。
- 6) すべての国の核兵器使用可能な放射性物質と核施設を、国際的な計量、監視、保障措置のもとに置き、核兵器使用可能なすべての放射性物質の公的な国際登録を確立すること。
- 7) 非核の流体力学爆発、コンピュータ・シミュレーションなど（それらに限らず）研究室の実験による核兵器の研究、設計、開発、実験を禁止し、すべての核兵器研究所を国際監視のもとに置き、すべての核実験場を閉鎖すること。
- 8) トラテロルコ条約やラロトンガ条約で作られたような非核兵器地帯をさらに増やすこと。
- 9) 核兵器の使用と使用の威嚇が違法であることを認識し、これを公に、また国際司法裁判所において宣言すること。

10) 持続可能で環境に安全なエネルギー源の開発を推進し支援する国際エネルギー機関を設立すること。

11) 核兵器廃絶へのプロセスの立案や監視に、市民やNGOが参加することを保証する機構を創立すること。

核兵器のない世界は、人類すべてが熱望しているものです。この目標は、少数の国の核兵器保有を公認している核不拡散体制では達成できません。私たちの「共通の安全保障」には、核兵器の完全な除去が必要です。私たちはNPTの無期限、無条件延長に反対します。私たちの目的ははっきりしています。それは無条件の核兵器廃絶です。

(注)核廃絶条約は、不可逆的な核軍縮の方法を定めるべきであり、次のような内容を（それに限らず）含むべきである。つまり、配備されているすべての核兵器システムを撤去し不能化すること、核弾頭を不能化し解体すること、核弾頭と核兵器使用可能な放射性物質を国際的な保障措置のもとに置くこと、弾道ミサイルや他の運搬手段を破壊すること。この条約はまた、遅滞なく独立に実行されるべき、上に掲げたような方法を含むことも可能である。完全に履行された暁には、条約はNPTにとってかわるであろう。

資料17 モオレア宣言（「アボリション2000」設立声明への補足） テ・アオ・マオヒ*、モオレアでの「アボリション2000」会議にて、1997年1月25日

* フランス領ポリネシアに対する先住民（マオヒ）の呼称

本会議は、広島・長崎の人々の被爆から50周年である1995年に発せられた「アボリション2000」設立声明に述べられている合意事項や展望を再び確認する。それは、核兵器をきっぱりと無条件に廃棄するために活動し、52年間にわたる核兵器の使用、実験、生産の遺産である環境破壊や人的被害を正すためのものである。

しかし、フランス核実験の終結から一周年にテ・アオ・マオヒ*で開かれたこの会議は、核兵器の生産と実験の結果、先住民や植民地化された人々が特別に被害を受けていることに強い光をあてた。植民地化された人々の怒りや涙は、核時代のそもそも最初から、彼らの土地や大気や水が核開発のために取りあげられたにもかかわらず、彼らに何の相談もなく何の合意もなく、何の関与も与えられなかったという事実から発している。

植民地化された先住民の大部分は、この核の荒廃の矢面に立たされてきた。先住民の土地におけるウラン採掘や核実験から、プルトニウムや核廃棄物の投棄、貯蔵、輸送、さらに核のインフラストラクチャーのために土地が盗みとられたことにいたるまで。

「アボリション2000」設立宣言は、「核兵器廃絶の立案や監視に、市民やNGO（非政府組織）の参加がきわめて重要である」と述べている。私たちは、これを精神においても行動においても再び強調する。とともに、先住民や植民地化された人たちが、この過程にとって重要であることを指摘する。彼らが、核兵器サイクルに関する決定、とりわけあらゆる分野における核兵器の廃絶に参加することができ初めて、これが達成されるのである。自己決定、主権、そして独立という譲ることのできない権利が

地球から核兵器を永久になくするための共通の闇いに全世界の人たちが参加できるために不可欠である。

したがって本会議は、このモオレア宣言が「アボリション2000」設立声明への補足となることに合意する。

資料18 「アボリション2000」の自治体宣言採択、米サンタバーバラ市の例 決議番号97-032、1997年3月18日採択

- ◆核兵器が、文明、種としての人間、そして生命そのものに、継続的脅威であり続けているがゆえに、
- ◆核の時代を通して、都市は核兵器の第一の標的であり続け、そして今なお核兵器の大量破壊効果に対し無防備のままであるがゆえに、
- ◆核兵器の開発や維持は、今なお一年に何十億ドルも費やし、極端に高い費用がかかっており、これらの資源は、われわれの都市の基盤整備、市民の健康と福祉への援助、そして環境の質の保護や促進に利用されたほうがはるかに有効であるがゆえに、
- ◆公然たる核保有国5ヶ国（合衆国、ロシア、連合王国、フランスそして中国）が、1995年5月の核不拡散条約再検討延長会議で、「核兵器廃棄という究極的目標の下に、核兵器の世界的な削減のための系統的で前進的な努力」を追求することを約束したがゆえに、
- ◆1996年7月に、国際司法裁判所が全会一致で「厳格で効果的な国際監視の下でのあらゆる分野にわたる核軍縮につながるような交渉を誠実に行い、完了させる義務がある」と判決を下したがゆえに、
- ◆かつて米国の全戦略核戦力に責任を負ったリー・バトラー退役空軍大将が、核兵器を「本質的に危険で、あまりに高価で、軍事的に非効率で、人道的に許されない」と呼んだがゆえに、
- ◆冷戦の終結が、核時代を終結させるこれまでにない機会、現在そして将来の世代に対する責任を全うする機会、を提供しているがゆえに、

いま、それゆえ、サンタバーバラ市議会によって以下のことが決議された。

1. サンタバーバラは、自らを非核地帯として宣言し、非核地帯の世界全土への拡大を支援する。
2. サンタバーバラは、すべての核兵器を臨戦態勢から解除し、すべての核弾頭を運搬手段からとり外し、そして核兵器国がこれらの兵器の第一不使用に無条件に同意することを要求する。
3. サンタバーバラは、すべての核兵器保有国に対し、すべての核兵器を来世紀の早い時期に禁止し廃棄する核兵器禁止条約の交渉の即時開始、そしてこれらの交渉を2000年までに終結させることを要求する。
4. サンタバーバラは、この決議文の写しを、合衆国下院議員、合衆国上院議員、

そして大統領を含む、この自治体の選挙で選ばれた代表に送ることを命ずる。

資料19 核兵器禁止条約の2000年までの締結を求めている世界の自治体リスト

1998年5月26日現在、192自治体

* B=パロウ(市)、
D=地方議会、S=
シャイア(郡)
オーストラリア (143) ◆

地方政府全国議会／オーストラリア地方政府協議会／ニュー・サウス・ウェールズ地方政府協議会／サウス・オーストラリア地方政府協議会／ビクトリア自治体協議会／ウェスタン・オーストラリア自治体協議会
(以上全国または州レベルの自治体連合組織)

アデレード市／ブライ頓市／キャンプベルタウン市／チャールズ・スタート市／グレネルグ市／ハインドマーシュ・ウッドビル市／ホールドファースト・ペイ市／マリオン市／ミッチャム市／ムノ・バラ市／オンカパリンガ市／ブレイフォード市／ポート・アデレード・エンフィールド市／ポート・リンカン市／プロスペクト市／サリスベリー市／アンレイ市／ワイアラ市／ノーザン・エリアズ町／アレクサンドリーナD／クレアD／イースト・トレントD／エリストンD／グマラカD／カルーンダ・イースト・マレーD／マラーラD／マウント・リマーカブルD／ナラコルテD／ピーターバロウD／ウェイクフィールド地域議会／ゴーラー・タウン・コポレーション
(以上サウス・オーストラリア州)

コックバーン市／マンドゥーラ市／ワネロー市／ポート・ヘッドランド町／ビンセント町／アシュバートンS／ブリッジタウン・グリーンブッシュズS／バッセルトンS／コリーS／カバリングS／ダンダスS／ジェラマンガップS／コーダS／マウント・マグネットS／ローバーンS／シャーク・ペイS／タンペラップS／ビクトリア・ブレーンズS／ウインダム・イーストキンバレーS
(以上ウェスタン・オーストラリア州)

バララット市／ブリムバンク市／ケージー市／フランクストン市／グレーター・シロング市／ホーシャム市／ウォドンガ市／ウインダム市／ヤラ市／コランガマイ特S／ハインドマーシュS／ニランビックS／サーフコーストS／ウエスト・ウィメラS
(以上ビクトリア州)

ブラックタウン市／ブルー・マウンテンズ市／ブローケン・ヒル市／セスノック市／フェアフィールド市／ゴスフォード市／グレーター・リスゴー市／グレーター・タリー市／グリフィス市／ホーンズバイ市／ライクハート市／リズモア市／マンリー市／ランドウィック市／シェルハーバー市／サウス・シドニー市／ウランゴング市／バーウッド町／ペリングンS／クーラS／コーラモンS／クーナンブルS／ユーロボダラS／グロスターS／ガンドガイS／リートンS／メリワS／マレーS／ナンブッカS／ナロマインS／ニンボイダS／シングルトンS／リッチモンド・リバーS／トウードS／ウルマラS／ウララS／ウイングカリビーS／ウランディリS／ワイオングS／ヤロウルムラS／オーバーンD／コンコルドD／ベイ教区・ノースシドニー／ベネット教区・ノースシドニー／エドワード教区・ノースシドニー

／キアマ自治体議会／キョグル町／ニュートラル教区・ノースシドニード・スタントン教区
(以上ニューサウスウェールズ州)

(以上ノバ・スコシア州)

ブリスベン市／ローガン市／メアリー・パロウ市／ボーエンS／ブロードサウンドS／クリフトンS／クローネストS／ダグラスS／ジョンストンS／ジョンダリアンS／レイドレーS／リビングストンS／ロングリーチS／マーウェーS／ピーク・ダウンズS／パイン・リバーズS／スタンソープS／スリンゴワS
(以上クイーンズランド州)

サスカトゥーン市
(サスカチewan州)

ポローラ・コミュニティ／ウイリヤジャライ町／ユエンドゥムS／ガリウインク・コミュニティ(Inc.)
(以上ノーザン・テリトリー)

日本 (1) ◆

浦安市議会(千葉県)

バニー市／フリンダーズ町
(以上タスマニア州)

資料20 英国非核自治体連合のインド政府への要請文

1998年3月25日

インド高等弁務官
サルマン・ダイダー閣下

ニュージーランド (14) ◆

オークランド市／ダニーディン市／ハミルトン市／フット・バレー市／マヌカウ市／ポリラア市／サウス・タラナキ市／ワイタケレ市／ウェリントン市／ハウラキD／カウエラウD／マスター・タスマンD／テムズ・コロマンデルD

拝啓。

インド人民党率いる新政権が核兵器能力を開発する意向を持っていることを知り、私たちは大きな遺憾の念を抱いています。このニュースは、私たちのように長い間核兵器競争を止めようと努力してきた者たちを著しく落胆させるものです。

英国 (12) ◆

ブラックバーン市／ブラックブルB、ランカシャー／ペリー・メトロポリタンB／ノウズレイ・メトロポリタンB／リーズ市／マンチェスター市／マーサー・ティドビルB／オックスフォード市／サウス・ティネサイド・メトロポリタンB／ボルソバーD／ワンスペックD／ウェルイン・ハットフィールド町

核兵器は地球とその住民にとって脅威であり続けています。核兵器の存在そのものが、資源の優先使用や結果として生み出される汚染によって、毎日、無数の貧しい人々の生命を損なっています。まして核兵器の使用など、考えられないことです。1996年に、国際司法裁判所が核兵器の使用が国際法上正当化され得るような状況をまったく特定できなかったことにお気づきのことと思います。

米国 (15) ◆

デビス市／オークランド市／サンタ・バーバラ市／セバストポール市／サン・アンセルモ町／アラメダ・カウンティ
(以上カリフォルニア州)

貴政府が、立場を再考されるよう、そして核兵器のない未来を私たちの手のとどかないところに追いやってしまわれないよう、お願ひいたします。現在の核保有国が、期限を決めた世界的な核軍縮計画に2000年までに同意するよう迫っている努力——国や地域や地方自治体、そして市民団体が団結し、国際的に強まりつつある努力——を、貴政府が支持することを強く求めます。敬具。

フィラデルフィア市／ピッツバーグ市
(以上ペンシルバニア州)

英連邦非核自治体連合議長

マーティン・ヘミングウェイ議員

チエリー・ヒル市／ランバートビル市／ルーズベルト市／トレントン市／プリンストン・パロウ／プリンストン・タウンシップ
(以上ニュージャージー州)

ケンブリッジ・マサチューセッツ市
(マサチューセッツ州)

カナダ (7) ◆

ピーターパロウ市／ピーターパロウ・カウンティ／レイクフィールド村
(以上オンタリオ州)

プリッジウォーター町／ハリファックス地域自治体／リューネンベルグ町

以下のものは、日本の非核宣言自治体が、これまでとり組んだ活動や事業を分類整理したものである。必ずしもすべてが網羅されているわけではない。他にユニークなとり組みがあれば、編集部にご一報いただけると幸いである。

1. 宣言や条例の制定

●宣言(手続きにより3種類のものがある)

- ・首長提案・議会決議のもの
 - ・市民又は議員提案・議会決議のもの
 - ・再度の宣言を議会が決議したもの
- 条例（内容によりほぼ3種類に分類できる）
- ・非核平和条例（核兵器の通過などを具体的に禁止している、市民や市長の不断の努力を規定し、企画の段階からの市民参加を明文化している）
 - ・平和条例（平和行政、予算化などを規定）
 - ・平和基金条例（億単位の基金を制定し、利息による平和事業の実施、募金の拡大を）

2. 首長・議長の抗議や要請行動

- ・核爆発実験に対する抗議や要請文の持参・送付（仏・中国、インド・パキスタン）
- ・未臨界核実験に対する抗議 & 要請文の持参・送付（米、露）

3. 議会の決議など

- ・非核三原則の堅持を求める意見書の提出
- ・CTBT（核実験の全面禁止条約）の制定を求める意見書
- ・仏・中国、インド・パキスタンの核爆発実験の中止を求める決議
- ・米・ロの未臨界核実験に抗議し、今後の実験中止を求める決議
- ・非核法の制定を求める意見書の提出
- ・核兵器禁止の国際条約の制定を求める決議
- ・核兵器のない21世紀を希求する宣言に関する決議
- ・文民指導者の核兵器廃絶声明を支持する決議
- ・核兵器搭載艦船の入港を認めない港湾条例を求める決議
- ・入港するすべての艦船に「非核証明」の提出を求める意見書
- ・プルトニウム輸送の情報公開を求める意見書
- ・高速増殖炉「もんじゅ」の安全管理に関する意見書
- ・核燃料再処理事故に関する意見書

4. 非核・平和のための周知活動

- ・宣言の懸垂幕設置（車にステッカーも、アドバルーンの掲揚）
- ・宣言の碑の設置（石碑、ブロンズ像、被爆石）
- ・宣言の看板設置（多数あり、修理費も）
- ・宣言文の掲示（プレート、パネルを小学校、市の封筒類）
- ・市民キャンペーン（市民の集まる所へ出かけて、知らせる）
- ・平和盆踊り（平和の火リレー、風船メッセージ、灯笼、花火大会）
- ・無料電車「平和号」運行
- ・広報誌での啓発（多数あり）
- ・ローカル紙への行事掲載（テレビ・ラジオも）
- ・ホームページの作成（非核平和推進協議会ほか）
- ・憲法記念日・9条の掲示

5. 啓発品の配布

- ・啓発パンフレットの配布（多数あり）
- ・啓発用品の配布（ファイル中学一年生、球根と鉢、憲法手帳、テレホンカード、カレンダー、Tシャツ & 帽子 & 記念旗、皮製キーホルダー、全戸に色紙配布し千羽鶴をおおり広島へ持参、ティッシュ、水性ペン、平和はがき、バンドエイドセット、綿棒など多数）
- ・平和の花いっぱい運動（宣言文いり花の種三千個、リーフレット付、街頭 & 全小学生に配布、平和のバラ運動）

6. 祈念式典・集会

- ・平和のつどい（映画、演劇、展覧会、コンサートなどと一緒に）
- ・平和祈念式典（多数あり）
- ・戦没者追悼式
- ・黙祷の実施・半旗の掲揚（8／6・9・15の他、沖縄、空襲など各地の記念日に）
- ・平和の鐘の打鐘

7. 展覧会

- ・原爆パネル・資料展（ポスターも、ビデオも、戦災も、美術展も、宣言10年展も、県外も、ユニセフも、広島資料も、戦時下パネルやビデオ・図書）
- ・平和の絵募集（カレンダーに作成、ポスターに作成、作文、平和リボンも）
- ・平和ポスター展（平和はがき、その場で書くタペストリー）
- ・平和図書や資料の展示（図書館内、市役所）
- ・平和展（沖縄戦、シベリア抑留展、地域紛争と子どもたち展、戦争展、チェルノブイリからの訴え、加害の歴史に学ぶ、国連・平和パネル展、731部隊展など多数あり）
- ・子供会「平和壁新聞」

8. 講座・セミナー

- ・被爆の語りべ講演会（広島から、市内の）
- ・憲法記念講演会（多数あり）
- ・平和教育事業（実行委へ委託、映画会 & 講座、平和を考える講座、地球市民講座、平和・人権学級の開設）
- ・戦争体験を語る会・聞く会（実行委へ委託）
- ・戦争と平和を考えるおはなし会
- ・平和講演会（多数あり）
- ・国連と軍縮シンポジウム

9. フィールドワーク

- ・青少年被爆地派遣（広島・長崎各3名、広島2名、広島4名広島4名、広島12名）

- 長崎 2 名新成人、広島12名、広島16名、広島 7 名、広島 9 名、広島中学生、親子で長崎、感想文集の作成、報告会の開催、ビデオ作成 & ケーブルテレビでの放映、役所 & 学校で壁新聞掲示、長崎ピースフォーラムに参加等、被爆地での式典参加・資料館の見学や語り部の体験を聞いたり、地元の学校との交流などを行なう)
- ・市民の被爆地派遣（広島へ複数、広島中学生他、中学生他、小学生親子等10名以上広島 6 名、市民への補助金、青年団員、長崎15名、親子 5 組名市民補助多数沖縄も、市民多数委託、平和の使者広島へ12名、広島バス50名、親子10組、長崎30名、広島親子30組、広島バス30名、沖縄親子平和大使 8 組）
- ・議員・職員の被爆地派遣（式典や全国大会への参加、青少年や市民に同行も）
- ・平和バスツアー（丸木美術館・第五福竜丸保存館やピース大阪などの平和資料館など、沖縄などの基地や戦跡、地下壕等の見学・体験）
- ・沖縄派遣・交流（中学生を豊見城村へ、30名基地内見学も、小中学生120名）沖縄の戦跡などの説明のガイドを提供（養成講座も）
- ・大阪へ人権差別問題の学習

10. 音楽・映画など

- ・平和コンサート（器楽合唱の部とポピュラーの部実行委へ委託、南アフリカのグループなど多数あり）
- ・朗読劇など（手づくり実行委の独立採算も、一人芝居）
- ・平和の映画ビデオや図書の購入（貸し出しも、多数あり）
- ・非核平和映画会（ビデオで、市民団体の主催に支援、講演会も、市内 5箇所、親子向けアニメなど多数あり）
- ・平和書道展
- ・マンガ「21世紀への伝言・君たちの街にも戦争があった」の発行

11. 資料収集・展示

- ・平和資料展示室の運営（企画展、映像コーナーの設置）
- ・戦争体験の証言集・ビデオの作成
- ・平和資料館の運営（企画展・特別企画展の実施、広報誌の発行、資料の貸し出し、見学者の受け入れ、教員や地域指導者の施設見学会）
- ・平和資料コーナーの運営・海外資料の収集

12. 複合事業

- ・平和のつどい（被爆者の講演・コンサート、演劇・コンサート・資料展示、映画と講演コンサート等、国連平和フェスティバル、各区巡回展も、大阪の空襲展、沖縄の体験談・アニメ、女と平和を考える、平和を考える戦争展、愛・いのち・人権展、ようこそ沖縄ランドへ、平和と人権を考える、ムッちゃんの平和祭・小中弁論大会、那覇・広島・長崎ピースストライアングル合同事業、ベトナム外務省などを呼び平和フォーラム、・・・市民の実行委員会との共催も多く各自治体で内容は違う）

- ・ヒロシマ・ナガサキ平和アピール推進委員会の事業（世界平和連帯都市市長会議、海外での原爆展の実施、アジア記者招待プロジェクトなど）

13. 市民参加

- ・小中学生全員で千羽鶴作成（10000羽、広島・長崎へ持っていく）
- ・非核平和事業補助（原水爆禁止運動推進団体への助成、小中学生映画会、平和の火リレー等、憲法普及協議会へ、沖縄平和音楽祭実行委員会）
- ・小中学生の平和標語コンクール
- ・平和基金への募金活動
- ・平和施策懇談会（朗読劇・映画会・ミニコンサート、市民会議月二回）
- ・市民団体への協力（各住民協議会、各団体への補助、音楽会、戦争展、6月平和月間に市民の企画に賛同する 約11団体）
- ・市民団体への委託（平和推進協議会、平和を求める町民の会、・・・など、市民の実行委員会に委託し市の担当部局が事務局、約50自治体）
- ・平和行進隊への市長メッセージの委託（多数あり）
- ・平和リレーマラソン

核軍縮と非核自治体・1998

1998年7月21日発行

編集：「核軍縮と非核自治体・1998」編集委員会

代表 梅林 宏道／前田 哲男／川村 一之／田巻 一彦／

津留 佐和子／久保 博夫／川崎 哲

発行：平和資料協同組合（ピースデポ）

〒223-0051 神奈川県横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリューネ102号

Tel : 045-563-5101 Fax : 045-563-9907 E-mail : peacedepot@y.email.ne.jp

価額：1500円

郵便振替：00280-0-38075 加入者名：「平和資料協同組合」